

**第4期那須塩原市障害者計画・
第7期那須塩原市障害福祉計画・
第3期那須塩原市障害児福祉計画**

令和6(2024)年3月
那須塩原市

目次

第1編 第4期那須塩原市障害者計画

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・背景..... 1
- 2 計画の位置付け..... 2
- 3 計画の期間、策定体制、推進体制..... 5
- 4 社会情勢や国、県の動向について..... 8

第2章 那須塩原市の障害者を取り巻く状況

- 1 データ等からみる那須塩原市の障害者の状況..... 11
- 2 市民アンケート調査..... 19
- 3 事業所等調査..... 30
- 4 現状と傾向、課題のまとめ..... 38

第3章 基本的な方向性

- 1 基本的な視点..... 41
- 2 第3期計画の点検・評価結果..... 45
- 3 基本理念..... 47
- 4 計画全体のテーマ..... 47
- 5 基本目標..... 48
- 6 施策の体系..... 50

第4章 施策の展開

- 基本目標1 あなたとともに、わたしらしく生きていく..... 53
- 基本目標2 地域で誰もが手を取りあって、いきいきと活動していく.. 74
- 基本目標3 那須塩原市で安全に安心して暮らしていく..... 98

**第2編 第7期那須塩原市障害福祉計画・
第3期那須塩原市障害児福祉計画**

第1章 計画の概要と成果目標

- 1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本的な考え方.... 107
- 2 国の基本指針に基づく成果目標..... 109

第2章 サービス等の見込量と確保方策

- 1 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策..... 121
- 2 障害児福祉サービスの見込量と確保のための方策..... 133
- 3 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策..... 138

資料編

- 1 委員等名簿..... 147
- 2 用語解説..... 148

第1編

第4期 那須塩原市障害者計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 計画策定の趣旨

「第4期那須塩原市障害者計画・第7期那須塩原市障害福祉計画・第3期那須塩原市障害児福祉計画」（以下「第4期等計画」という。）は、那須塩原市で暮らす障害のある方々が、これからも地域で自分らしく、安全に安心して暮らしていけるよう、障害者施策を総合的に取りまとめる障害者計画と、障害者施策のうち主に生活に必要な支援・サービスを計画的かつ適切に提供するための各種事業を取りまとめる障害福祉計画及び18歳未満の障害児に対する同趣旨に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

(2) 計画策定の背景

第4期等計画は、前期計画である「第3期那須塩原市障害者計画（平成30年度（2018）～令和5年度（2023））」及び「第6期那須塩原市障害福祉計画・第2期那須塩原市障害児福祉計画（令和3年度（2021）～令和5年度（2023））」（以下「第3期等計画」という。）が、計画期間を満了することから、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に基づき、令和6年度（2024）を1年目とする次期計画として策定するものです。

なお、計画策定に当たっては、社会情勢並びに国の指針や動向等を把握し、かつ、本市に暮らす障害のある方々の現状や困りごと、必要とする支援等を調査・研究し、本市の障害のある方々を取り巻く現状や傾向、課題を十分に理解した上で、計画の方向性や施策・事業の見直しを行い、実態に即した計画とします。

計画の対象者

本計画の対象となる「障害者」とは、障害者総合支援法第4条において定義された、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上の人及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上の人並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度について、厚生労働大臣が定める程度である人で18歳以上の人をいいます。

また、「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

2

計画の位置付け

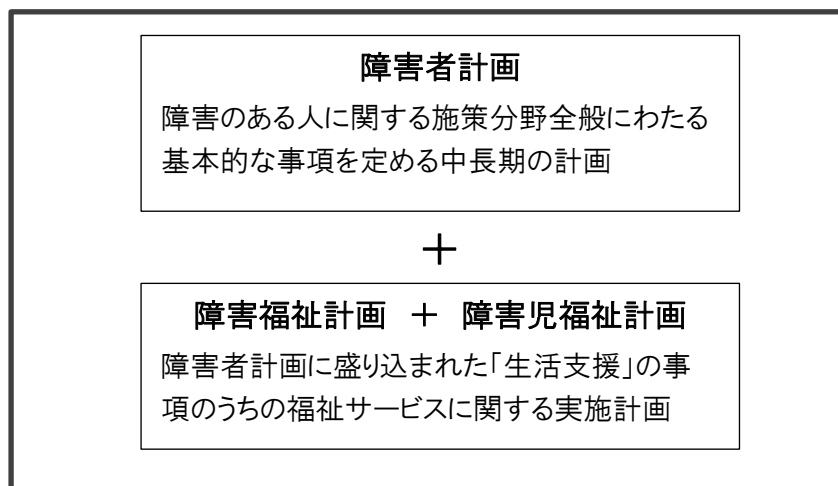
(1) 法令等による根拠

第4期等計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく『市町村障害者計画』と障害者総合支援法第88条に基づく『市町村障害福祉計画』、さらに、児童福祉法第33条の20に基づく『市町村障害児福祉計画』を一体的に策定するものです。

『障害者計画』とは、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」であって、障害のある人に関する施策分野全般にわたるものです。

また、『障害福祉計画』及び『障害児福祉計画』とは、「障害福祉サービス等の確保に関する計画」であって、主として、障害者計画に盛り込まれた「生活支援」の事項のうちの福祉サービスに関する実施計画の位置付けになります。

○計画の内訳：『障害者計画』、『障害福祉計画』、『障害児福祉計画』の3計画が一体的に策定された計画



○計画の根拠法：障害者基本法第11条第3項
障害者総合支援法第88条
児童福祉法第33条の20

「市町村障害者計画」
「市町村障害福祉計画」
「市町村障害児福祉計画」

(2) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (持続可能な開発目標)とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27(2015)年年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

第4期等計画との関連が特に深い目標は、次の7つです。

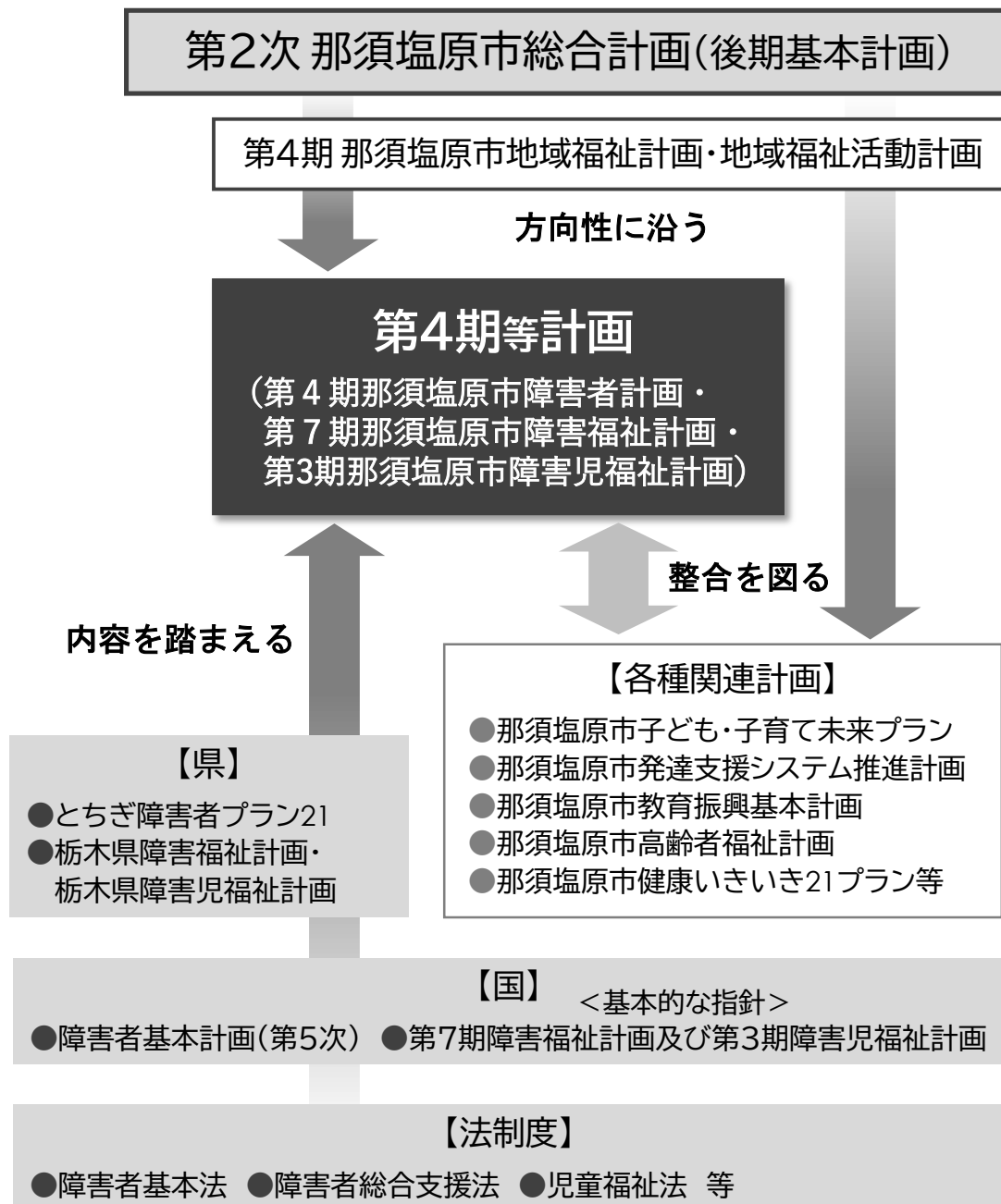
■本計画と特に関連が深いSDGs (持続可能な開発目標)

<p>①目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p> 	<p>②目標4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> 
<p>③目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> 	<p>④目標10 人や国の不平等をなくそう 所得格差を是正し、すべての人が人種や性別・階級などを理由に差別されることのない平等な世界を目指す</p> 
<p>⑤目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> 	<p>⑥目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> 
<p>⑦目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> 	

(3) 他計画との関係

第4期等計画は、市の最上位計画である「第2次那須塩原市総合計画（後期基本計画）」（令和5年度（2023）～令和9年度（2027））の政策方針や、福祉分野の上位計画である「第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（令和5年度（2023）～令和9年度（2027））の方向性に沿った障害分野の個別計画として位置付けます。また、本市の「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」や「那須塩原市教育振興基本計画」、「那須塩原市高齢者福祉計画」などの各種関連計画と整合を図るとともに、国の「障害者基本計画（第5次）」や県の「とちぎ障害者プラン」等を踏まえた計画を策定するものです。

■市の計画や国、県の関連計画との関係図



3 計画の期間、策定体制、推進体制

(1) 計画の期間

第4期等計画のうち、第4期那須塩原市障害者計画は、令和6年度（2024）から令和11年度（2029）までの6年間の計画とし、第7期那須塩原市障害福祉計画・第3期那須塩原市障害児福祉計画は、令和6年度（2024）から令和8年度（2026）の3年間の計画として策定します。

■第4期等計画及び市の関係計画の期間



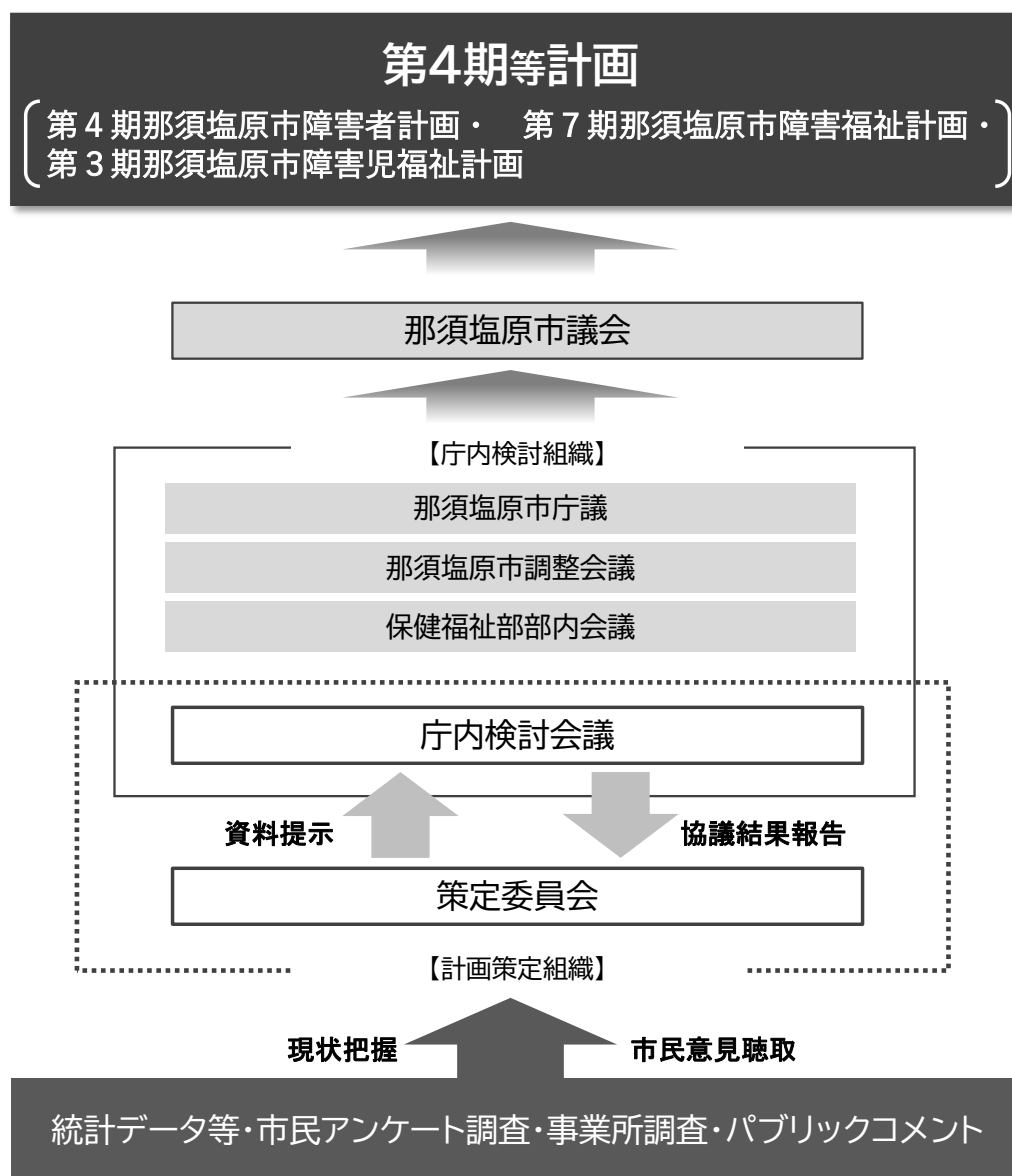
(2) 計画の策定体制

計画策定組織としては、すべての障害者を視野に入れた総合的な障害者施策を構築するため、庁内関係課による庁内検討会議及びサービス事業者、障害者関係団体、教育関係団体、雇用関係団体、学識経験者など各層の関係者の参画による「策定委員会」によって、取組の検討、計画の策定を行いました。

また、市内に暮らす障害者の生活や健康、ニーズなどを把握するために市民アンケート調査の実施や、事業所の運営や実状を把握するための事業所調査を行うなど、障害者施策を検討するための基礎調査や、第3期等計画の点検・評価を行い、内容の見直しを図るとともに、障害福祉サービス提供量の算定や確保方策について検討・調整を行いました。

あわせて、パブリックコメントを実施し、市民の方々の意見を取り入れ、これをもって第4期等計画としました。

■ 第4期等計画の策定体制



(3) 計画の推進体制

第4期等計画を推進していくためには、障害者施策に関わる行政、社会福祉協議会、障害者団体、サービス提供事業者、地域活動団体、民生委員・児童委員、市民等が本計画の方針を理解した上で、それぞれがネットワークを形成して取り組む必要があることから、第4期等計画の内容について普及啓発を進めます。

また、第4期等計画の進行管理及び評価に当たっては、PDCAサイクルを活用し、事業者や関係機関によって構成される「那須塩原市地域自立支援協議会」において行うとともに、庁内関係部局との連絡調整体制の整備や、必要に応じて障害のある人及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、総合的かつ効果的な推進に努めます。

さらに、障害者福祉の中には、市だけで行うことが困難な広域的、あるいは専門的・技術的な事業もあることから、広域的連携の調整、モデル的事業の誘導など、国や県等の関係機関との連携を強化し、事業を推進します。

■第4期等計画の推進体制



4

社会情勢や国、県の動向について

(1) 近年の障害者に関わる社会情勢

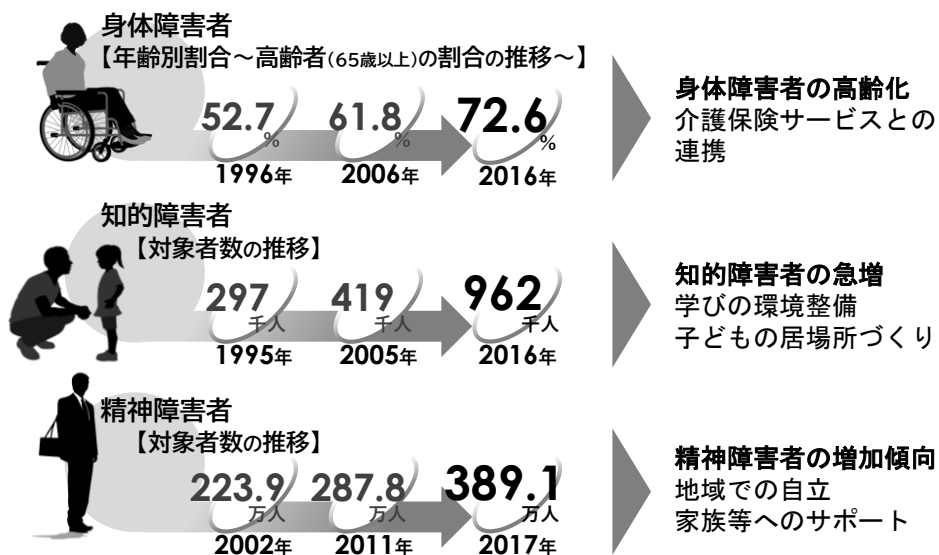
近年の障害者の全国的な傾向としては、身体障害者手帳所持者の高齢化（65歳以上が7割以上）、知的障害者の増加（10年間で倍増）、精神障害者の増加傾向などがあります（令和4年版『障害者白書』より）。

身体障害者については、医療の発展により障害となる原因の予防や改善などが進んだことから、新たに身体障害者となる人が減少し、高齢化が進んでいる状況です。また、知的障害者については、発達段階で診断され、知的障害ないしは発達障害の研究や認知が広がったことから、対象者が増加していると推測されます。

また、近年の障害者を取り巻く社会問題としては、障害者への虐待や差別をなくすという動きから更に一歩進んで、行政や民間企業にもよりきめ細かく取り組む姿勢が求められ、教育においては、均一で平等な教育機会の提供を学校や家庭においてどのように取り組み支援していくべきかが問われ、さらには、障害者の保護者の高齢化による、いわゆる“親亡き後”の障害者の暮らしへの支援が急務となっています。

加えて、障害を取り巻く環境として、“ダブルケア”、“ヤングケアラー”、“生活困窮”といった複合的な問題へも同時に対応する支援が求められています。

■近年の障害者を取り巻く社会問題



差別や虐待の防止、合理的配慮を含めた啓発
“親亡き後”の居場所、就労支援、地域での自立
発達障害児や情緒障害児等への学校・家庭での学びの提供



“ダブルケア”や“ヤングケアラー”など家族の介助事情
経済的な困窮など複数の福祉支援を必要とする世帯の増加

(資料) 令和4年版『障害者白書』を基に作成

(2) 国の動向・方針

① 障害者基本計画の動向

国では、令和5年（2023）3月14日に、令和5年度（2023）を1年目とする5年間（令和5年度（2023）～9年度（2027））の計画として「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定されました。第5次計画で追加された項目や視点は次のとおりです。

■第5次計画で追加された項目や視点（概要・一部抜粋）

1. 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえる
2. 「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)の理念の記載
3. 「障害者差別解消法改正法」の内容を記載
4. デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組を推進
5. ヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援の重要性
6. 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえた取組を推進
7. 虐待の早期発見や防止に向けた取組
8. ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
9. 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援
10. 心身の障害等により制限を付している法令の規定(相対的欠格条項)の見直し
11. 障害児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
12. 公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備

② 障害福祉計画・障害児福祉計画の動向

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本的な指針に基づき、都道府県及び市町村が策定することとされています。令和5年5月19日に、こども家庭庁・厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が発出されました。

また、同日付けで「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部が改正されました。今回改正された内容についての概要は、次のとおりです。

■基本的な指針の一部改正等により追加された項目や視点（概要・一部抜粋）

1. 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、取組を実施することが必要
2. 地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める
3. 必須事業及び任意事業の内容について、記載する
4. 令和8年度までの各年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める
5. 広域的・総合的な実施など効果的・効率的な事業の確保方策を定める

(3) 県の動向・方針

県では、国の障害者基本計画に当たる「とちぎ障害者プラン21」（2021～2023）が、今年度で計画期間を満了するため、現在、次期計画を策定しています。

重点取組として、「情報アクセシビリティ（情報の利用のしやすさ）の向上」や「文化芸術、スポーツをはじめとした学びと実践の機会の充実」などをあげています。

また、「栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）」についても、今年度が計画の最終年度となるため、現在、次期計画を策定しているところです。

第2章 那須塩原市の障害者を 取り巻く状況

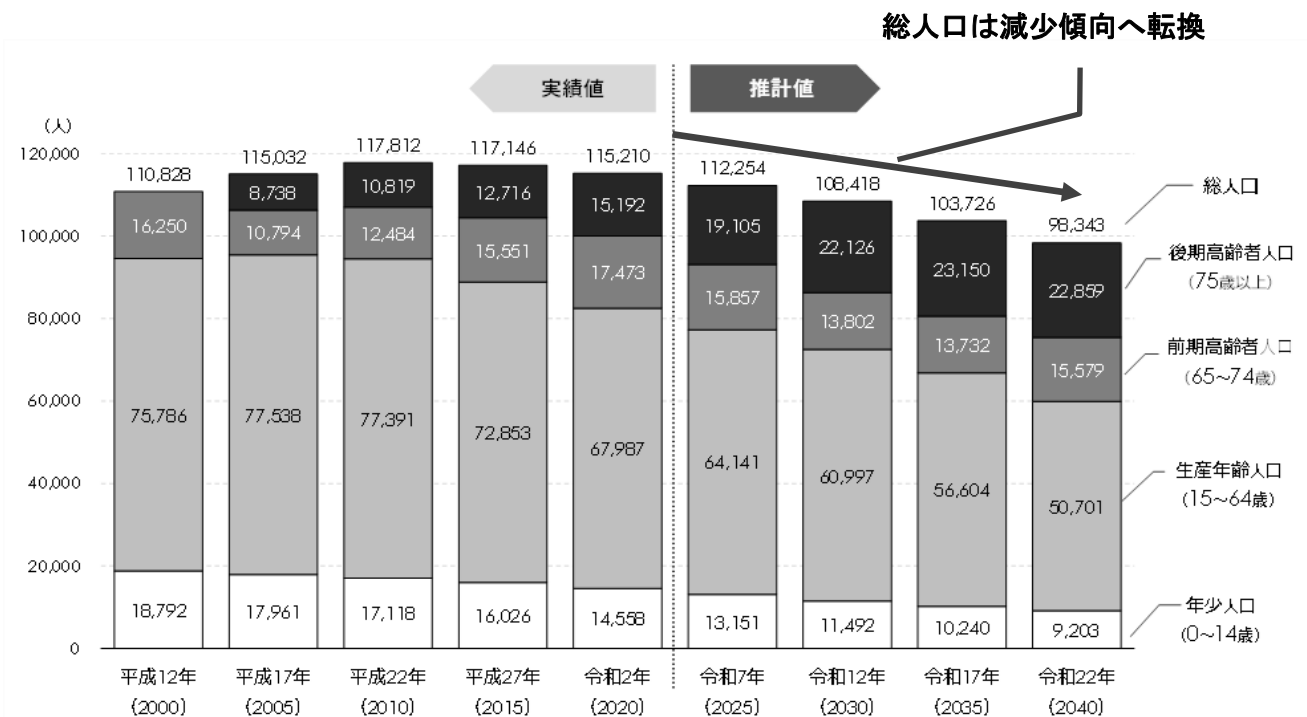
1 データ等からみる那須塩原市の障害者の状況

(1) 人口の推移

① 那須塩原市の人口推計

本市の総人口は2015年以降には減少傾向に転換し、2020年では115,210人となっています。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあることから、少子化・高齢化が進行しています。

■ 那須塩原市の人口推移と将来推計人口（年齢4区分別）



(資料) 実績値は国勢調査、推計値はコーホート要因法を基に市独自推計

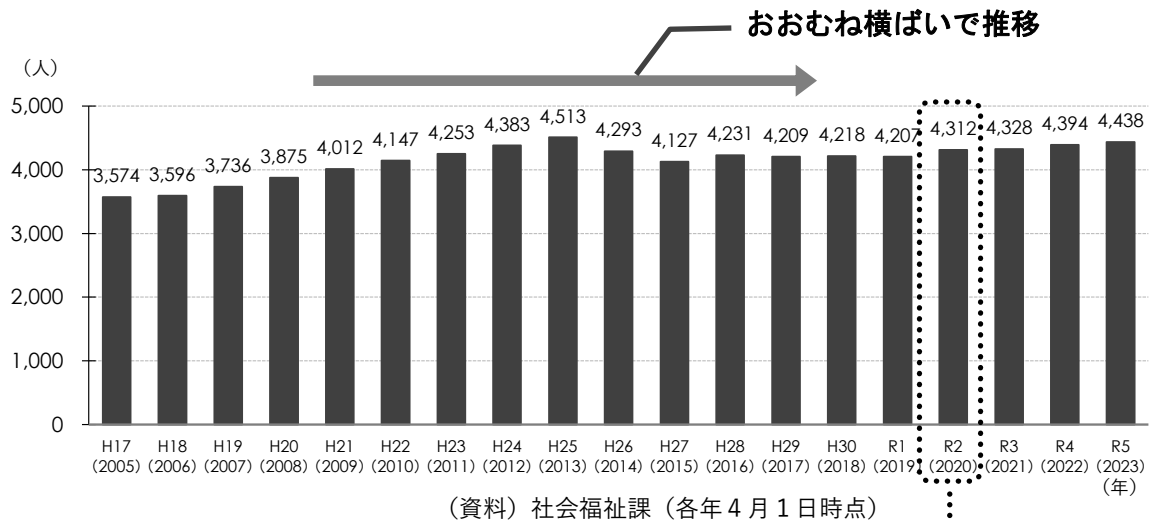
② 那須塩原市の身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数はおおむね横ばいで推移しており、65歳以上が約7割を占めています。

また、障害区分別の令和5年（2023）の実績値を平成17年（2005）の実績値と比較してみると、「内部障害」が特に顕著な増加傾向となっています。

次に、等級別にみると、「1級」と「4級」が増加傾向にあることがうかがえます。

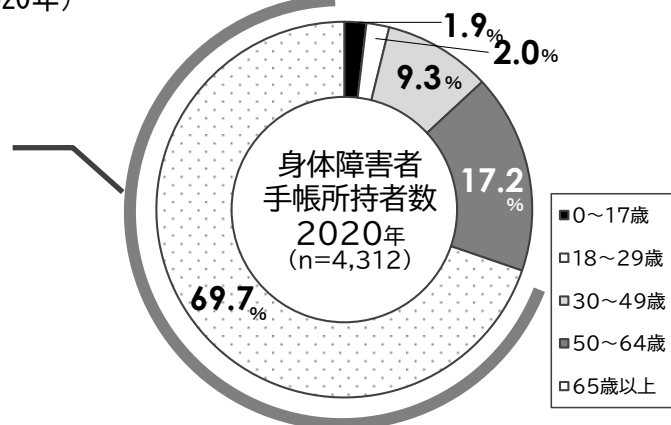
■ 那須塩原市の身体障害者手帳所持者数の推移



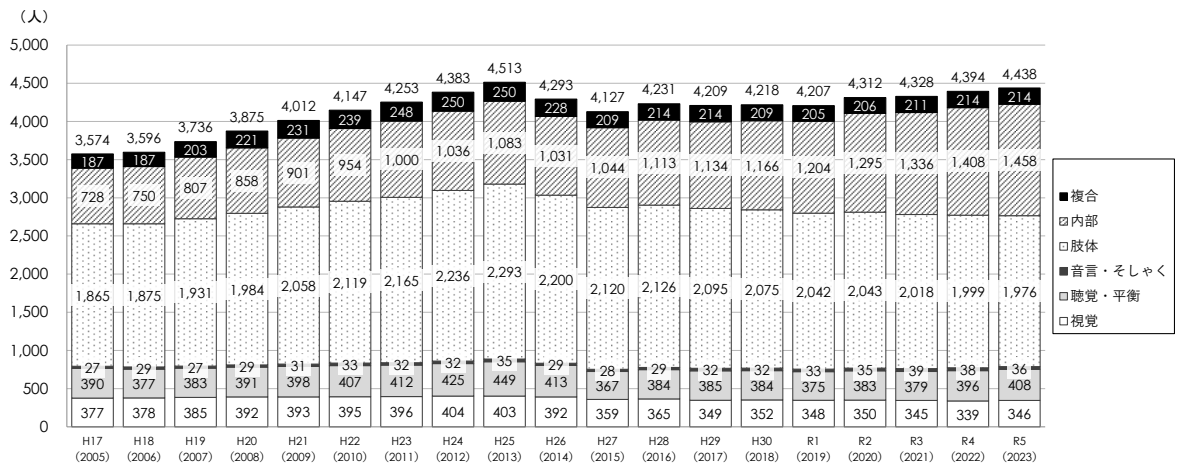
■ 那須塩原市の年代別構成比

身体障害者手帳所持者の割合（2020年）

高齢者（65歳以上）が約7割を占めている

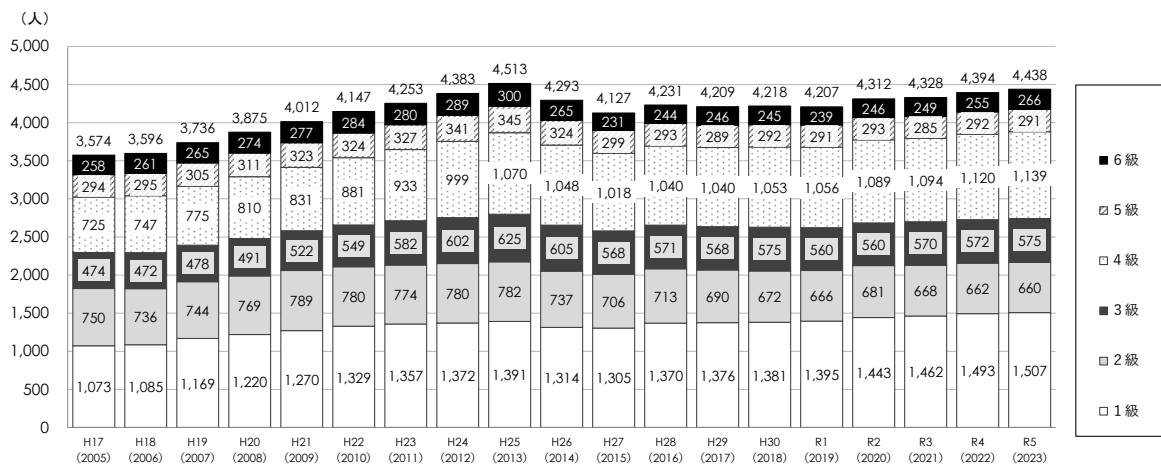


■障害区別の身体障害者手帳所持者数の推移



(資料) 社会福祉課 (各年4月1日時点)

■等級別の身体障害者手帳所持者数の推移



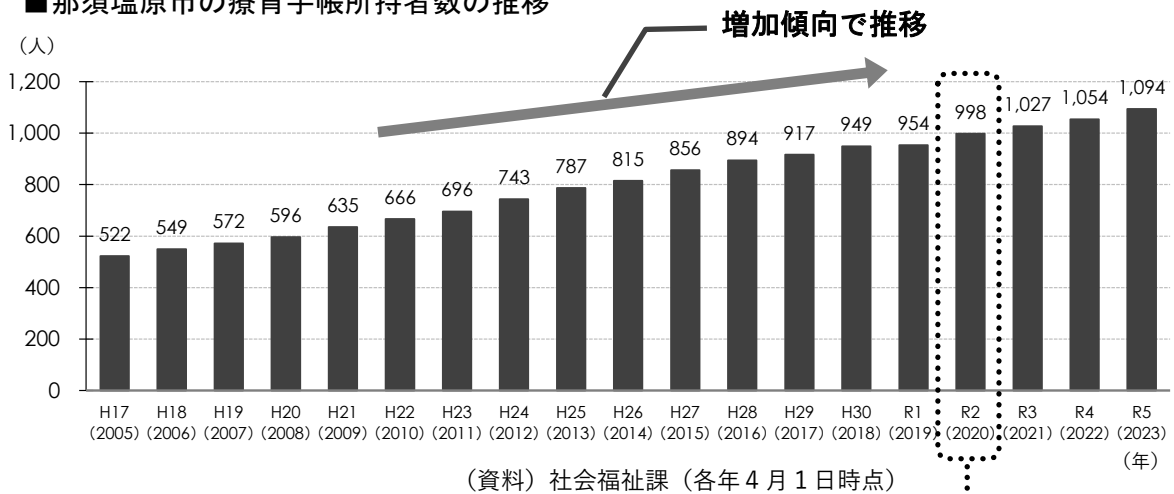
(資料) 社会福祉課 (各年4月1日時点)

③ 那須塩原市の療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、0～17歳、18～29歳、30～49歳がほぼ同じ割合で、それぞれ3割前後となっています。

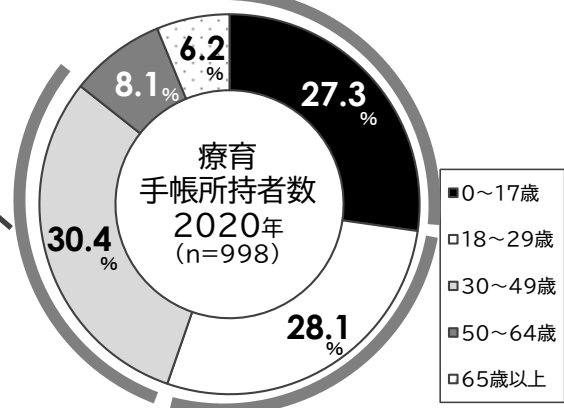
また、障害程度別の令和5年（2023）の実績値を平成17年（2005）の実績値と比較してみると、特に大きく増えているものは「B2（軽度）」で、95人から413人と4倍以上に増えています。次に「A1（最重度）」では、82人から158人と2倍近く増えています。

■ 那須塩原市の療育手帳所持者数の推移



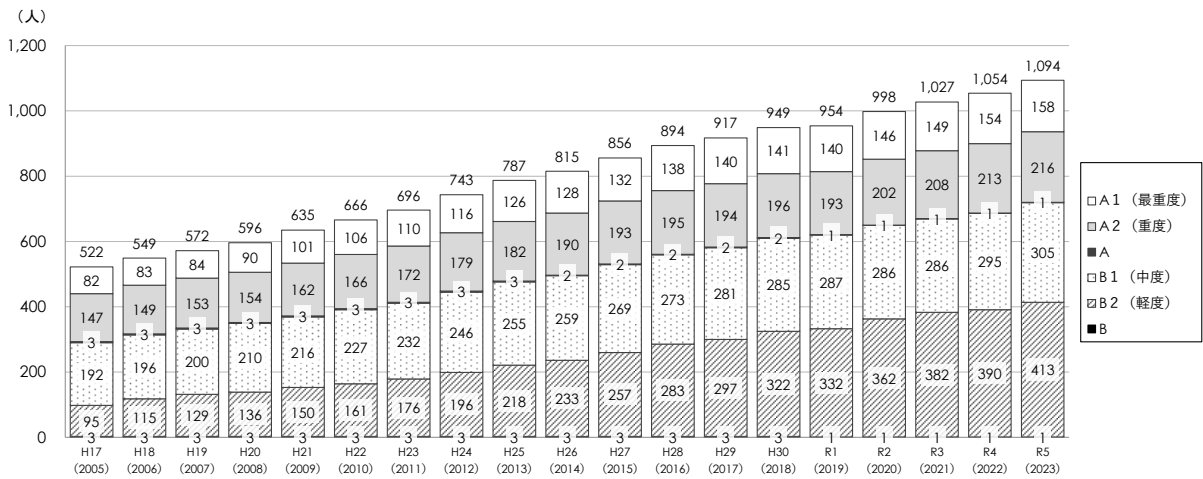
■ 那須塩原市の年代別構成比 療育手帳所持者の割合（2020年）

0～17歳、18～29歳、30～49歳が
ほぼ同じ割合で、それぞれ3割前後



(資料) 社会福祉課 (2020年)

■障害程度別の療育手帳所持者数の推移



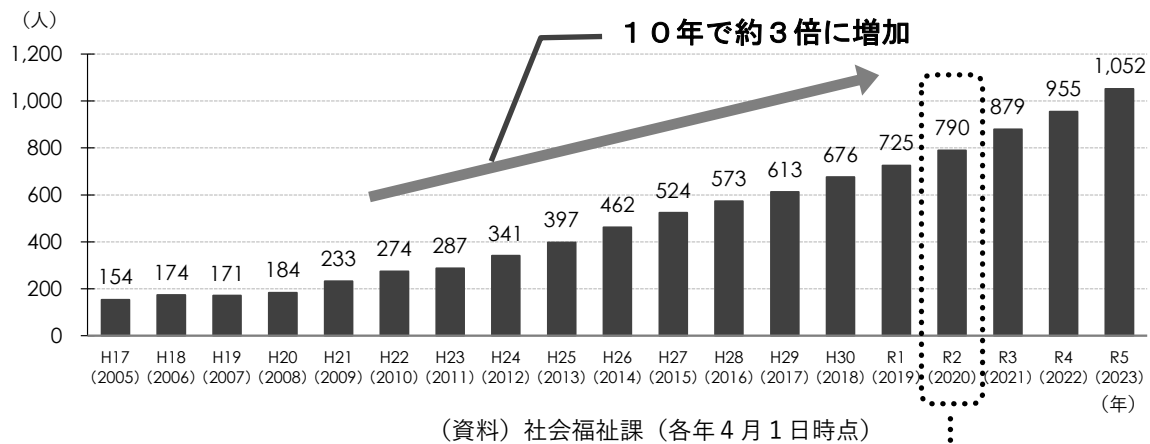
(資料) 社会福祉課 (各年4月1日時点)

④ 那須塩原市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、30～49歳、50～64歳が多くを占めています。

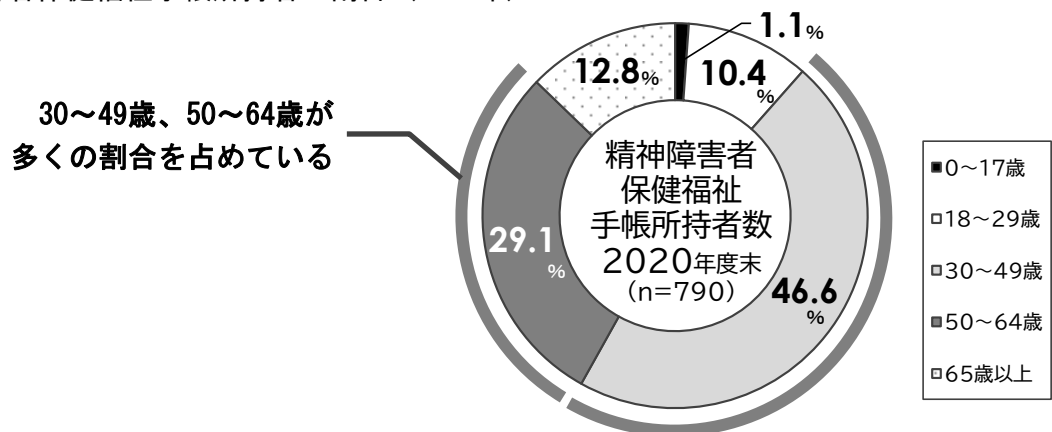
また、障害程度別の令和5年（2023）の実績値を平成17年（2005）の実績値と比較してみると、「3級」は45人から232人と5倍以上、「2級」は76人から639人と8倍以上、「1級」は33人から181人と5.5倍程度となっており、「2級」が特に大きく増加しています。

■ 那須塩原市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

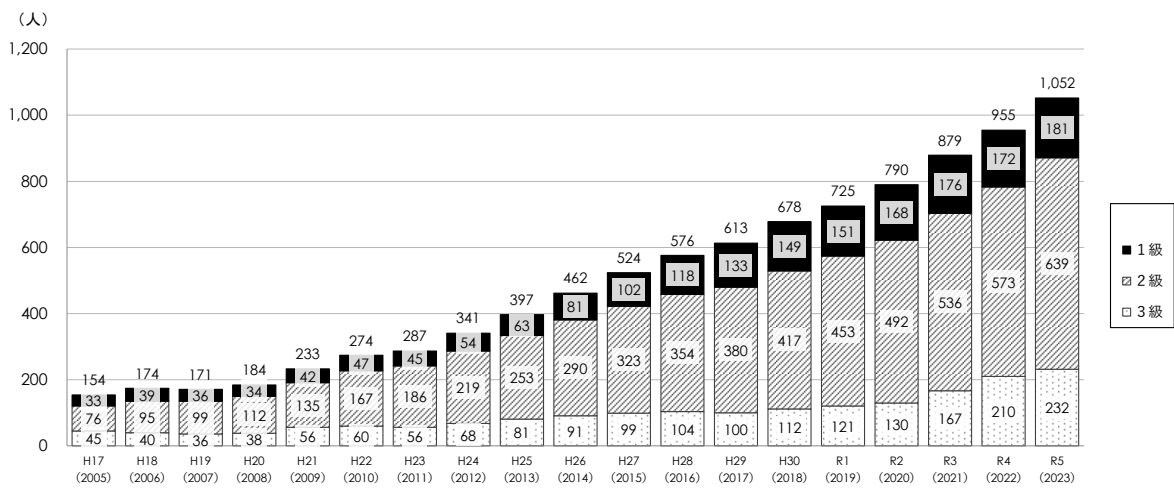


■ 那須塩原市の年代別構成比

精神障害者保健福祉手帳所持者の割合 (2020年)



■障害程度別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

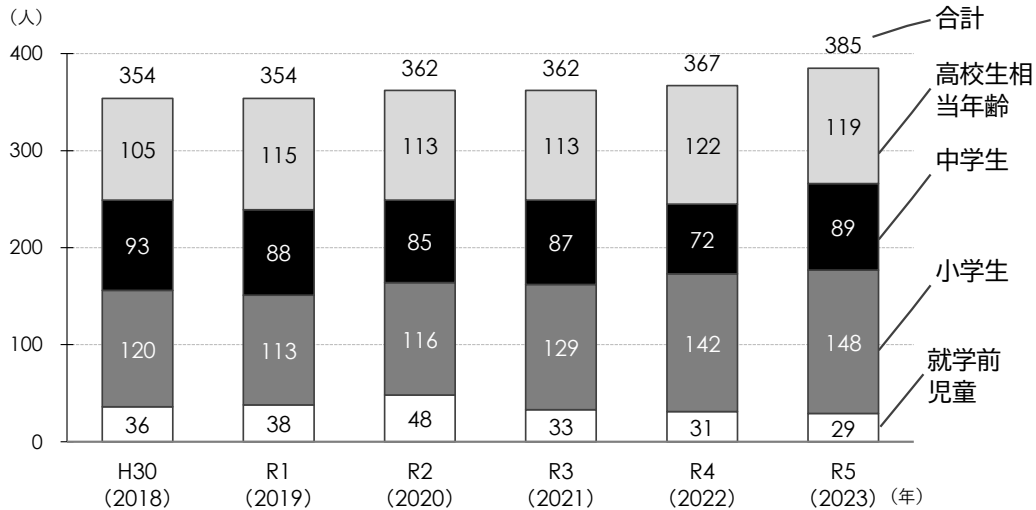


(資料) 社会福祉課 (各年4月1日時点)

⑤ 那須塩原市の障害児（就学前児童、小学生、中学生、高校生相当）年齢別の推移

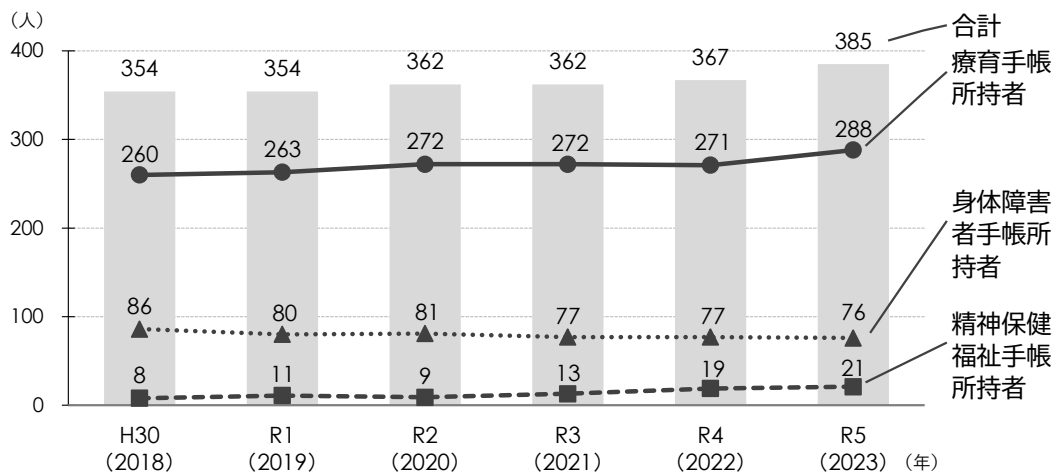
本市の障害者手帳を所持している障害児の推移をみると、平成30年（2018）以降は増加傾向となっており、令和5年（2023）現在は385人となっています。このうち、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者がおおむね増加の傾向がみられ、身体障害者手帳所持者はおおむね減少の傾向がみられます。

■那須塩原市の障害児の就学前児童、小学生、中学生、高校生相当年齢別の推移



(資料) 社会福祉課 (各年 4 月 1 日時点)

■那須塩原市の障害児の障害者手帳別の推移



(資料) 社会福祉課 (各年 4 月 1 日時点)

2 市民アンケート調査

(1) 調査概要

① 調査の目的

本調査は、障害に関わる施策をまとめた「第4期等計画」の策定に当たり、今後の障害者福祉施策を推進していくための基礎資料の作成を目的に実施したものです。

② 調査の方法

調査票	調査手法
障害者施策に関するニーズ調査 【障害者票】	市内在住の18歳以上の障害者手帳所持者2,550人を無作為抽出し、調査票を郵送配付・郵送回収して調査を実施
障害者施策に関するニーズ調査 【障害児（保護者）票】	市内在住の18歳未満の障害福祉サービスを利用しているお子さまの保護者445人に対して、調査票を郵送配付・郵送回収して調査を実施

③ 配付・回収

調査票	配付数	有効回収数	有効回答率
障害者施策に関するニーズ調査 【障害者票】	2,550票	1,219票	47.8%
身体障害者手帳所持者	1,723票	/	
療育手帳所持者	434票		
精神障害者保健福祉手帳所持者	393票		
障害者施策に関するニーズ調査 【障害児（保護者）票】	445票	195票	43.8%

④ 調査結果の見方

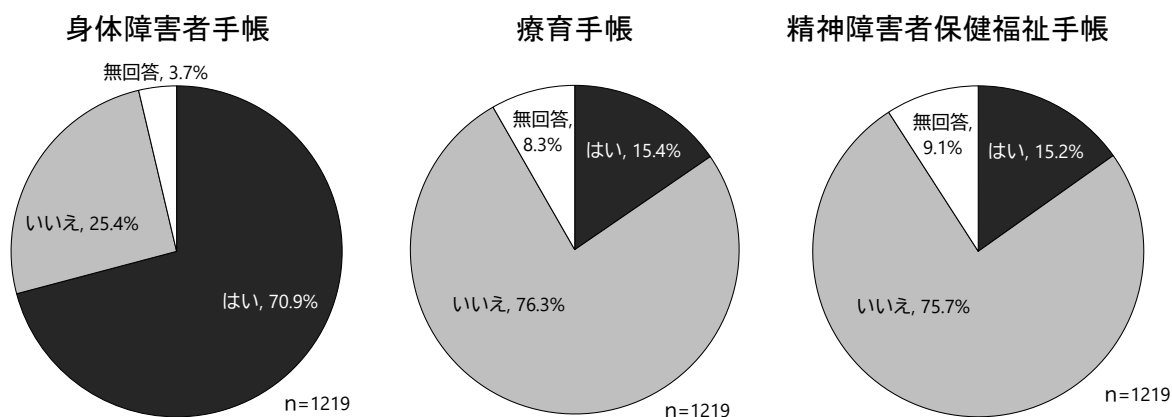
- ・比率はすべて百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ・基数となるべき調査数は、nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ・複数の回答が許されている設問においては、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査結果

① 障害者（18歳以上）票の調査結果について（概要）

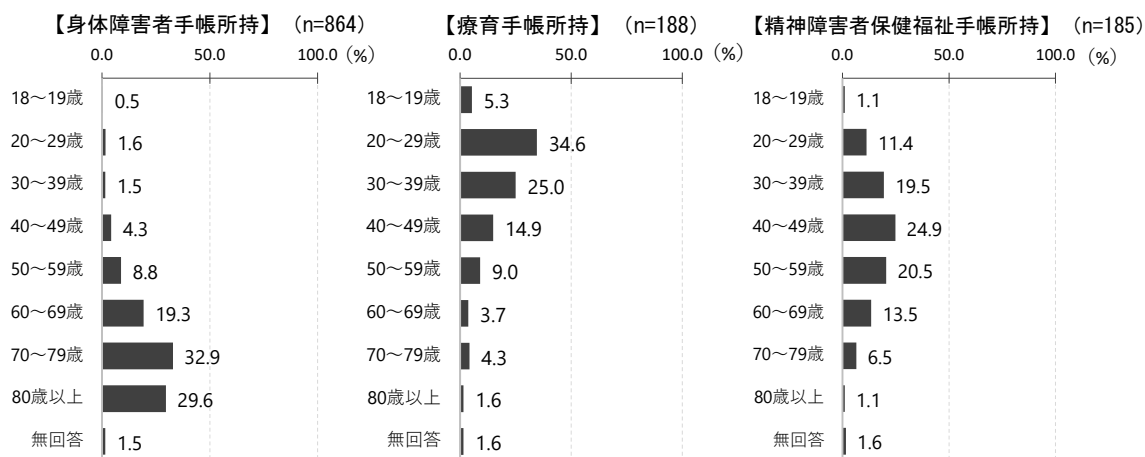
問 障害者手帳種別の所持状況について

障害者手帳種別の所持状況について、『身体障害者手帳の所持』は70.9%、『療育手帳の所持』は15.4%、『精神障害者保健福祉手帳の所持』は15.2%となっています。



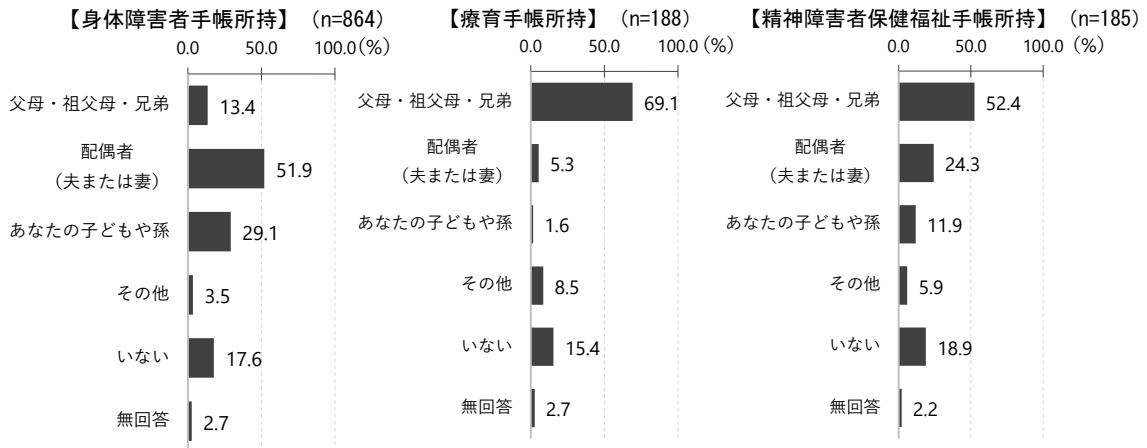
問 年齢について

年齢について、『身体障害者手帳所持』は、50～70代と80歳以上が、『療育手帳の所持』は、10代と20～60代が、『精神障害者保健福祉手帳の所持』は、20～70代が主な回答者となっています。



問 一緒に暮らしている人について

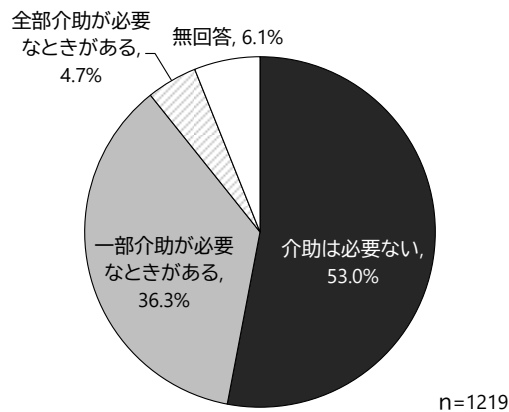
一緒に暮らしている人について、『身体障害者手帳所持』は、「配偶者（夫または妻）」が最も多く 51.9%、『療育手帳の所持』は、「父母・祖父母・兄弟」が最も多く 69.1%、『精神障害者保健福祉手帳の所持』は、「父母・祖父母・兄弟」が最も多く 52.4%となっています。



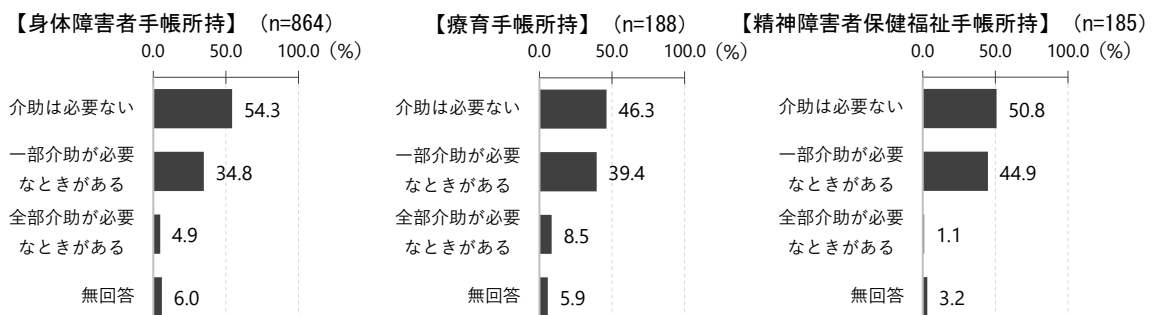
問 日常生活で介助が必要なときについて

日常生活で介助が必要なときについて、「介助は必要ない」が 53.0%と最も多く、次いで「一部介助が必要なときがある」が 36.3%、「全部介助が必要なときがある」が 4.7%となっています。

障害手帳種別にみても、障害の状況によった大きな差はみられません。



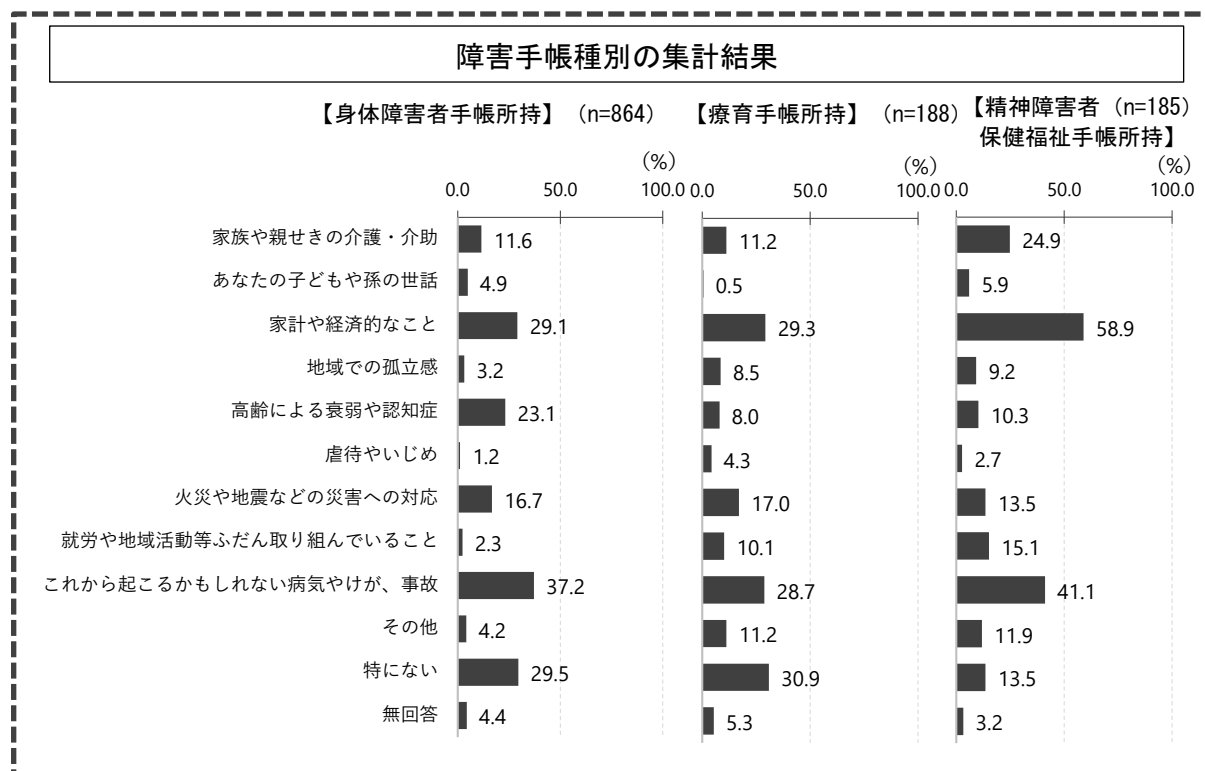
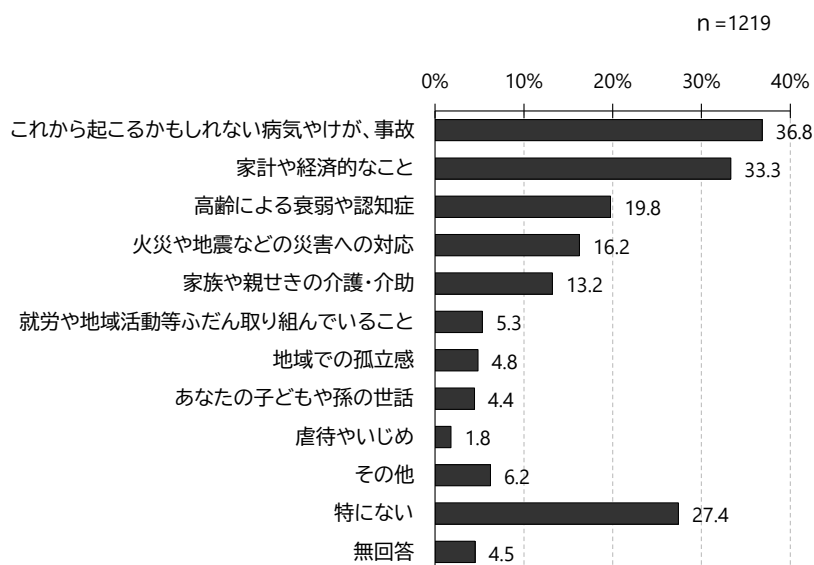
障害手帳種別の集計結果



問 障害に関すること以外の悩みや不安について

悩みや不安の相談先について、「これから起こるかもしれない病気やけが、事故」が36.8%と最も多く、次いで「家計や経済的なこと」が33.3%、「高齢による衰弱や認知症」が19.8%となっています。

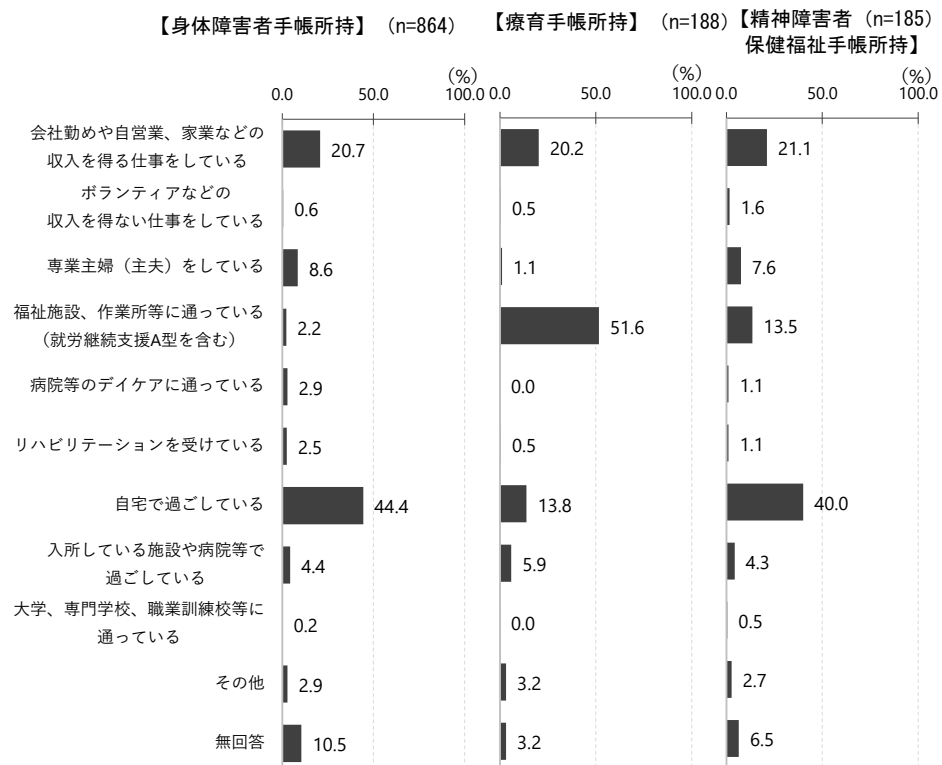
障害手帳種別にみると、『精神障害者保健福祉手帳の所持』は、「家計や経済的なこと」が58.9%と多く、また「家族や親せきの介護・介助」も24.9%と比較的多くなっています。



問 平日日中の過ごし方について

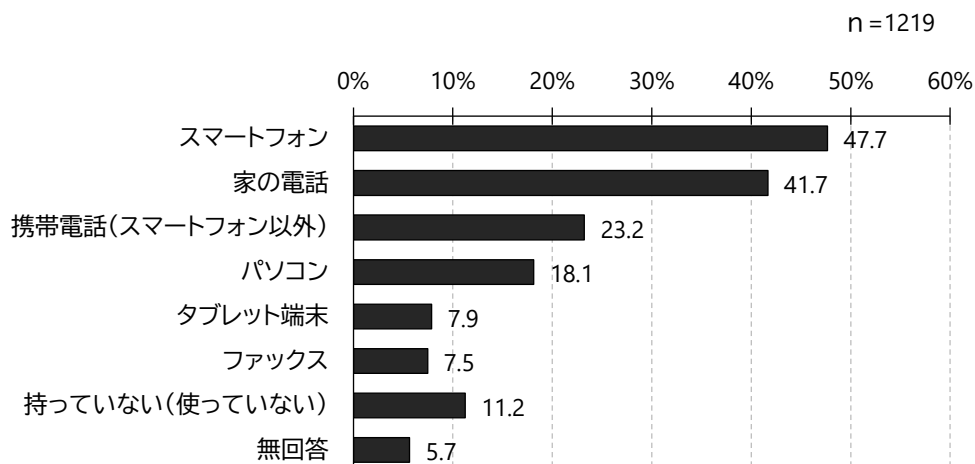
平日日中の過ごし方について、『身体障害者手帳所持』と『精神障害者保健福祉手帳の所持』は、「自宅で過ごしている」が最も多く、それぞれ44.4%、40.0%で、『療育手帳の所持』は、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型を含む）」が最も多く51.6%となっています。

また、「会社勤めや自営業、家業などの収入を得る仕事をしている」は、いずれも2割程度となっています。



問 使用している通信機器の状況について

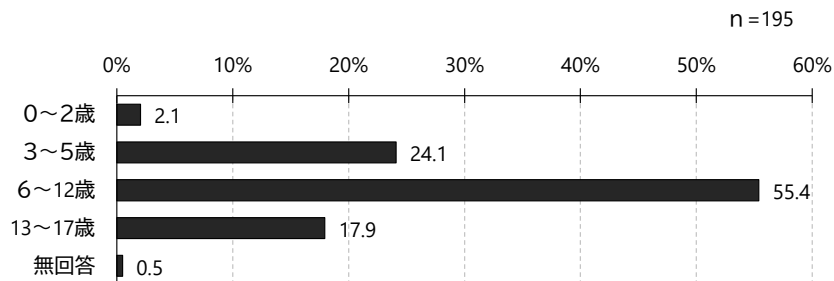
使用している通信機器の状況について、「スマートフォン」が47.7%と最も多く、次いで「家の電話」が41.7%、「携帯電話（スマートフォン以外）」が23.2%となっています。



② 障害児（18歳未満）の保護者票の調査結果について（概要）

問 回答者の子どもの年齢について

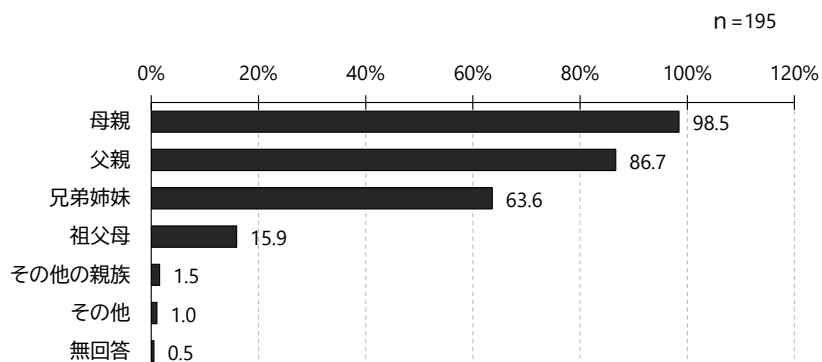
回答者の子どもの年齢について、「6～12歳」が55.4%と最も多く、次いで「3～5歳」が24.1%、「13～17歳」が17.9%、「0～2歳」が2.1%となっています。



問 回答者の子どもが一緒に暮らしている人について

回答者の子どもと一緒に暮らしている人について、「母親」が98.5%と最も多く、次いで「父親」が86.7%、「兄弟姉妹」が63.6%、「祖父母」が15.9%、「その他の親族」が1.5%となっています。

また、「母親」と「父親」のどちらかのみ回答した割合は12.8%となっており、ひとり親家庭もしくは夫か妻のどちらかが単身赴任や別居している可能性があります。

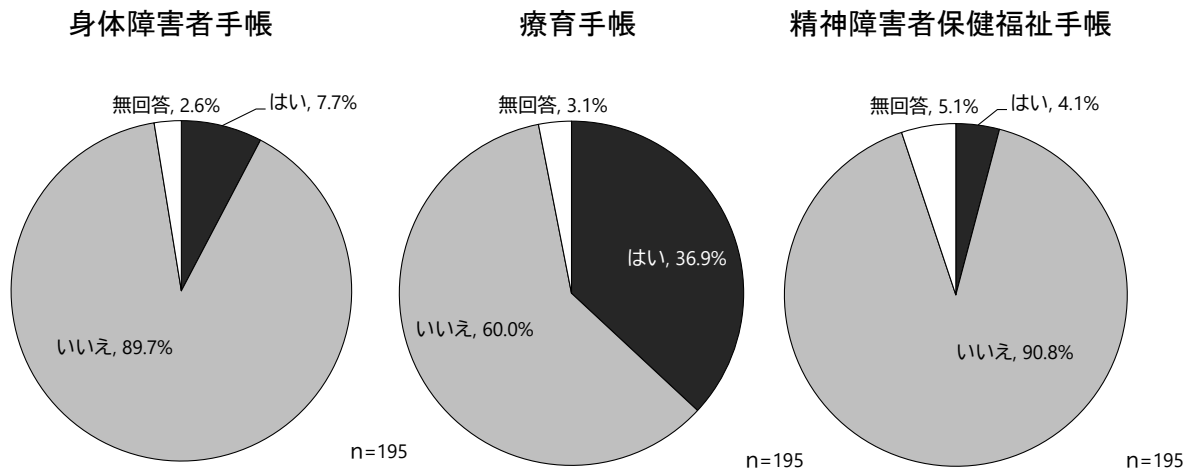


問 障害者手帳種別の所持状況と診断や認定を受けたことがあるものについて

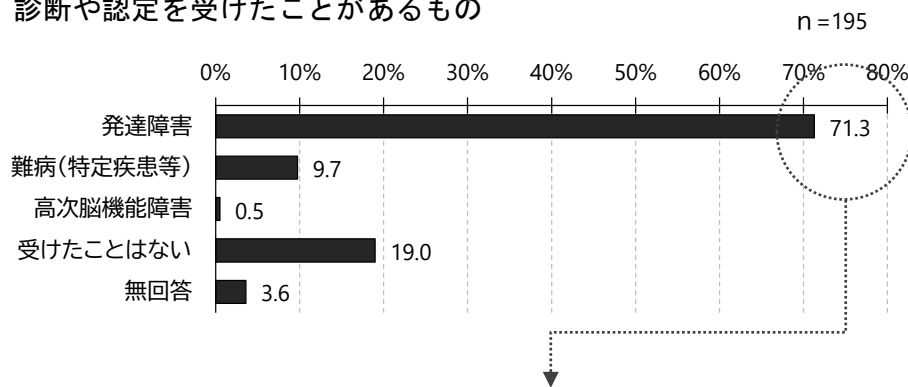
障害者手帳種別の所持状況について、『身体障害者手帳の所持』は 7.7%、『療育手帳の所持』は 36.9%、『精神障害者保健福祉手帳の所持』は 4.1%となっています。

また、診断や認定を受けたことがあるものについて、「発達障害」が 71.3%。「難病（特定疾病等）」が 9.7%、「高次脳機能障害」が 0.5%となっています。

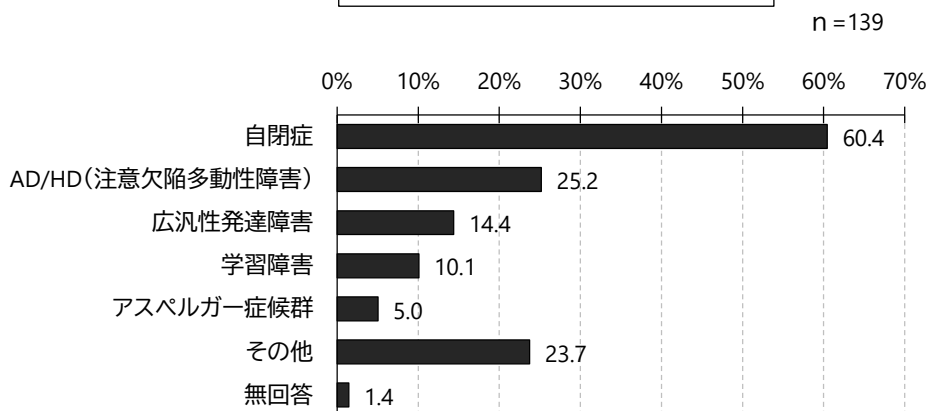
さらに、「発達障害」と回答した方の子どもの症状として、「自閉症」が 60.4%と最も多く、次いで「AD/HD（注意欠陥多動性障害）」が 25.2%、「その他」が 23.7%、「広汎性発達障害」が 14.4%、「学習障害」が 10.1%となっています。



診断や認定を受けたことがあるもの



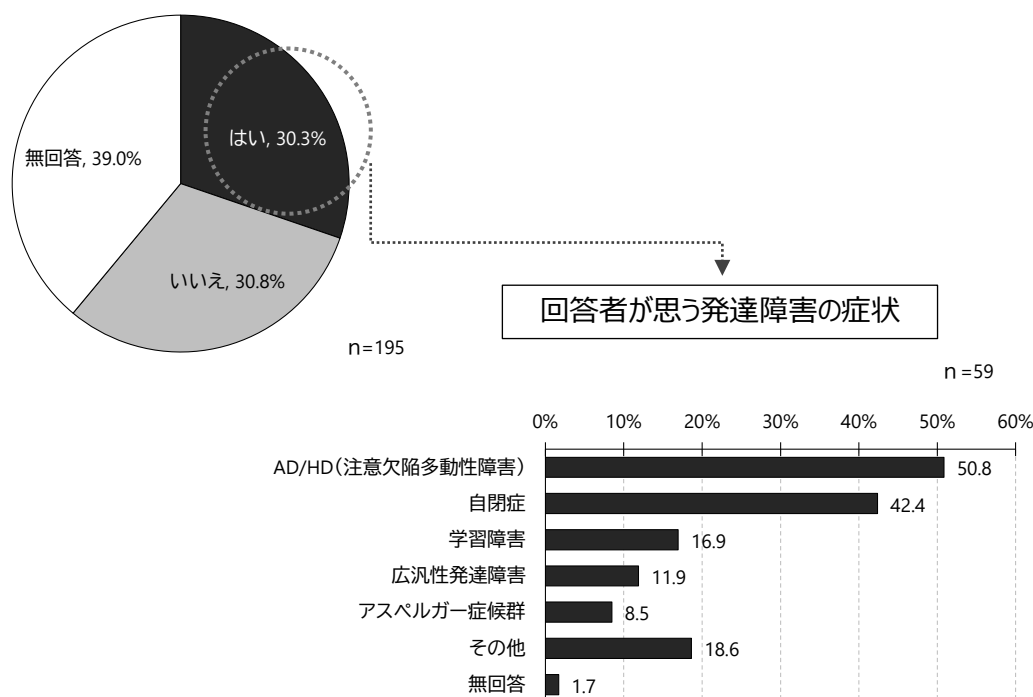
発達障害の症状



問 発達障害の確定診断を受けていないが、医師や保健師等からその傾向や症状がうかがえる、または家族がそう感じるなどの「グレーゾーン」だと思うかについて

発達障害の確定診断を受けていないが、医師や保健師等からその傾向や症状がうかがえる、または家族がそう感じるなどの「グレーゾーン」だと思うかについて、「はい」が 30.3%、「いいえ」が 30.8%となっています。

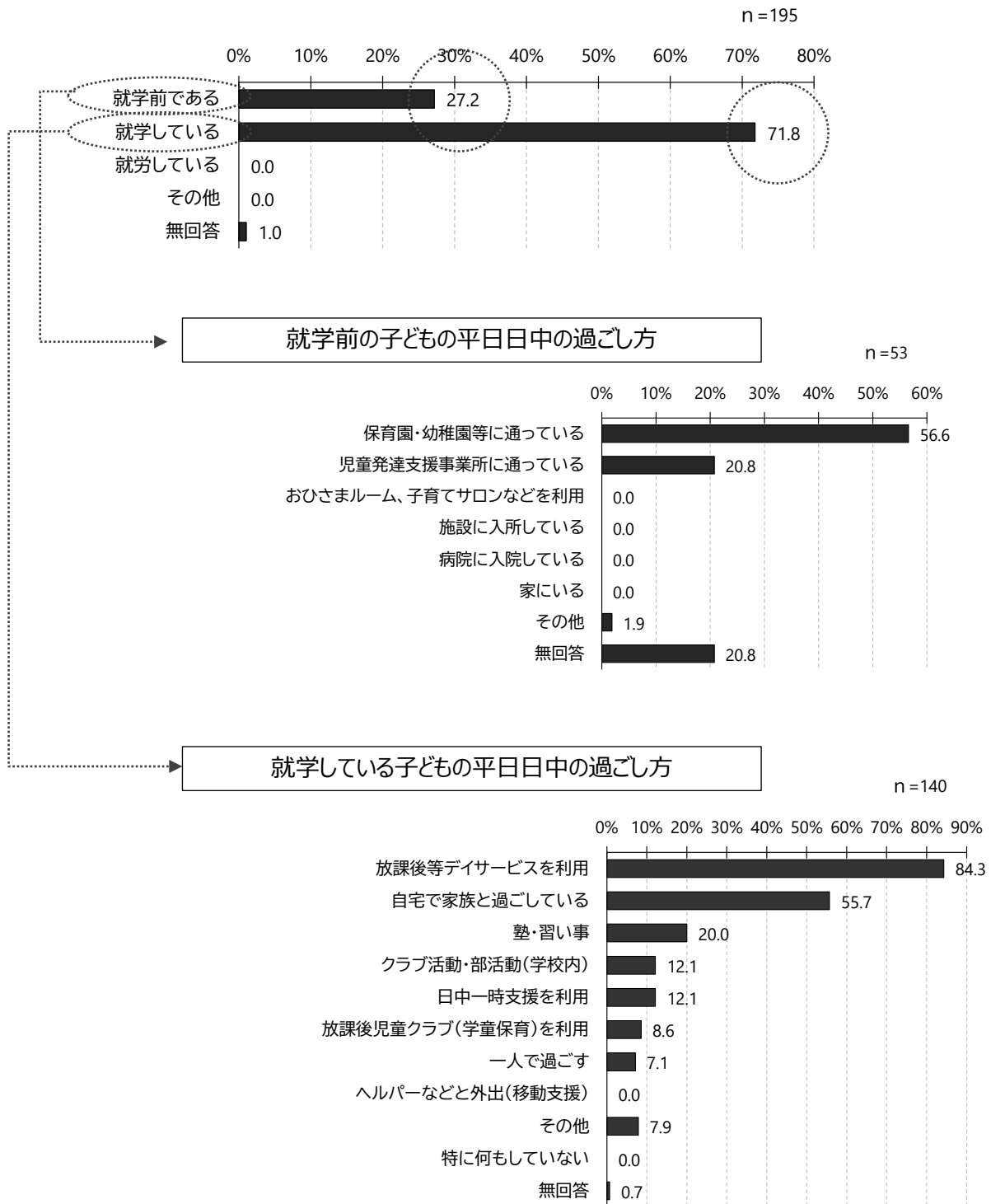
また、「はい」と回答した方が思う子どもの症状は、「AD/HD（注意欠陥多動性障害）」が 50.8%と最も多く、次いで「自閉症」が 42.4%、「その他」が 18.6%、「学習障害」が 16.9%、「広汎性発達障害」が 11.9%となっています。



問 子どもの平日日中の過ごし方について

「就学前である」と回答した方の子どもの平日日中の過ごし方について、「保育園・幼稚園等に通っている」が56.6%と最も多く、次いで「児童発達支援事業所に通っている」が20.8%、「その他」が1.9%となっています。

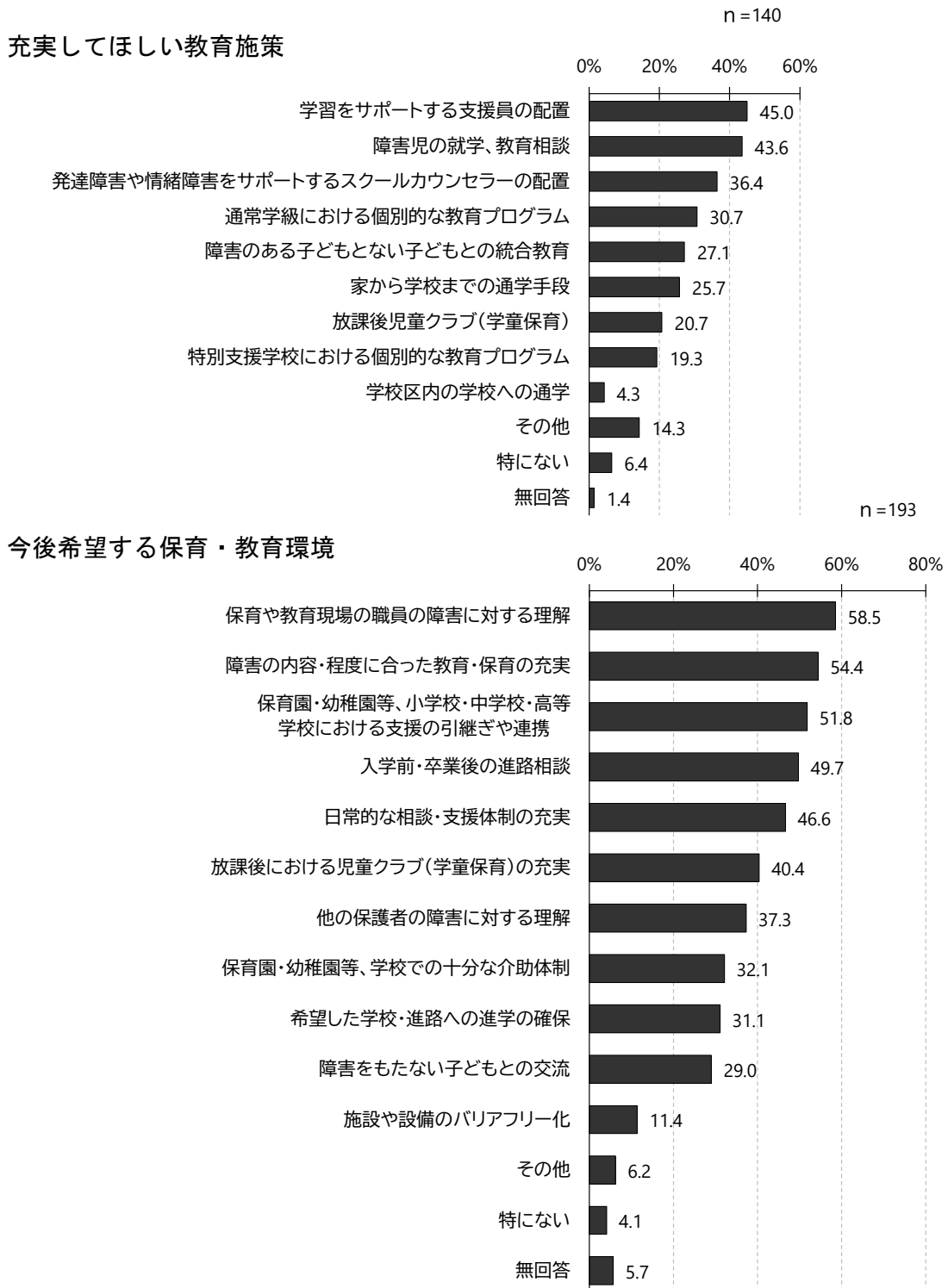
また、「就学している」と回答した方の子どもの平日日中の過ごし方について、「放課後等デイサービスを利用」が84.3%と最も多く、次いで「自宅で家族と過ごしている」が55.7%、「塾・習い事」が20.0%となっています。



問 充実してほしい教育施策及び今後希望する保育・教育環境について

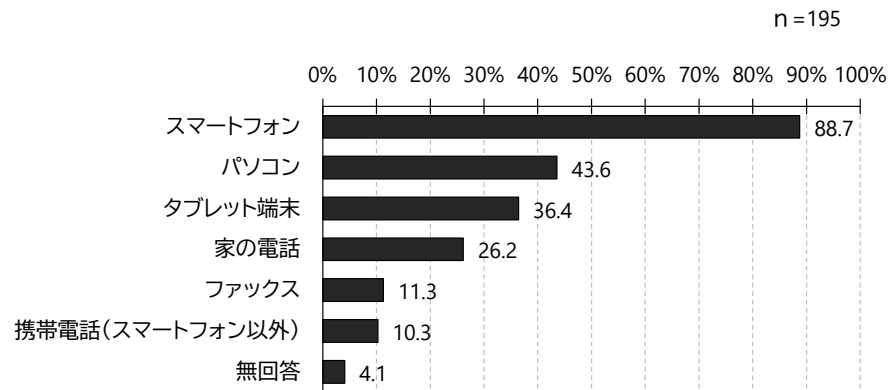
「就学している」と回答した方の子どもの保護者が充実してほしいと思う教育施策について、「学習をサポートする支援員の配置」が45.0%と最も多く、次いで「障害児の就学、教育相談」が43.6%、「発達障害や情緒障害をサポートするスクールカウンセラーの配置」が36.4%となっています。

また、「就学前である」または「就学している」と回答した方の子どもの保護者が今後希望する保育・教育環境について、「保育や教育現場の職員の障害に対する理解」が58.5%と最も多く、次いで「障害の内容・程度に合った教育・保育の充実」が54.4%、「保育園・幼稚園等、小学校・中学校・高等学校における支援の引継ぎや連携」が51.8%となっています。



問 使用している通信機器について

使用している通信機器について、「スマートフォン」が88.7%と最も多く、次いで「パソコン」が43.6%、「タブレット端末」が36.4%となっています。



3

事業所等調査

(1) 調査概要

① 調査の目的

市民アンケート調査と同様に、障害に関わる施策をまとめた「第4期等計画」の策定に当たり、今後の障害者福祉施策を推進していくための基礎資料の作成を目的に実施したものです。

② 調査の方法

調査票	調査手法
事業所アンケート調査	市内の障害福祉サービスを提供する事業所に対して、アンケート調査を実施
団体・法人アンケート調査	市内の障害者当事者団体、障害者支援団体及び法人（機関）に対して、アンケート調査を実施
・相談支援専門員グループワーク ・サービス提供事業所グループワーク ・那須地区障害福祉従事者等連絡会グループワーク	・地域自立支援協議会の相談支援部会において、相談支援専門員が参加するグループワークを実施 ・地域自立支援協議会の事業所部会において、サービス提供事業所が参加するグループワークを実施 ・那須地区障害福祉従事者等連絡会において、事業所が参加するグループワークを実施

③ 配付・回収

調査票	配付数	有効回収数	有効回答率
事業所アンケート調査	63票	54票	85.7%
法人アンケート調査	3票	3票	100.0%
団体アンケート調査	11票	11票	100.0%

④ 調査結果の見方

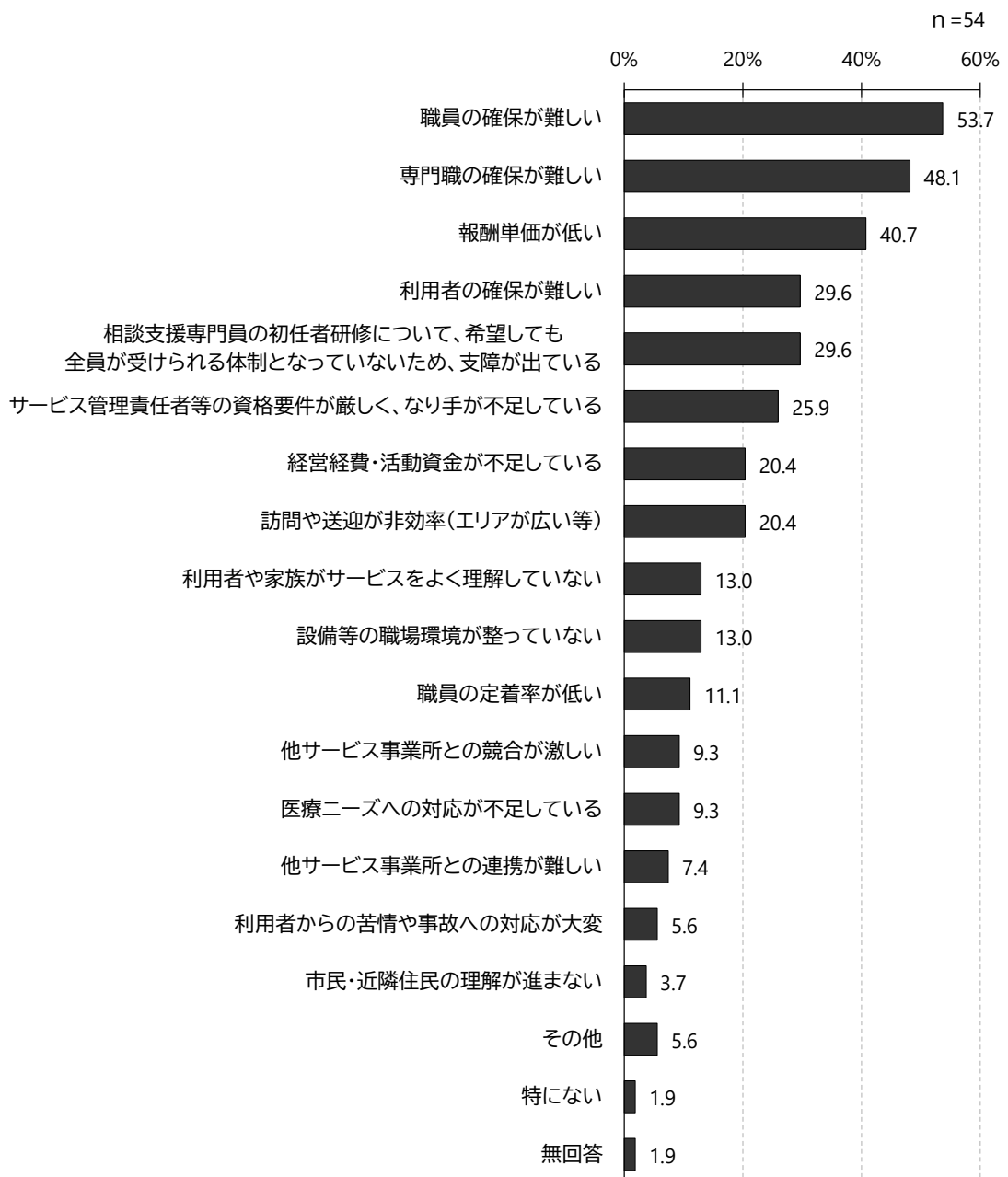
- ・比率はすべて百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ・基数となるべき調査数は、nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ・複数の回答が許されている設問においては、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査結果

① 事業所アンケート調査の調査結果について（概要）

問 事業所の運営上の課題について（複数回答）

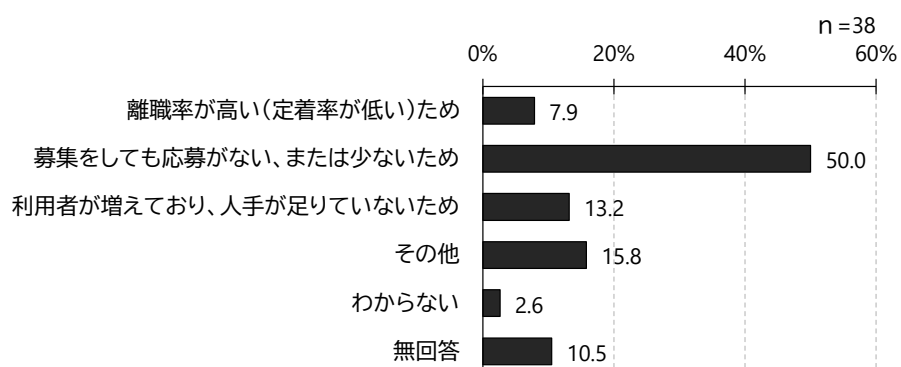
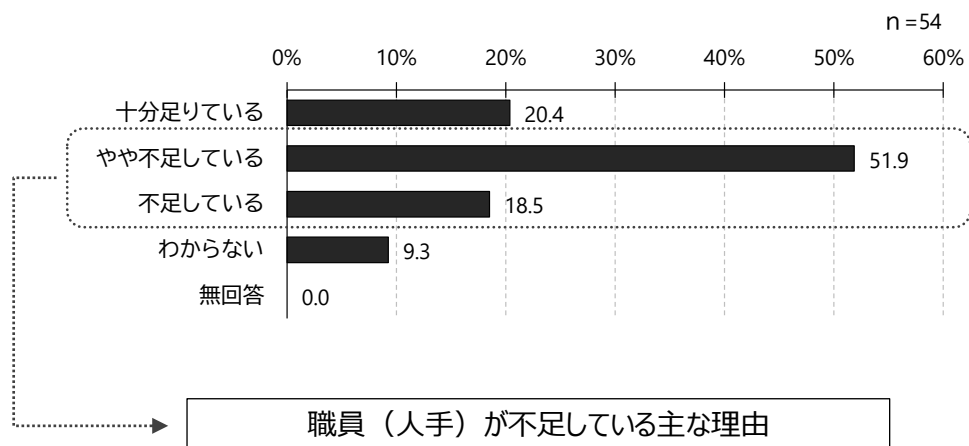
市内の事業所が運営上の課題と感じていることについて、「職員の確保が難しい」が53.7%と最も多く、次いで「専門職の確保が難しい」が48.1%、「報酬単価が低い」が40.7%となっています。



問 事業所における、業務量に対する職員（人手）の充足状況について

事業所における、業務量に対する職員（人手）の充足状況について、「やや不足している」（51.9%）と「不足している」（18.5%）を合わせると70.4%となっています。また、「十分足りている」は20.4%となっています。

さらに、不足している主な理由として、「募集をしても応募がない、または少ないため」が50.0%と最も多く、次いで「その他」が15.8%、「利用者が増えており、人手が足りていないため」が13.2%となっています。



【その他の主な意見】

- ・ 相談支援部門が赤字のため、人を雇うのが難しい状況
- ・ 制度が複雑になり、記録や事務量が増えている
- ・ 送迎や施設外労働で職員が分散する、職員の休暇が重なる、など
- ・ 報酬単価が低く配置が難しい
- ・ 短期入所の増床を予定しているが、募集をしても応募が少ない

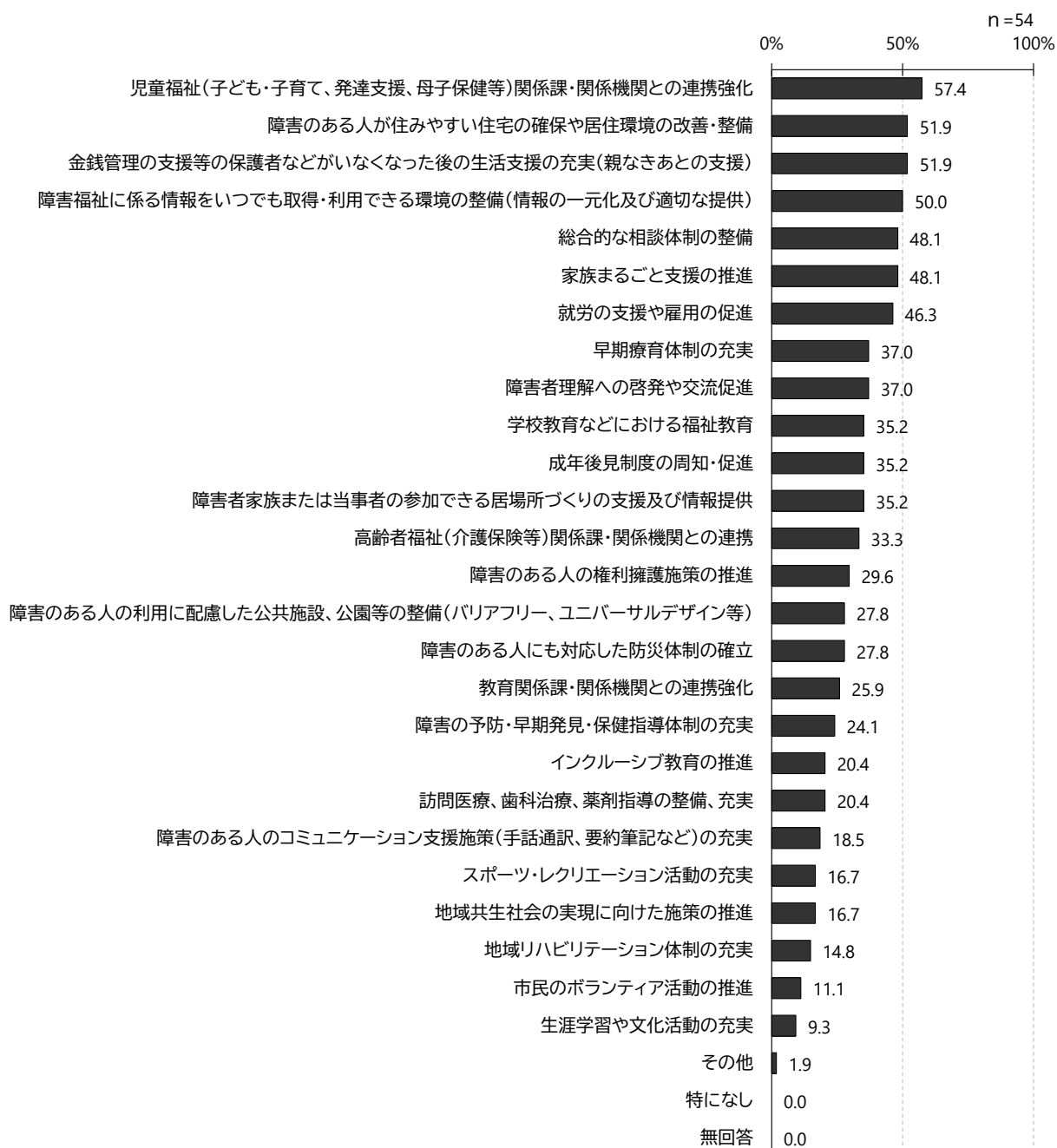
問 本市に不足していると感じるサービスについて（複数回答）

事業所が、本市に不足していると感じるサービスについて、「短期入所（ショートステイ）」が42.6%と最も多く、次いで「計画相談支援」が27.8%、「施設入所支援」が25.9%となっています。



問 今後の障害福祉施策の充実に向けて特に必要だと思うことについて（複数回答）

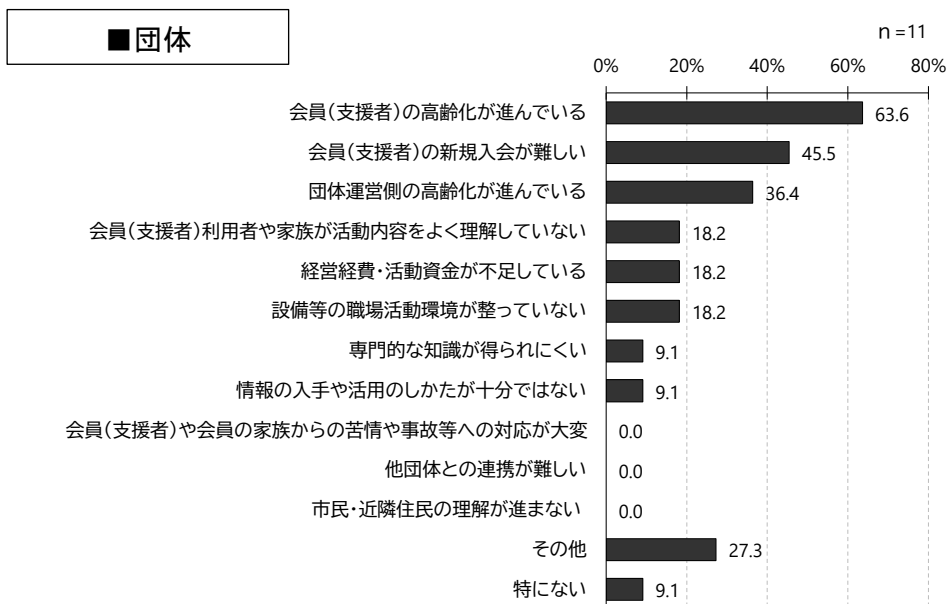
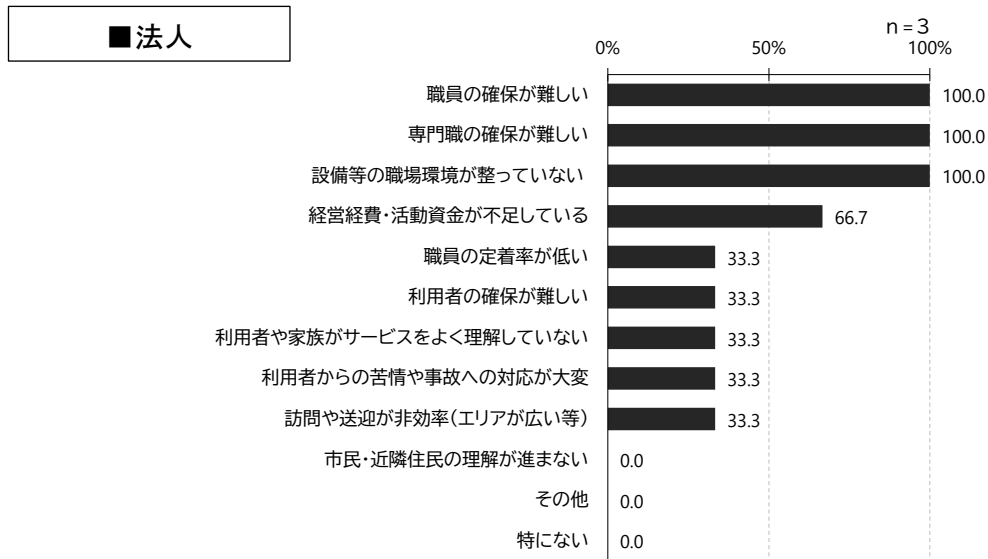
事業所が、今後の障害福祉施策の充実に向けて特に必要だと思うことについて、「児童福祉（子ども・子育て、発達支援、母子保健等）関係課・関係機関との連携強化」が57.4%と最も多く、次いで「障害のある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備」と「金銭管理の支援等の保護者などがなくなった後の生活支援の充実（親なきあとの支援）」がそれぞれ51.9%、「障害福祉に係る情報をいつでも取得・利用できる環境の整備（情報の一元化及び適切な提供）」が50.0%となっています。



② 法人・団体アンケート調査の調査結果について（概要）

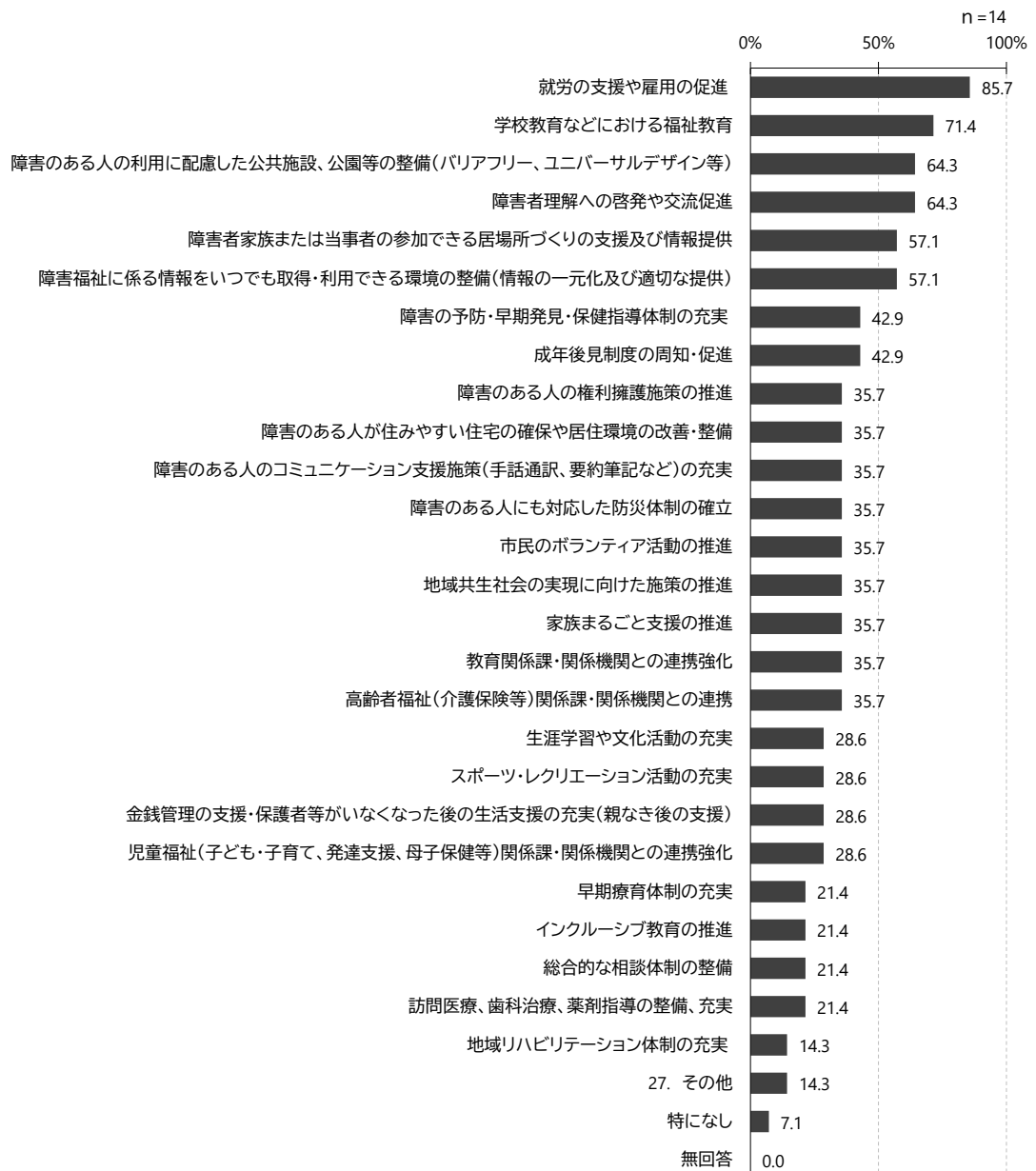
問 貴法人（貴団体）の運営上の課題について（複数回答）

市内の法人が運営上の課題と感じていることについて、「職員の確保が難しい」、「専門職の確保が難しい」、「設備等の職場環境が整っていない」がそれぞれ 100.0%となっています。
 また、市内の団体が運営上の課題と感じていることについて、「会員（支援者）の高齢化が進んでいる」が 63.6%と最も多く、次いで「会員（支援者）の新規入会が難しい」が 45.5%、「団体運営側の高齢化が進んでいる」が 36.4%となっています。



問 今後の障害福祉施策の充実に向けて特に必要だと思うことについて（複数回答）
 ※法人と団体の結果を合算しています

市内の法人・団体が、今後の障害福祉施策の充実に向けて特に必要だと思うことについて、「就労の支援や雇用の促進」が85.7%と最も多く、次いで「学校教育などにおける福祉教育」が71.4%、「障害のある人の利用に配慮した公共施設、公園等の整備（バリアフリー、ユニバーサルデザイン等）」と「障害者理解への啓発や交流促進」がそれぞれ64.3%となっています。



③ 相談支援専門員・サービス提供事業所・那須地区障害福祉従事者等連絡会
グループワーク結果について

項目別の主な意見(一部抜粋・要約)

● 相談支援に関する課題やそれに対する対応策、要望等

- 一人ひとりの相談件数が多すぎて対応しきれない
- 人がいない、人材の確保が課題
- 報酬が低く、定着しづらい
- 相談支援業務のイメージアップを図っていく必要がある

● 就労支援に関する課題やそれに対する対応策、要望等

- 現状でよいと思っている人、ステップアップしたいと思っている人など就労に対する考え方が一人ひとり異なるため希望に沿った対応が必要
- 就労を希望する本人の就労イメージと現実の環境とに差がある、人間関係がうまくいかないなどが理由で定着しない
- 本人の一般就労へのイメージや希望が漠然としている
- 公共交通機関の不足もあり、自力で移動できない人や送迎サービスがない場合は就労に結びつきにくくなってしまっている
- 就業先の障害に対する知識や理解が不足している

● 障害児支援に関する課題やそれに対する対応策、要望等

- 放課後等デイサービスで受けた相談を保育園や幼稚園、小学校に相談しても先に進まないケースがあるため、支援につながる相談窓口が必要
- 支援が必要な保護者が増えており、事業所単独での対応が困難な場合に、市と連携して対応できる仕組みが必要
- 保育所等訪問支援事業の小学生利用が増加している
- 児童発達支援事業も放課後等デイサービスも、医療的ケア児を受け入れられる事業所が少ない

● その他の運営、サービス提供における課題やそれに対する対応策、要望等

- 専門職員を含む職員の資質向上など人材育成が必要
- 事業所と自宅や学校間での送迎に対する対応の負担、方法の制限、需要の拡大など、送迎に関する課題が増えている

4

現状と傾向、課題のまとめ

① 増加傾向にある療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者

障害のある人が自分らしく幸せに生きていくために必要な周囲の人や、支援する人の意識の醸成が重要

本市の障害者手帳所持者は、全国の動向と同じく身体障害者手帳所持者がおおむね横ばいで推移し、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向で推移しています。また、療育手帳所持者には発達障害の子どもも含まれ、市民アンケート調査結果では、7割以上の子どもが発達障害と診断・認定されています。さらに、発達障害の診断・認定を受けていないが、その症状や傾向があると思われる子どもは3割程度となっています。

本市の人口推計をみると、少子化・高齢化が進行する予測ですが、全国の傾向をみると、今後も療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加し続けることが推測されます。

障害については、当人が抱える悩みや苦しみとともに、保護者や家族、周囲の人との意思疎通やコミュニケーションにおいて、相互の理解が求められます。障害のある人とその周りの人が心身ともに健康で、差別や嫌な思いをせず、自分らしさを持って幸せに生きていけるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、当人とその周りの人が、一人で悩みや不安を抱え込まないよう、相談支援の充実が求められます。次に、そうした支援や手助けがあることを周知するための情報発信の充実・強化が重要です。そして、多くの人の障害に対する理解と意識の醸成を高めていく必要があります。

市民アンケート調査結果全体から、障害のある人の困りごとや悩みの多くは、障害のない人が抱える悩みや不安と大きく変わらないことがうかがえます。障害の有無にかかわらず、困っている人がいたらその人の立場になって何ができるかを考えられる“合理的配慮”の浸透が求められます。

② 福祉サービス等の情報発信への工夫・配慮の充実

近年の社会情勢から、パソコンやスマートフォンの普及により、多くのサービスや情報がインターネット上で発信されるようになりました。

これにより、これまで紙面で発信されてきた市の広報や支援・サービス情報も市のホームページやSNS等から発信されるようになり、今後もデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進もあり、情報発信体制は強化されていくことが想定されています。

このような中で、障害に関する情報の取得に差が出てしまったり、情報発信の加速化によって、受け取り対応ができない状況に陥ったりしないよう、障害を取り巻く環境も並行して整備していく必要があります。

市民アンケート調査結果では、障害のある子どもの保護者の9割近くがスマートフォンを所有しており、ほとんどの方がインターネット上の情報提供に肯定的です。一方、18歳以上の障害のある人では、スマートフォンを所有している人は5割弱となっており、障害

の種類によっても取得しやすい手段はそれぞれ異なることから、障害のある人へのインターネットの利用普及と情報発信手段の多様化を同時に進めていく工夫が求められます。

③ 教育環境に求められる学習サポートの充実の必要性の高まり

全国で発達障害のある子どもが増加傾向にあることから、教育環境や学習方法について、変化が求められています。その1つとして、学校などの教育環境において、障害の有無にかかわらず児童生徒がともに学ぶ環境づくりを進めるインクルーシブ教育の推進が求められています。

市民アンケート調査結果から、子どもの保護者が教育施策に求めることとして、学習サポート支援員の配置に高いニーズがあることがうかがえます。また、保育や教育現場の職員の障害に対する理解への高い希望もあることから、教育に携わる職員の理解の促進とともに、学習サポート体制の強化を検討していくことが求められます。

④ 障害者の自立、就労、居場所づくりへの取組の重要性の高まり

療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は若年層から現役世代に多く、本市においてもその傾向がうかがえます。

市民アンケート調査結果から、これらの障害のある人の日中の過ごし方として、2割は働いており、4割～5割は福祉施設や作業所に通っているか、自宅で過ごしています。今後、当人が高齢となり、その保護者や家族の介助が困難になった場合のことを考え、当人の希望に沿った自立や居場所づくりを計画的に検討していく必要があります。同調査結果では、障害のある子どもの保護者のうち、1割程度が今後も自宅で家族と過ごしてほしいと回答していますが、6割以上が将来、自立して暮らしてほしい（グループホームで暮らすことも含む）と回答しています。

そのため、就労を希望する障害のある人への就労サポートの充実や、家族が安心できる住居や居場所の確保が求められます。

⑤ 介助者をはじめ、支援する人々への負担軽減の重要性の高まり

全国的に、少子化・高齢化や核家族化の進行が一因となり、福祉的な支援を必要とする人が抱える問題は、複合的かつ複雑化しています。特に、生活困窮、ダブルケア、ヤングケアラーなどは近年、社会問題として注視されており、相談支援を中心にサポート体制の強化が進められています。

本市においても、重層的支援体制整備事業の1つとして福祉総合相談窓口の設置など、相談支援体制の強化を進めています。その上で、介助者や家族がより相談しやすい雰囲気や身近な相談体制を確保していく必要があります。

さらに、介助者へのフォローとして、事業所の体制の充実や適切なサービスにつなげていくことなど、関係者や関係機関とのネットワークの強化と負担軽減につながる取組を推進し、市全体が一体となり、障害のある人とその支援者へのサポート体制を充実させていくことが重要です。

⑥ 障害福祉サービスの充実に向けた事業所等との連携強化

全国で福祉の担い手不足や地域活動団体の高齢化が進んでいる中、本市の実情を事業所等調査結果からみると、市内の事業所の7割以上が職員（人手）の不足を感じている状況です。その一方で、募集をかけても集まらないなど、福祉の担い手そのものが十分補われていない可能性が懸念されます。今後も、障害福祉サービスのニーズ量を提供し続けていくためには、事業所の課題への取組や工夫等に頼るだけではなく、さらに行政や関係機関、事業所間での連携を強化して取り組んでいく必要があります。

また、同調査結果から本市に不足しているサービスとして、「短期入所（ショートステイ）」があげられています。その充実を図ることはもちろんのこと、そのほかにも必要な障害福祉施策として、児童福祉関係課や関係機関との連携が求められており、放課後等デイサービスの充実をはじめ、増加傾向にある発達障害児とその保護者が安心して暮らせる環境づくりも重要となっています。

第3章

基本的な方向性

1

基本的な視点

第4期等計画の施策を検討・調整するに当たっては、社会情勢や国の動向など、障害者を取り巻く変化を把握し、本市における障害福祉施策とする必要があることから、次の11の基本的な視点を踏まえた計画としています。

① 重層的支援体制整備事業に関わる『福祉総合相談窓口』の周知・活用

令和3年度から新たに設置した『福祉総合相談窓口』について、その内容や方針をはじめ、その他の相談支援との連携体制などをわかりやすく整理し、障害者にも気軽に利用しやすい機能となるよう努めるとともに、活用促進に向けた周知に取り組みます。

② DX化、情報アクセシビリティを視野に入れた取組の展開

デジタル技術の急速な進展は、人々の生活スタイルを変化させ、様々な業務の効率化が期待されることから、地方自治体の業務システムの見直し（DX化）にまで展開しています。

そのため、障害者の生活や行政手続についても、今後は可能な範囲で段階的に変化していくこととなります。

これにより、これまで情報が届きにくかった支援先に情報がいきわたる、コミュニケーションツールの選択肢が増えるなどのメリットがある一方で、様々なかたちで支援が必要な障害者の中には、情報格差が生じてしまうリスクがあります。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づく情報アクセシビリティとは、前者のメリットに重点をおき前向きな期待を込めた取組ですが、後者のリスクへの懸念対策として、デジタル機器の操作方法等を支援する、意思疎通支援の担い手育成や環境整備等を同時に展開します。

③ 届ける支援（アウトリーチ）の拡充と全市民の意識の醸成

市の方針や施策のほかに、社会福祉協議会や事業者が提供している各種サービスが、当事者や支援を必要とする家庭に行き届く必要があります。

支援を届ける先は、障害者手帳を所持している市民のみならず、昨今では複合的な悩みや困難を抱える市民の中にも、支援が必要であるにもかかわらず、本人がそれに気づかないなど、潜在的なケースも増えていると推察します。

そうした方々にも、適切なタイミングで情報が提供できるようアウトリーチに努めるべく、職員から全市民まで意識の醸成が図れるよう、啓発・広報等活動の工夫・発展に取り組みます。

④ 差別解消、虐待防止、後見人制度などの内容の更なる充実が必要

国では、男女共同参画の観点からの施策や「こどもまんなか社会」を目指すこども政策の推進など、社会の構成員要素を更に細分化・具体化して捉え、その取組を推進しています。

障害に関わる内容においても、障害者基本計画（第5次）で、「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」の内容がより具体的に示されています。

また、これまでも長く取り組まれてきた差別・虐待の防止策に対して、差別・虐待が依然としてなくなることはない現状を踏まえ、様々な機会を通じて、障害者やその家族等に対する合理的配慮のある対応や、障害及び障害者への理解を深めるよう努め続ける必要があります。

さらに、障害者及びその家族の高齢化が進む中、認知症等も併発する可能性が高まる前に、成年後見人等を指定するなど、あらかじめ対応を講じる必要があるため、成年後見制度の推進がより一層重要な取組であることから、第4期等計画においても重要な取組として推進します。

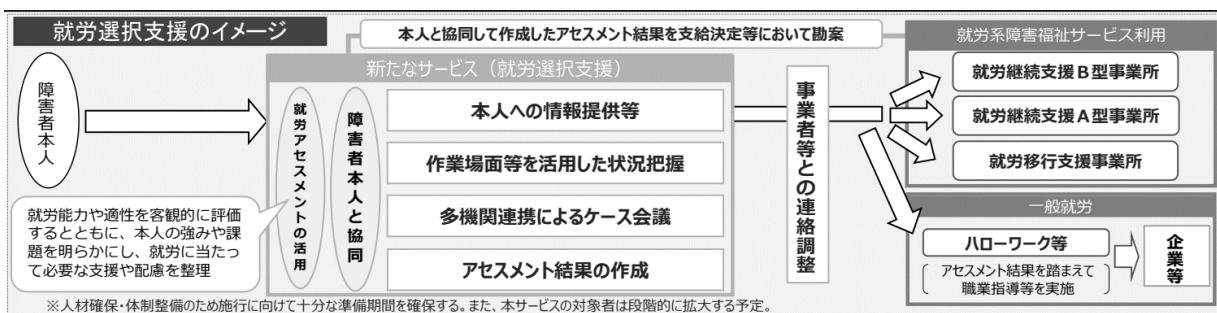
⑤ 障害者の就労ニーズに合わせたよりきめ細かい支援体制を整備

就労を希望する障害者側のニーズや、社会経済状況が多様化している中、働き方や就労先の選択に結びついていない、必ずしも質が担保されていない等の理由により就労移行の過程や就労後の定着状況にも重点がおかれています。

国では、障害者総合支援法及び障害者雇用促進法の一部改正による就労の見直しから、「就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化」を検討しています。（下図参照）

あわせて、障害者と事業者の適切なマッチングと継続したサポート体制は重要であり、効果的であることが考えられるため、第4期等計画策定の段階から事業者のニーズや要望を把握しながら、支援体制を整備します。

■【参考図】就労選択支援のイメージ



出典：厚生労働省『社会保障審議会障害者部会（第134回）資料3』（令和5年1月16日）から、「2-①就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等」のうち、「就労選択支援のイメージ図を抜粋」

⑥ 学習を支援する専門員の配置・加配の検討

全国で発達障害や情緒障害のある、又はその可能性がうかがえる子どもは増加傾向にあり、本市においても同様の傾向がみられます。

子どもの発達の段階には個人差があり、適切な処置・対応が、その後の発達に大きく影響します。

特に、学力や社会性を育む学校での過ごし方は重要であり、学習サポートや対人関係、精神状態の安定を保つ上で、専門員の配置は欠かせなくなっています。

現在、市では特別支援学級の設置や、市独自に採用した教員による生徒一人ひとりの特性に応じた支援を実施していますが、今後、インクルーシブ教育システムの構築の推進も踏まえ、スクールカウンセラーの配置や、学習支援員の養成・配置などを検討するべく、まずは子どもたちや学校運営の実態把握に努めます。

⑦ 訪問系、日中活動系、短期入所等のサービス量の方針検討

前期計画である「第3期那須塩原市障害者計画」（以下「第3期計画」という。）の段階で、訪問系、日中活動系、短期入所の市民ニーズが高まっており、同じく前期計画である「第6期那須塩原市障害福祉計画・第2期那須塩原市障害児福祉計画」においても、サービスの見込量を多く見積もり、提供量の確保に努めてきました。

今後も、障害者が高齢になっても暮らしやすい環境を維持していくためにも、適正なサービス提供量を見込み、その確保に向けた取組を推進します。

⑧ 文化芸術への参画機会の積極的な展開を見据えた取組の追加

国の「障害者基本計画（第5次）」では、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう、様々な支援や整備を進めることが「共生社会の実現」に向かうと示しています。

本市においても、障害者が市民とともに地域の文化芸術に触れることで、社会参画につながるような取組の拡充も視野に入れ、方針を検討することが重要であると考えます。

特に、コミュニティ・スクールを通じて、学校と地域が交流するイベント等へ参加する機会を設けるなど、市主体ではない地域活動の展開に向けても検討・調整します。

⑨ SDGsの観点も踏まえたソーシャル・インクルージョンを目指す

SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会を実現することを意識するとともに、同じ観点の意味合いを含むソーシャル・インクルージョン（社会的包括）の概念を念頭におき、障害者の地域・社会活動への参画を推進します。

⑩ 中長期的な安心・安全なまちづくりに向けた取組の検討

これまで市では、都市計画マスタープランとの整合性を考慮しながら、バリアフリーやユニバーサルデザイン化、住宅改修等を進めてきました。

障害者及びその保護者の高齢化が進む中、移動支援はますます重要なサービスとなっていきます。

さらに、国では、東京オリンピック・パラリンピック2020のレガシー継承を掲げ、「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を引き続き発展させるよう理解促進に継続して取り組むこととしています。また、障害者の地域移行と自立した生活が推進される中、グループホームなどの共同住宅の整備も促進しなければならないことから、引き続き現状の把握と計画的な取組として推進します。

⑪ 災害等、緊急時の対策強化についての内容の充実

これまで市では、災害時等の避難対策に関する取組内容を主として推進してきましたが、避難先での要支援者に配慮した適切な備えの充実についても計画的に取り組むべき事項であることから、第4期等計画で具体的に組み込みます。

また、新型コロナウイルス感染症のような社会全体の機能が停滞してしまう状況においても、可能な限りサービス提供が維持されるよう、事業者のBCP（事業継続計画）策定をはじめとした各機関等の機能維持の見直し・検討が必要な状況です。

加えて、現時点での新型コロナウイルス感染症対策が継続している状態である「新たな社会（ニューノーマル）」における安全・安心な環境づくりにも取り組めます。

2

第3期計画の点検・評価結果

第3期計画（平成30年度（2018）～令和5年度（2023））における各取組内容について、その進捗状況を点検・評価した主な結果をまとめたものが、次の表となります。

点検・評価の方法は、実際に推進できたこと、推進できなかったこと（課題等）を整理し、協議検討を行いました。

第4期計画では、この結果を踏まえ、取り組むべき施策等を設定しました。

第3期計画の点検・評価

点検・評価結果	
推進できたこと （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点を整備しました。 ・ 福祉総合相談窓口の設置などによる包括的な相談支援体制の整備を進めました。 ・ 手話言語条例を制定しました。 ・ 社会参加促進手話教室をスタートさせました。 ・ 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、市民向け・職員向けの研修や出前講座を実施しました。 ・ ヘルプマーク及びヘルプカード普及啓発活動を実施しました。 ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに、地域自立支援協議会を活用し、協議の場を設置しました。 ・ 市有施設、学校等のバリアフリー化を推進しました。
推進できなかったこと （課題等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害に対する周囲の理解や配慮を進めるためには、互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくりが必要です。また、各相談先については、機能の整理や連携など更なる充実が必要だと考えられます。 ・ 医療受診環境の向上や、障害特性を踏まえた心身の健康対策等をライフステージに応じて推進するため、医療・福祉・教育関係者の連携強化が必要です。また、災害時には、要援護者への必要な配慮が行われるよう環境整備を進めるほか、自助・共助の仕組みの構築や公助の役割を明確化する必要があります。 ・ 発達障害児の増加、障害の重度化・多様化を踏まえ、様々なニーズに対応できるよう、関係機関の連携、教職員の専門性の向上や教育環境、教育活動の更なる充実が求められています。 ・ 労働人口減少の中、必要な福祉サービスを適切に提供するための人材の確保・育成が分野を超えて求められています。 ・ 社会と関わりながら様々なかたちで過ごすため、就労支援の促進や工賃の向上などのほか、日中活動場所の確保、障害者スポーツ・文化活動の更なる充実が求められています。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">• 新型コロナウイルス感染症の流行やその感染拡大防止のため、集合形式で行うもの（会議、研修、イベント等）を中心に、多くの取組で中止、延期、人数や規模の縮小、オンライン等を含む実施方法の変更などの対応が必要とされました。また、障害福祉サービス事業所の活動にも多大な影響を与えています。今後は、手続のデジタル化などにより、ニューノーマルな環境への対応を進める必要があります。 |
|--|---|

3 基本理念

障害のある人が地域や社会で自分らしく生き、 すべての人たちが手を取りあい 新しい力を育む

那須塩原市の総合的な市政の方針を示す「第2次那須塩原市総合計画」（後期基本計画期間、令和5年度（2023）～令和9年度（2027））において、那須塩原市の将来像を『**人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原**』としています。（平成30年度（2018）～令和5年度（2023））

この将来像を目指し、第4期等計画においては、これまで取り組んできた政策理念『障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指す』を継承しつつ、新しい基本理念を『**障害のある人が地域や社会で自分らしく生き、すべての人たちが手を取りあい 新しい力を育む**』とします。

4 計画全体のテーマ

“障害のある人”と“支える人々”のための計画

昨今の社会情勢において、SDGsの開発目標「誰一人取り残さない」や、ソーシャル・インクルージョン（社会的包括）、さらにはインクルーシブ教育（障害のあるものと障害のないものがともに学ぶ仕組み）などの観点から、障害や特性等の多様性を受け入れ、等しくともに歩んでいくという視点が強調されている傾向があります。

このことから、今一度、誰のための障害者等計画なのかを見つめなおし、『**“障害のある人”と“支える人々”のための計画**』をテーマとして設定し、計画策定を推進することが望ましいと考えます。

5

基本目標

本市の障害者施策を推進するに当たり、障害者と障害者を支える人々への計画として、障害のある人がまず心身ともに健康であり、情報や社会制度による弊害が生じない自分らしい生き方ができるよう支援します。

次に、地域との関わり、文化や教養と多くふれあえる機会、その他の身近な医療や福祉とつながっていくなど、障害のある方々の負担が少なく、より多くの機会に関われるよう様々な地域資源や専門機関がつながる環境整備を推進します。

さらに、感染症対策や災害対策をはじめ、ハード面、ソフト面でもバリアフリーや安全・安心づくりの施策を計画的に進めます。

基本目標1

あなたとともに、わたしらしく生きていく

障害者本人が自分らしく生きていけるよう、必要な情報、支援の提供などをはじめ、市民が障害や障害者、福祉への理解を深め、差別や社会的障壁のない誰もがともに歩んでいく意識の醸成を目指します。

基本目標2

地域で誰もが手を取りあって、いきいきと活動していく

障害者が地域で自立して暮らしていく、又は支え合い・助け合いながら生活していけるよう、就労や地域活動、スポーツ、芸術など様々な社会参加の機会を充実させるとともに、暮らしをサポートするサービスの適切な提供を行い、いきいきとした地域づくりを目指します。

基本目標3

那須塩原市で安全に安心して暮らしていく

那須塩原市でこれからも安全に安心して暮らしていけるよう、防災・防犯体制、感染症対策などをはじめ、市内の施設や住まいのバリアフリー化を進め、障害者にもやさしいまちづくりを目指します。

6

施策の体系

基本理念

障害のある人が地域や社会で自分らしく生き、
すべての人たちが手を取り合い 新しい力を育む

基本目標

1 あなたとともに、
わたしらしく生きていく

2 地域で誰もが
手を取りあって、
いきいきと活動していく

3 那須塩原市で安全に
安心して暮らしていく

施策の方針

- 1 情報アクセシビリティの推進
- 2 福祉総合相談窓口を含めた相談機能の拡充
- 3 権利擁護の充実
- 4 福祉意識が広がる教育の推進

- 1 生活しやすい地域づくりの推進
- 2 雇用・就労に向けた取組の充実
- 3 福祉サービスの充実
- 4 保健・医療・福祉・教育の連携体制の強化
- 5 文化・芸術・スポーツ活動の促進

- 1 防災・防犯体制の充実
- 2 障害のある人にもやさしいまちづくり

推進施策

(1) デジタル機器の利用促進	54ページ
(2) 障害のある人に対するコミュニケーション手段の充実	54ページ
(3) 障害特性に応じた情報提供及び情報取得しやすい環境整備【重点施策】	56ページ
(4) 支援者を含む包括的支援体制の整備及び充実【重点施策】	59ページ
(5) 相談支援体制の強化及び相談支援拠点の整備【重点施策】	60ページ
(6) 虐待防止対策の推進	64ページ
(7) 差別解消・合理的配慮提供の推進【重点施策】	66ページ
(8) 成年後見制度利用の促進	67ページ
(9) 障害のある人に対する理解促進	68ページ
(10) 教育（保育）環境の充実及びインクルーシブ教育（保育）の推進	71ページ
(11) 学校教育、生涯学習における福祉教育の推進	72ページ
(12) 地域自立支援協議会の充実	75ページ
(13) 地域人材の協力と連携体制の整備	75ページ
(14) 地域交流機会の充実	76ページ
(15) ボランティアの養成・活動の推進	77ページ
(16) 障害のある人の雇用の推進及び就労環境の整備【重点施策】	80ページ
(17) 福祉的就労の場の充実	81ページ
(18) 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	83ページ
(19) 高齢者福祉サービスの推進	84ページ
(20) 移動手段の充実	84ページ
(21) 発達支援システムの推進【重点施策】	89ページ
(22) 保健・医療・福祉・教育の連携による相談・早期治療・療育体制の構築	90ページ
(23) 医療体制の充実	93ページ
(24) ライフステージに応じた健康づくりの推進	94ページ
(25) ニューノーマル環境の整備	95ページ
(26) 文化・芸術活動の推進	97ページ
(27) スポーツ活動の推進	97ページ
(28) 防災体制の強化	100ページ
(29) 防犯体制の強化	101ページ
(30) ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりの推進	103ページ
(31) 住まいの確保及び住みやすい住環境の整備	106ページ

第4章 施策の展開

基本目標 1

あなたとともに、わたしらしく生きていく

施策の方針 1 情報アクセシビリティの推進

方向性

障害の有無や種類にかかわらず、常に更新される制度やサービスをはじめ、ニュースや社会情勢などを把握するための“情報”に、スムーズにアクセスできるよう、情報発信・伝達・取得方法などを工夫します。

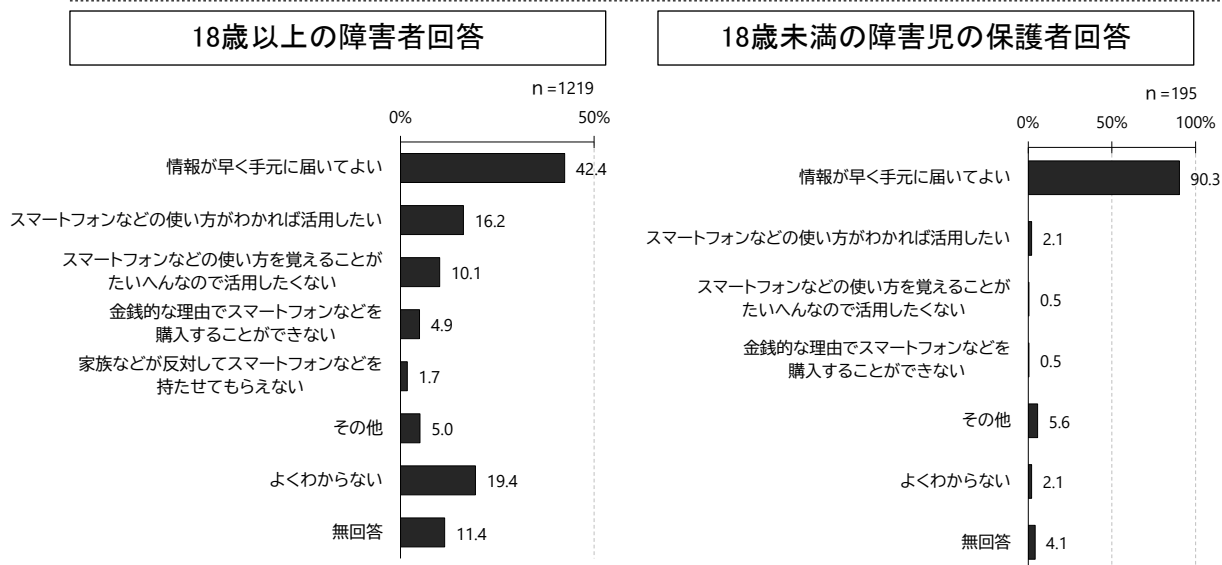
特に、情報のデジタル化が進む中、インターネットやスマートフォンなどの利用環境の有無による利便性・優位性の差が生まれまいよう、情報発信手段の多様化を図るとともに、視覚障害、聴覚障害など、様々な障害の状況にも対応できる情報取得環境を整備していきます。

現状と課題

市民アンケート調査結果をみると、パソコンやスマートフォンを活用したインターネット上の情報提供について、障害児の保護者の9割以上、18歳以上の障害者の4割以上が、情報が早く手元に届いてよいと回答しています。さらに、18歳以上の障害者においては、1割強がスマートフォンなどの使い方がわかれば活用したいと回答しており、また、実利用者と利用希望者を合わせると半数以上が肯定的に捉えています。

今後、インターネット上の情報発信はより加速化・充実化していくことが考えられるため、パソコンやスマートフォンなどの利便性や必要性を周知し、情報取得手段として定着させていく必要があります。

問 パソコンやスマートフォンを活用したインターネット上の情報提供をどう思うか



資料：市民アンケート調査結果（令和4（2022）年度実施）

推進施策

- (1) デジタル機器の利用促進
- (2) 障害のある人に対するコミュニケーション手段の充実
- (3) 障害特性に応じた情報提供及び情報取得しやすい環境整備 【重点施策】

(1) デジタル機器の利用促進

【具体的な事業】

① デジタル機器の利用促進(書かない窓口、どこでも窓口)

主担当課： 社会福祉課、デジタル推進課 関係課： その他関係課

目指す姿	障害のある人の窓口手続負担軽減
内容	<p>窓口での手続において、タブレット端末等を活用し申請書作成の支援を行い、また、自宅や外出先からパソコンやスマートフォンを利用して行う手続を充実させ、負担の軽減を図ります。</p> <p>なお、情報アクセシビリティに配慮し、各種バリアフリー機能の提供により、障害のある人でも、見やすく、使いやすい画面表示にするなどの工夫を検討します。</p>

(2) 障害のある人に対するコミュニケーション手段の充実

【具体的な事業】

① 手話通訳・要約筆記者派遣事業

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	聴覚に障害がある人でも適切な情報取得やコミュニケーションを取ることができる
内容	<p>音声言語によるコミュニケーションが困難な聴覚障害者が日常生活上の相談、研修会・会議などで手話通訳や要約筆記者が必要な場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、円滑にコミュニケーションを取ることができる環境の整備を図ります。</p>

② 市民向け手話教室、中途失聴・難聴者向け手話・読話教室

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	聴覚に障害がある人もない人も、お互いにコミュニケーションを取ることができる		
内 容	<p>市民を対象とした、初めて手話を覚えたい人や手話に興味のある人を対象にした教室（社会参加促進手話教室）及び聴覚障害者とのコミュニケーション手段である手話を習得し、ボランティア活動等ができる手話奉仕員養成を目的とした教室（手話奉仕員養成講習会）を開催します。</p> <p>また、中途失聴・難聴者とその家族等を対象とした、聞こえない・聞こえにくい人のための手話・読話教室を開催します。</p>		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	社会参加促進手話教室参加人数	20人	30人

③ スマートフォン・アプリ教室

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	障害のある人が情報取得及びコミュニケーションツールとしてスマートフォンやアプリを利用できるようになる
内 容	スマートフォンやアプリを情報取得やコミュニケーションツールとして利用するための障害者を対象とした講座の開催を検討します。

(3) 障害特性に応じた情報提供及び情報取得しやすい環境整備 【重点施策】

【具体的な事業】

① 障害児・障害者サポートアプリ

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	障害のある人などの情報取得手段の拡充と利便性向上		
内 容	情報を一元化し、スマートフォンでいつでもどこでも簡単に確認でき、必要としている情報をわかりやすく提供することで、障害のある人及びその支援者の利便性の向上、障害への理解促進、不安の解消及び職員・事業所等の負担軽減を図ります。		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和7年度)
	アプリダウンロード数	0人	2,000人

② 様々な手段・媒体による情報発信事業

主担当課： 企画政策課

目指す姿	必要な人に、必要な情報が漏れなく届く環境が整備される		
内 容	情報を取得しやすいホームページの公開や広報誌の発行と併せて、SNSや手話通訳付きの動画、メール配信サービスなどを活用し、市政や地域に関する情報を市内外に発信することで、円滑な行政運営と地域の魅力向上を図ります。		

③ 音訳版議会だよりの提供

主担当課： 議事課

目指す姿	文字が読みにくい人や障害のある人でも、音声で必要な議会情報を取得できるようになる。		
内 容	文字による情報取得が困難な視覚障害のある人のために、音訳ボランティア団体の協力により、録音した「音訳版議会だより」を提供します。		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	利用者数	30人	40人

④ ホームページアクセシビリティの向上、音訳版広報なすしおぼらの提供

主担当課： 企画政策課

目指す姿	文字が読みにくい人や障害のある人でも、必要な情報を取得できるようになる
内 容	表示サイズや文字・背景色の変更機能、音声読上げ機能、ふりがな表示機能などにより、障害のある人や高齢者などでも、容易にホームページへアクセスし、それを活用できるようにします。 文字による情報入手が困難な視覚障害のある人のために、音訳ボランティア団体の協力により、録音した「音訳版広報なすしおぼら」を提供します。

⑤ 読書バリアフリー(市立図書館)

主担当課： 生涯学習課

目指す姿	視覚障害のある人などが利用しやすい読書環境の整備
内 容	市立図書館における障害のある人向けサービスの充実 ・アクセシブルな電子書籍等（音声読上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック等）の充実 ・音声ガイドや日本語字幕付きのバリアフリー映画会の開催

⑥ 地域生活支援事業(日常生活用具)

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	障害のある人の情報・意思疎通手段の確保
内 容	障害のある人が、日常生活をより円滑に送ることができよう情報・意思疎通支援用具を給付します。

施策の方針 2 福祉総合相談窓口を含めた相談機能の拡充

方向性

誰でも安心して相談できる相談窓口の体制づくりを整備するとともに、相談窓口の周知を図ります。

重層的支援体制整備事業のひとつとして設置している福祉総合相談窓口において、障害のある人やその家族が抱える、介護や子育て、生活困窮など、様々な悩みや不安に対する相談を受け付け、適切な支援につなげます。

現状と課題

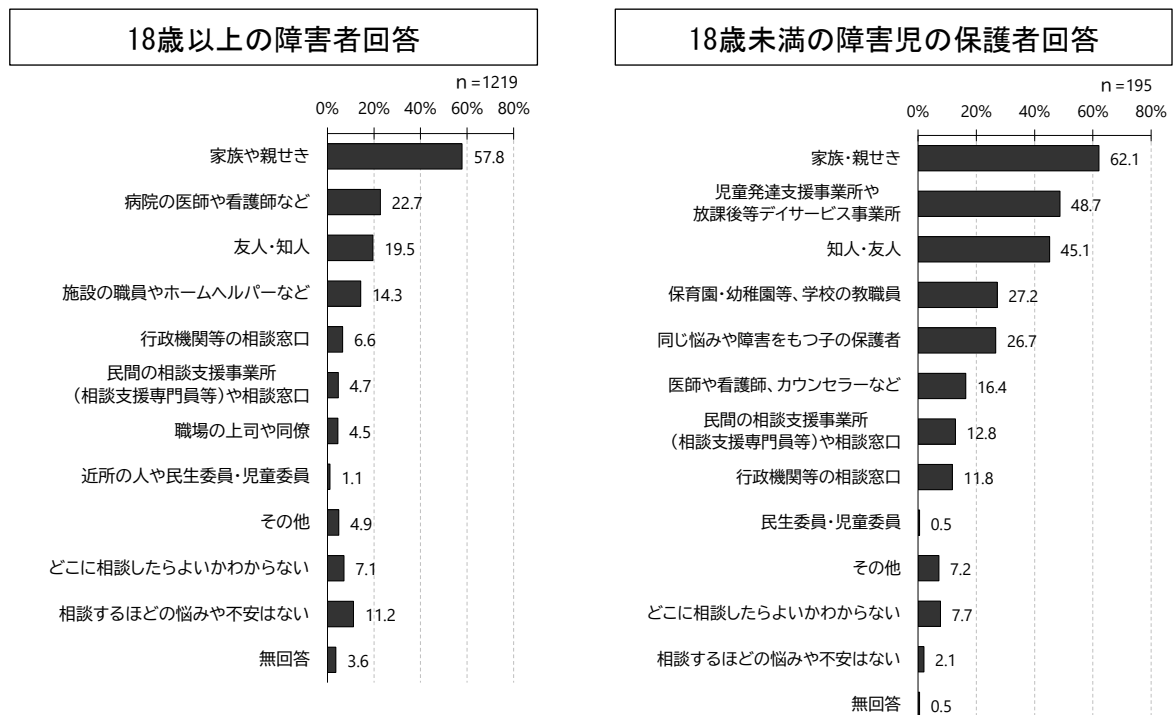
障害者や障害児の保護者は、個人や家族で悩みや不安を抱え込む場合があります。そこには、相談先がわからない、何を相談したらよいかわからないなど、まだまだアクセスしにくい環境があります。

また、近年の相談者の中には、障害者自身の悩みや不安以外に、家族との関係性や経済的な側面、就労、学習環境など、様々な悩みが複合的に絡み合っている場合も多くあります。

さらに、市民アンケート調査結果をみると、障害の種類によって悩みや不安の相談先が異なることがわかります。

それには、アクセスしやすい工夫や家族まるごと支援のほか、潜在的なニーズを抱える人や支援が届いていない人に、アウトリーチを通して必要な支援をつなげる継続的支援など、多方面からの相談支援の機能の拡充が求められます。

問 悩みや不安の相談先について



資料：市民アンケート調査結果（令和4（2022）年度実施

推進施策

- (4) 支援者を含む包括的支援体制の整備及び充実 【重点施策】
 (5) 相談支援体制の強化及び相談支援拠点の整備 【重点施策】

(4) 支援者を含む包括的支援体制の整備及び充実 【重点施策】

【具体的な事業】

① 地域共生社会推進支援事業(多機関協働事業)

主担当課： 社会福祉課 関係課： 高齢福祉課、健康増進課、
 子育て支援課、子育て相談課

目指す姿	包括的な支援体制の整備
内 容	<p>少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化等による福祉ニーズの多様化・複雑化に伴う複合的な課題に対応するため、関係機関の連携による横断的かつ包括的な支援体制の構築を目指し、各専門分野の相談支援窓口のほか、分野に関係なく、様々な相談を丸ごと受け止める「福祉総合相談窓口」を開設し、関係機関と連携しながら相談支援を行います。</p> <p>また、重層的支援会議などの関係機関間の連携やプランの適切さ、資源の把握や創出等について検討するための会議を開催します。</p>
関連計画等	第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画

② ヤングケアラー・きょうだい支援に関する普及啓発事業

主担当課： 子育て支援課 関係課： 学校教育課、子育て相談課、
 社会福祉課

目指す姿	障害のある家族のケアを担うヤングケアラーや「きょうだい」が自分のための人生を選択できるようなる
内 容	小中学生に向けた啓発事業、市職員・教職員向けヤングケアラー支援研修、ヤングケアラーやきょうだいの抱える問題について理解する啓発イベントの実施などにより、子ども自身が気づき、周りの人たちがそれを支えられるような環境を整えます。
関連計画等	第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン

成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	啓発事業の実施学校数	0校	19校

③ 地域生活支援事業(日中一時支援事業)

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	障害のある人やその支援者の心身の充実
内 容	障害のある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息や負担軽減を図ります。

(5) 相談支援体制の強化及び相談支援拠点の整備 【重点施策】

【具体的な事業】

① 障害者相談支援事業

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	地域における相談支援体制の充実		
内 容	<p>障害のある人やその支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域での自立した日常生活又は社会生活の促進を図ります。</p> <p>本市では主に社会福祉法人等の民間事業者に委託して実施しており、「那須塩原市障害者相談支援センター」、「地域生活支援センターゆずり葉」及び「栃木県北地区手話通訳派遣協会」にて相談を受け付けています。</p>		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	悩みや不安をどこに相談したら よいかわからない人の割合 (市民アンケートの結果)	障害者：7.1% 障害児：7.7%	障害者：0% 障害児：0%

② 基幹相談支援センター

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	総合的な相談支援業務の実施
内 容	<p>地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、次に掲げる業務等を総合的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的・専門的な相談支援の実施 ・ 地域の相談支援体制の強化の取組 ・ 地域移行・地域定着の促進の取組 ・ 権利擁護・虐待の防止

③ 地域生活支援拠点事業

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	障害のある人が生涯にわたり地域で安心して生活できる
内 容	<p>障害のある人の重度化・高齢化及び「親亡き後」に備え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う障害福祉サービス事業所等と連携して、障害のある人が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう支援を行います。</p>

④ 地域共生社会推進支援事業（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

主担当課： 社会福祉課 関係課： 高齢福祉課、健康増進課、子育て相談課、その他関係課

目指す姿	地域における相談支援体制の充実		
内 容	潜在的なニーズを抱える人、支援が届いていない人を早期に発見するために、関係機関と連携し、つながりの中から相談者を発見し、訪問などを行うことにより、必要な支援につなげるアウトリーチを通じた継続的支援体制の強化を検討します。		
関連計画等	第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	アウトリーチにより支援につながった人	—	10人

⑤ こども家庭センターによる相談支援

主担当課： 子育て相談課

目指す姿	安心して子育てができる環境を充実させる
内 容	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」を設置し、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図ります。
関連計画等	第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン

施策の方針 3 権利擁護の充実

方向性

障害のある人が自分らしくいきいきとした日々を送ることができる社会を目指します。

虐待や差別をなくし、相手の気持ちに寄り添った配慮のある支援、思いやりが行き届くまちづくりに向けて、障害や障害のある人への理解を促進します。

また、成年後見制度を周知し、理解を広げることでその利用を促進し、金銭管理や書類の申請などが難しい人も安心して暮らしていける体制づくりに取り組みます。

現状と課題

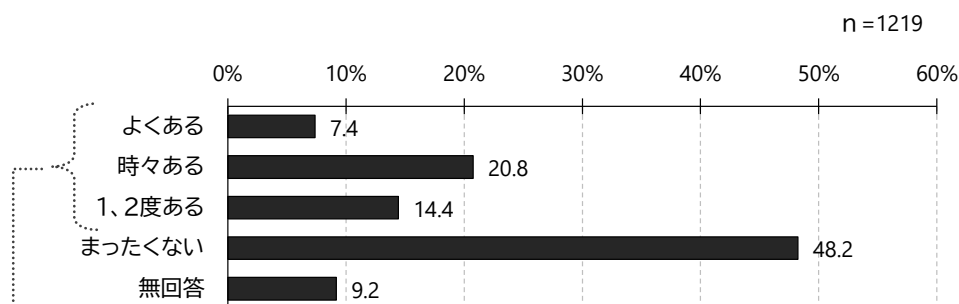
虐待や差別はあってはならないことですが、いまだに家庭内や学校、就労の場、施設、街中など日常の中で起きています。また、自分にとっては手助けでも、相手に不快感を与えてしまう手助けなど、合理的配慮への理解が十分ではない場合もあります。

合理的配慮の提供は、平成28（2016）年4月に施行された障害者差別解消法により国や地方公共団体が法的義務を負っていますが、同法の改正（令和3（2021）年に成立）が行われ、令和6（2024）年4月からは事業者に対しても義務化されることとなります。

市民アンケート調査結果をみると、差別や嫌な思いをしたことがある人は4割以上で、主に買物や通院などに出かけた際に受け、じろじろ見られた視線を感じる人が特に多くなっています。

こうした差別や偏見のない社会づくり、まちづくりのために何よりも必要なことは、障害及び障害のある人への理解の促進であることから、市民が知る機会、学ぶ機会を充実していくことが求められます。

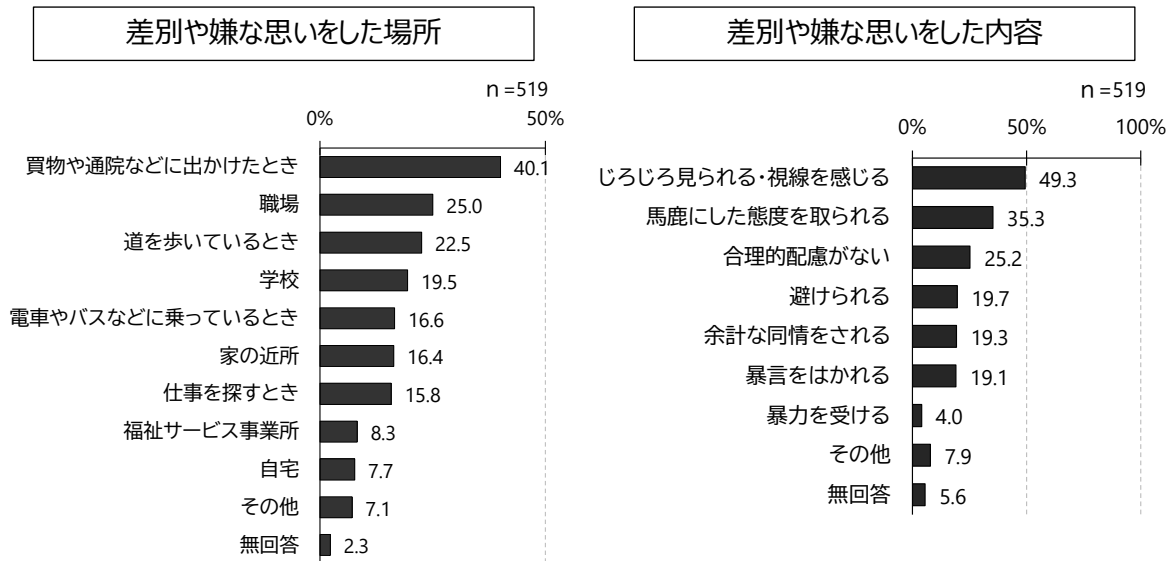
問 差別や嫌な思いをしたことがあるか（18歳以上の障害者の回答）



資料：市民アンケート調査結果（令和4（2022）年度実施）

次のページで、差別や嫌な思いをした場所や内容を記載しています。

問 差別や嫌な思いをしたことがある場所、内容(18歳以上の障害者の回答)
 ※差別や嫌な思いをしたことがあると回答した方のみ



資料：市民アンケート調査結果（令和4（2022）年度実施）

推進施策

- (6) 虐待防止対策の推進
- (7) 差別解消・合理的配慮提供の推進 【重点施策】
- (8) 成年後見制度利用の促進
- (9) 障害のある人に対する理解促進

(6) 虐待防止対策の推進

【具体的な事業】

① 児童虐待防止対策事業

主担当課： 子育て相談課

目指す姿	児童虐待の未然防止
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の設置・運営 ・児童虐待防止啓発絵本の配布（就学時健康診断時に新1年生に配布） ・児童虐待防止啓発SOSカードの配布（市内小中学生全員に配布）
関連計画等	第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン

② 障害者虐待防止対策事業

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	障害者虐待防止の推進
内 容	障害者虐待の未然防止、早期発見及び再発防止のため、障害者への虐待に係る通報・相談に対し、関係機関と連携して迅速かつ的確に対応するとともに、虐待防止に関する広報・啓発活動を実施する等、障害者虐待防止を推進します。 ＜相談受付件数実績＞ 令和4年度：5件、令和3年度：3件、令和2年度：1件、 令和元年度：3件、平成30年度：0件、平成29年度：4件

③ 高齢者虐待防止対策事業

主担当課： 高齢福祉課

目指す姿	高齢者への虐待の早期発見と早期対応、未然防止を図ることで、高齢者の尊厳と安心した生活の確保ができる
内 容	地域包括支援センターを中心とした関係機関のネットワークを強化し、高齢者への虐待の早期発見と早期対応並びに未然防止に努め、高齢者の尊厳と安心した生活の確保を図ります。 介護サービス事業所における高齢者への虐待防止に係る取組の促進を支援します。
関連計画等	第9期那須塩原市高齢者福祉計画

(7) 差別解消・合理的配慮提供の推進 【重点施策】

【具体的な事業】

① 障害者差別解消事業(市民向け・市職員向け研修の実施)

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	合理的配慮がなされた差別のない環境		
内 容	市職員がその業務を行うに当たって法律に適切に対応するため、障害に対する理解を深める研修を実施するとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような具体例や合理的配慮の事例などを示す職員対応要領を基本とした対応を行っていきます。 また、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う那須塩原市障害者差別解消支援地域協議会を中心に差別解消を推進しています。		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和9年度)
	障害者差別解消等研修延べ参加者数	490人	1,600人

② ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	周囲の人々に合理的配慮を促し、適切な支援を受けられる		
内 容	外見からはわかりにくい、聴覚障害者や高次脳機能障害者、難病患者等が、必要としている支援を受けやすくするため、周囲の人々に合理的配慮を促す“ヘルプマーク”や障害などのある人が困ってしまったときに、周囲の人に障害や病気などについて理解してもらい、適切な配慮や支援をお願いしやすくするための“ヘルプカード”の配布により、合理的配慮の提供を推進します。		

③ 投票支援カードによる障害のある人などへの支援

主担当課： 選挙管理委員会事務局

目指す姿	障害のある人などが投票しやすい投票環境の整備		
内 容	投票所において、あらかじめ支援してほしい内容を記入した投票支援カードを提示してもらうことで、障害のある人など支援が必要な人に対し、スムーズな投票支援を行います。		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	代理投票者のうち投票支援カード利用者の割合	未実施	30%

(8) 成年後見制度利用の促進

【具体的な事業】

① 成年後見制度の利用支援

主担当課： 社会福祉課、高齢福祉課

目指す姿	高齢者や障害者が、判断能力がなくても、安心して暮らし続けられるようになっていく
内 容	<p>認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な要支援者を対象に、成年後見人等が契約などの法的行為について「代理」や「同意」などの機能を行使し、権利を守る成年後見制度の利用を促進します。</p> <p>各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の体制整備を進めます。</p> <p>「地域連携ネットワーク」が機能するよう、コーディネート役を担う中核機関の整備を進めます。</p> <p>市民を対象とした研修会の開催などにより、成年後見制度の周知と啓発に努めます。</p>
関連計画等	第9期那須塩原市高齢者福祉計画、那須塩原市成年後見制度利用促進基本計画

② 成年後見制度相談会

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	成年後見制度を必要とする人、その家族や支援者への利用普及及び支援
内 容	司法書士等による、精神障害者、知的障害者及び認知症の人やその支援者のための成年後見制度の内容や利用についての相談会を実施します。

(9) 障害のある人に対する理解促進

【具体的な事業】

① 手話言語条例関連事業

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	手話は言語であるとの認識を広め、手話に対する理解促進を図り、ともに生きる社会を実現する
内 容	「手話は言語」であるとの認識のもと、手話を広く知ってもらうとともに、手話を使いやすい環境をつくるために制定した「手話言語条例」に基づき、すべての人々が互いに人格や個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会の実現を図ります。

② イベント等による普及啓発

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	普及啓発イベントを通じた障害のある人への理解促進
内 容	精神障害がある人など、生きづらさを抱えた人の相談支援をはじめ、地域生活支援やメンタルヘルス等の取組をしている特定非営利活動法人那須フロンティアと共催し、地域におけるメンタルヘルスに対する理解促進を目的とした那須フロンティアフォーラムを開催します。

施策の方針 4 福祉意識が広がる教育の推進

方 向 性

発達への支援が必要な子どもたちを含め、すべての障害児が、個々の特性に合った教育を受け、たくさん子どもたちと交流し、様々な体験から多くを学ぶことができる教育・保育環境及び放課後の居場所づくりを目指します。そのために、学校環境や関係施設の整備をはじめ、学習サポートや成長に伴う心身の悩みや不安に寄り添う相談支援体制の充実に取り組みます。

また、障害への理解につなげる福祉教育を、子どもの成長段階に合わせて早い時期から教育プログラムに組み込み、ボランティア等の体験学習を通じた理解の促進や、思いやりの心を育てる教育を推進します。

現状と課題

発達障害や情緒障害をもつ子どもは全国的に増加傾向にあり、本市の児童生徒も同様に増加傾向にあります。

教育の機会は、障害の有無にかかわらず平等に、かつ十分に提供されるべきであることから、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう特別支援学級等を設置し、子どもたち一人ひとりの特性に応じた学習サポートを進めているところです。しかし、その他の児童生徒との垣根のない交流やともに学ぶ機会づくりなどのインクルーシブ教育の推進も重要であるため、今後の学校教育方針の検討・充実が求められます。

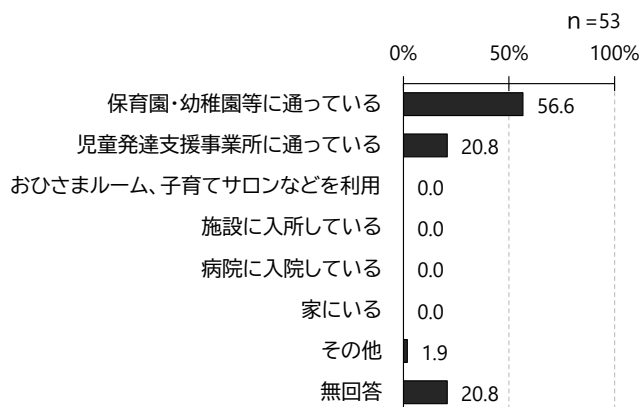
市民アンケート調査結果をみると、充実してほしい教育施策や今後希望する保育・教育環境において、学習をサポートする支援員の配置や、保育や教育現場の職員の障害に対する理解に高いニーズがあり（28ページ参照）、今後も引き続き保育や学校現場での障害への理解、学習提供体制についての充実が求められます。

また、同調査結果から、就学している障害児の8割以上が放課後等デイサービスを利用しており、現在子どもが利用しているサービスとしても、今後、子どもたちに利用させたいサービスとしても、更に高いニーズがみられます。

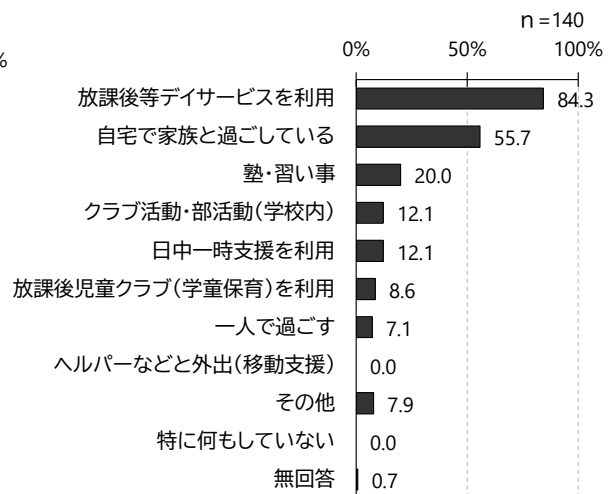
大人たちのサポートが必要な障害児にとって、放課後の子どもの居場所は特に重要であり、放課後等デイサービスの設備、体制、機能の充実・拡充やその他の居場所づくりについて検討していく必要があります。

問 子どもの平日日中の過ごし方について

就学前の子どもの平日日中の過ごし方



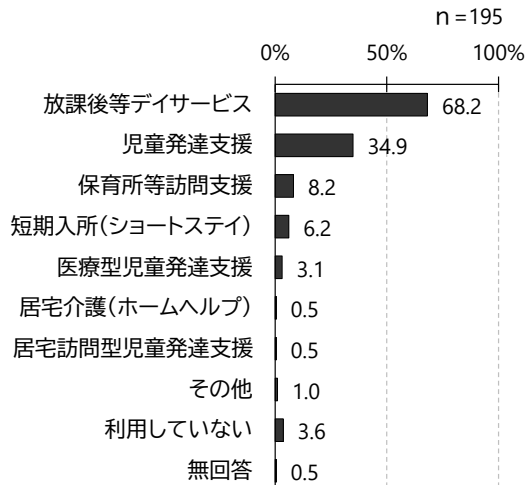
就学後の子どもの平日日中の過ごし方



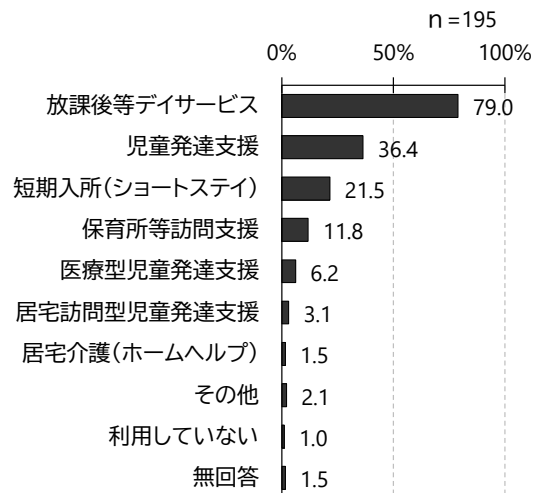
資料：市民アンケート調査結果（令和4（2022）年度実施）

問 子どもが利用しているサービス、今後利用させたいサービス

現在、利用しているサービス



今後、利用させたいサービス



資料：市民アンケート調査結果（令和4（2022）年度実施）

推進施策

- (10) 教育（保育）環境の充実及びインクルーシブ教育（保育）の推進
 (11) 学校教育、生涯学習における福祉教育の推進

(10) 教育（保育）環境の充実及びインクルーシブ教育（保育）の推進

【具体的な事業】

① 発達支援保育事業

主担当課： 保育課 関係課： 子育て相談課、学校教育課

目指す姿	発達に支援が必要な子どもの増加に対応するために、個々のニーズに合わせた発達支援体制の充実を図る
内容	保育園、認定こども園及び地域型保育園での生活において、特に配慮が必要な子ども（要支援児）に対して発達支援保育を実施します。 実施に当たっては、保護者から医師の診断書又は意見書等の提出を求め、要支援児の発達支援保育の必要性や集団保育の適否等を検討した上で必要な保育士の加配を行います。

② 障害児保育事業

主担当課： 保育課

目指す姿	障害のある又は支援が必要な児童と障害のない児童と一緒に保育することによって、児童の発達を促し、社会性を養う
内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童期において、障害や要支援児への理解を深めるため、障害のある児童、支援が必要な児童、障害のない児童も一緒に過ごす時間を設けるよう、集団保育による障害児保育の充実に努めます。 障害のある児童や支援が必要な児童等を受け入れる保育園に対し、状況に応じて保育士の加配を行うとともに、今後も障害のある児童等の保育を促進します。

③ 特別支援教育の充実

主担当課： 学校教育課

目指す姿	障害のある児童生徒が将来、社会的に自立するための力を身に付けるため、個々の状態に応じたきめ細かな教育的支援を充実させる
内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童生徒の個々の能力の伸長と豊かな成長を目指して、小中学校等において指導や支援の充実を図ります。 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の誰もがともに学べる環境と交流及び共同学習による相互理解を促進します。 特別支援学校や関係機関との連携により、教育内容と教育体制の充実に努めます。

④ 放課後児童クラブにおける支援児受入推進事業

主担当課： 子育て支援課

目指す姿	障害のある子どもが放課後児童クラブを利用する機会の確保と障害のある子どもの育成支援の質の向上
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童クラブ支援員等を障害児の数に応じて1名以上配置します。 ・ 放課後児童クラブ支援員が、クラブに在籍する障害等をもつ児童に適切な支援ができるよう外部の専門家による巡回指導及び市主催の研修会を実施します。

⑤ 多職種協働による相談支援事業

主担当課： 子育て相談課

関係課： 保育課、学校教育課

目指す姿	支援者及び保護者への相談支援を行い、発達に支援が必要な子どもが適切な支援を受けられるようにする
内 容	心理職などの専門職による多職種協働チームが、子どもが通う施設等において、集団生活における子どもの状況を確認し、支援の方向性や適切な支援方法について現場の支援者と検討を行います。また、子どもとの関わりに困り感のある保護者の相談を受け、保護者が孤立感を持つことなく子どもと関わられるよう支援します。
関連計画等	第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン 第3期那須塩原市発達支援システム推進計画

(11) 学校教育、生涯学習における福祉教育の推進

【具体的な事業】

① 学校教育における福祉教育の推進

主担当課： 学校教育課

目指す姿	学校の教育活動を通して、障害や障害のある人に対する理解ある子どもの育成を図る
内 容	小中学校等における学校教育を通して、障害及び障害のある人に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進します。

② 学校におけるボランティア活動への意識の醸成

主担当課： 学校教育課

目指す姿	ボランティア活動に対する意識の醸成を図る
内 容	ボランティア活動を推進するため、小中学校等における学習や活動を通して、意識の醸成を図ります。

③ 生涯学習出前講座

主担当課： 生涯学習課

関係課： 社会福祉課

目指す姿	市民に障害についての学びを提供することで、障害や障害のある人に関する理解促進を図る
内 容	生涯学習出前講座により、障害福祉施策や障害のある人に対する理解を深めるとともに、点字の講習等といった学びを提供します。
関連計画等	第3期那須塩原市生涯学習推進プラン

基本目標 2

地域で誰もが手を取りあって、いきいきと活動していく

施策の方針 1 生活しやすい地域づくりの推進

方向性

障害者、家族、自治会、事業所、教育機関、保健・医療機関等のネットワークを構築し、それぞれの立場から地域課題や改善策を協議する那須塩原市地域自立支援協議会の活動を充実させます。

また、地域人材の発掘、育成又は連携による助け合い・支え合いの関係性を築くとともに、地域での交流の機会を充実させ、障害者が生活しやすい地域づくりを推進します。

現状と課題

地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき設置するもので、定期的を開催され、主な活動内容として、情報共有や具体的な協働内容の検討、地域の関係者によるネットワークの構築などに取り組み、障害福祉の中核的な役割を担うものです。

那須塩原市地域自立支援協議会は、これまで「障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指す」ことを目標に、ともに生きる社会づくりのための様々な活動に取り組んできました。今後も、当事者とその関係機関との連携をより強化し、地域における障害者（児）が抱える問題や地域での取組の向上に向けた協議が求められます。

また、交流の機会では、障害福祉サービス事業所共同販売会の実施や、様々な人が自由に集まり、ゆっくり話ができる場所としてフリースペースを設けています。

しかし、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、販売会やフリースペースは一時的に中止され、障害者の交流の機会が損なわれています。

今後は、感染症対策を十分に行い、安全性を確保しながら、事業の再開や新しい取組の検討なども含めて、交流機会の充実を図っていく必要があります。

推進施策

- (12) 地域自立支援協議会の充実
- (13) 地域人材の協力と連携体制の整備
- (14) 地域交流機会の充実
- (15) ボランティアの養成・活動の推進

(12) 地域自立支援協議会の充実

【具体的な事業】

① 地域自立支援協議会(専門部会活動)の充実

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	自立した生活を送れる地域・環境をつくり、ともに生きる社会になる
内容	自立支援協議会は、障害をもつ人や障害福祉に関わりのある人々で構成され、「障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指す」ことを目標に、ともに生きる社会づくりのため、全体会のほかに各専門部会を立ち上げ、相談支援体制の充実や障害者就労支援施設等による共同販売会の実施による販売機会の確保、障害をもつ人自らがやりたいことや、できること等を検討しています。

(13) 地域人材の協力と連携体制の整備

【具体的な事業】

① 地域共生社会推進支援事業(参加支援事業)

主担当課： 社会福祉課

関係課： 高齢福祉課、健康増進課、子育て相談課、その他関係課

目指す姿	世代や属性を問わず困難を抱える人の社会参加の促進
内容	各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援の実施を検討します。
関連計画等	第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画

② 地域住民助け合い事業

主担当課： 高齢福祉課

目指す姿	地域住民が互いに見守り、助け合う地域づくりを推進し、高齢者を含めた地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の在宅生活を支えるために活用できる地域の保健・医療・介護・福祉の関係者やNPO法人、ボランティア等の社会資源を洗い出し、地域包括支援センターを中核とした地域ネットワークの構築を目指します。 ・地域ネットワークを構成する社会資源との連携や情報の共有化等の取組を支援するとともに、地域の住民やボランティア等が取り組む高齢者の安全・安心を支えるための見守りや、安否確認等の活動を支援していきます。 ・行政によるサービスだけでなく多様な主体による、重層的な生活支援サービスが地域で提供される体制整備を支援します。 ・15公民館区に配置した地域支え合い推進員等が、地域の課題について協議する場（協議体）の設置を支援します。 ・元気な高齢者が担い手となり、地域住民がお互いに見守り、助け合うための組織を結成し、互助の仕組みの構築を進めます。 		
関連計画等	第9期那須塩原市高齢者福祉計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	見守り活動実施自治会数	138自治会	165自治会

(14) 地域交流機会の充実

【具体的な事業】

① 民生委員・児童委員(障害福祉部会)による理解促進・地域交流事業

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	障害者施設の事業内容や利用者の状況の理解・認知の促進
内 容	障害者福祉施設を訪問し、施設での活動内容や提供サービスを見学することで、障害者理解や制度内容の把握を行います。

② 障害者就労支援施設等による共同販売会の開催支援

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	福祉的就労への支援による地域交流の推進
内容	障害者就労支援施設等による共同販売会の開催を支援することで、事業所製品の販売機会の充実を図るとともに、地域との交流を推進します。

(15) ボランティアの養成・活動の推進

【具体的な事業】

① 手話奉仕員養成講座

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	手話奉仕員を充実させ、コミュニケーション手段を利用できる機会を増やす		
内容	聴覚障害者とのコミュニケーション手段である手話を習得し、ボランティア活動等ができる手話奉仕員養成を目的とした教室を開催します。		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	参加人数	30人	50人

② 市民活動センター運営事業

主担当課： 市民協働推進課

目指す姿	ボランティアを含む市民活動に関する情報収集・提供や相談業務、連携の支援等を通して、障害者支援団体を含む市民活動団体の活動を推進する		
内容	ボランティアを含む市民活動団体は、公益的活動の担い手として、様々な地域課題の解決に重要な役割を持っており、その専門性や機動力は今後のまちづくりに必要不可欠です。市民が主体のまちづくりを推進するため、市民活動団体の意見を取り入れながら、その拠点となる市民活動センターの運営を行います。		
関連計画等	協働のまちづくり行動計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和9年度)
	市民活動センター年間利用者数	2,619人	3,000人

施策の方針 2 雇用・就労に向けた取組の充実

方 向 性

就労意欲のある障害者が、本人の望む働き方、働く内容に合った就労につながるよう事業所と連携して民間企業への雇用の充実に取り組みます。

また、高齢や重度の障害のある人などを除き、働きにくいと考えている人たちの自立に向け、就労へつなげられるよう障害種別にかかわらず、様々な悩みや不安の相談を支援します。

さらに、日中の居場所づくりや社会参加の一環でもある福祉的就労の場の確保や充実に努め、生きがいつくりにつなげられるよう、事業所や関係機関との連携を推進します。

現状と課題

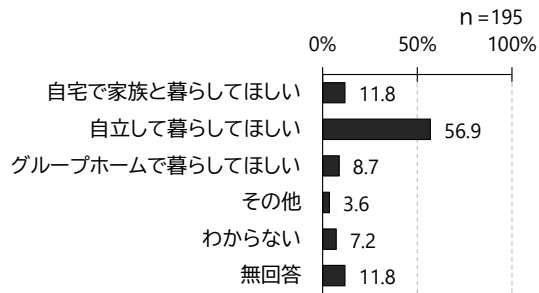
障害者の自立や社会参加には、就労支援が特に重要である一方、一般就労では決められた時間に決められた作業量を進める必要があることや、人とのコミュニケーション力が求められることが多く、発達障害や精神障害の人の場合、就労に結びつけることが難しい場合があります。

こうした、障害の種類、さらには一人ひとりの特性に可能な限り柔軟に対応できる雇用側の環境や姿勢が求められるため、障害者本人と一般就労とをつなげる就労移行支援や就労継続支援、就労アセスメントの活用の充実が求められます。

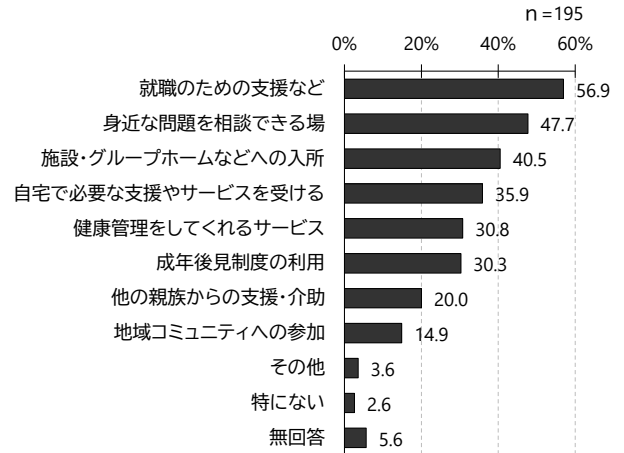
特に、家族などが介助することが困難になってしまう、いわゆる“親亡き後”のことを不安に感じている介助者は多く、作業所や福祉的就労の場も含めて、障害者の自立と居場所づくりとしての働く場の確保、さらには働きやすい環境づくりの周知・啓発及び事業所等との連携強化が求められます。市民アンケート調査結果をみると、18歳未満の障害児の保護者では、子どもの介助が困難になった際に子どもに必要なだと思える支援として、就職のための支援が特に多く、加えて、子どもに希望する将来の暮らし方では、自立して暮らしてほしいと考えている保護者が半数以上います。

また、同調査結果の18歳以上の障害者では、現在、福祉的就労（一般企業以外）で働いている人が一般就労へ移行するために必要な支援として、職場環境や出退勤時間への配慮を求める意見が多くあります。

問 保護者が子どもに希望する将来の暮らし方について

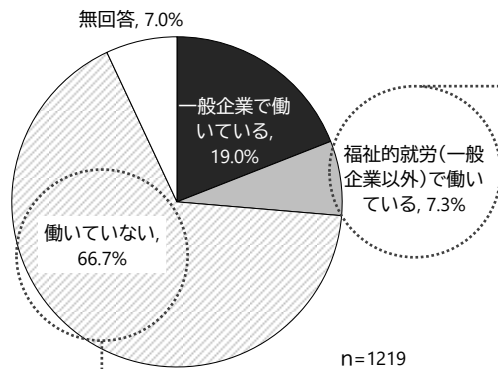


問 保護者が、介助が困難になった際に子どもに必要なと思う支援について

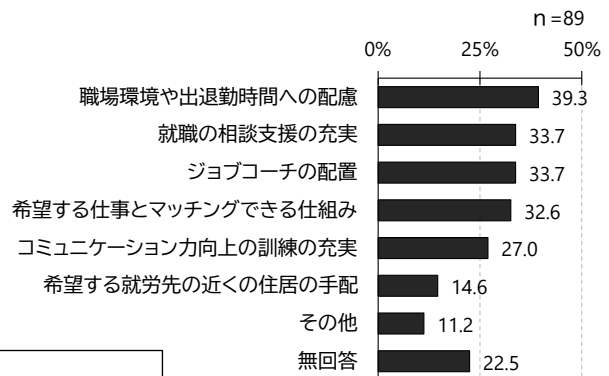


資料：市民アンケート調査結果（令和4（2022）年度実施）

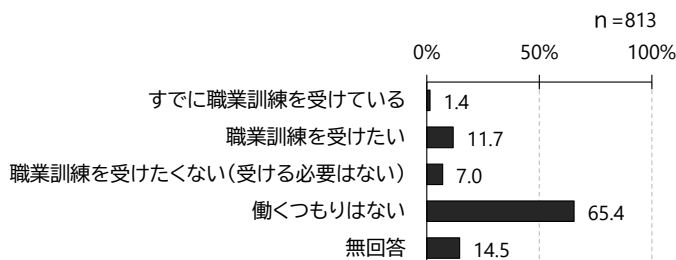
問 就労状況について



一般就労へ移行するために必要な支援



職業訓練のニーズ



資料：市民アンケート調査結果（令和4（2022）年度実施）

推進施策

(16) 障害のある人の雇用の推進及び就労環境の整備 【重点施策】

(17) 福祉的就労の場の充実

(16) 障害のある人の雇用の推進及び就労環境の整備 【重点施策】

【具体的な事業】

① 就労支援コーディネーターの設置

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	<p>企業における障害及び障害のある人に対する理解が深まり、障害者を雇用する企業の拡大や定着、及び障害者が働きやすい環境が整備される</p> <p>また、事業所においては、就労を希望する障害者の特性や能力（強み）を把握するためのノウハウを取得することで、支援を強化するとともに、ハローワーク、就業・生活支援センター等の支援機関との連携により、障害者の一般就労を促進する</p>
内 容	<p>次の業務を担う（仮称）就労支援コーディネーターの設置を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の特性・能力と企業ニーズとのマッチング ・企業に対する障害者雇用の理解促進、相談体制整備・助言 ・障害福祉サービス提供事業所に対する就労支援サポート ・ハローワーク等への情報提供・連携 ・企業等に対する障害者雇用に関する研修会の実施

② 障害者就職面接会への協力・支援

主担当課： 商工観光課

関係課： 社会福祉課

目指す姿	障害のある人、一人ひとりの能力に応じた仕事に結びつける
内 容	栃木労働局・公共職業安定所等との連携により、障害者就職面接会の開催や周知等の支援を行います。

③ 那須塩原市障害者活躍推進計画の推進

主担当課： 総務課 関係課： 社会福祉課

目指す姿	障害のある人がいきいきと働くことができる職場の実現		
内 容	那須塩原市障害者活躍推進計画に基づき、障害のあるすべての職員が、障害の特性や個性に応じて自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができる環境づくりを推進する。		
関連計画等	那須塩原市障害者活躍推進計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和7年度)
	毎年6月1日現在の障害者雇用率を、法定雇用率以上にする。 【法定雇用率】 R4～R5 2.6% R6～R7 2.8%	障害者雇用率 2.53%	障害者雇用率 2.8%以上

(17) 福祉的就労の場の充実

【具体的な事業】

① 障害者優先調達推進法に基づく障害者就労支援施設等への発注拡大

主担当課： 社会福祉課 関係課： 商工観光課

目指す姿	障害者就労施設等での受注が増加することで、障害者の安定した就労の場を提供し続ける
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労支援施設等への物品や役務の発注を推進します。 ・ 民間事業者などに対して、障害者就労支援施設等への商品・業務発注を働きかけ、販路の開拓を支援することで、工賃の向上を図ります。

② 農福連携マッチング事業

主担当課： 農務畜産課 関係課： 社会福祉課

目指す姿	農業体験を通じて、身心のリハビリテーションや心の癒やし効果、また、共同作業による社会参加とコミュニケーション等の効用を活用し、一人ひとりがいきいきと従事することができる		
内 容	栃木県で行う農福連携マッチング事業を活用し、「働き手が欲しい」農業者と「働く場が欲しい」障害者就労支援施設等をつなぐことができるよう周知を行います。		
関連計画等	那須塩原市発達支援システム推進計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和9年度)
	マッチング件数	0件	20件(延べ)

③ 就農相談体制の実施

主担当課： 農務畜産課 関係課： 農業委員会事務局

目指す姿	障害のある人が農業に取り組みやすくなる		
内 容	農業に関する関係機関（市、市農業公社、市農業委員会、那須農業振興事務所、農協等）で連携し、就農から定着までのフォロー体制を構築するとともに、個人のみならず、障害者就労支援施設等が法人として農業に取り組む場合、その相談受付や助言等を行います。		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	就農相談件数（個人・法人含む）	32件	40件

施策の方針 3 福祉サービスの充実

方 向 性

障害のある人が地域での暮らしを続けられるよう、障害のある人のニーズや課題を把握し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの適正な提供量を見込み、計画的に取り組みます。（「障害福祉計画・障害児福祉計画」については、107ページを参照）

また、障害者（児）の移動手段の確保と利便性の向上に向けて、各種サービスの充実を図ります。

現状と課題

障害のある人が、安全かつ不自由さを可能な限りなくした日常生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供においては、必要な需要量を把握し、適正な供給を計画的に行うことが重要です。

事業所アンケート調査結果をみると、本市に不足しているサービスとして「短期入所（ショートステイ）」と回答している割合が高く（33ページ参照）、家族などの介助者が働いているなどの理由から、一時的に利用したいと考えていることが示唆され、障害者と障害児ともに求められていることがうかがえます。

また、面積の広い本市では主な移動手段として自動車の割合が高いですが、障害者（又は障害児の保護者）が自分で自動車を運転できない、あるいは運転する余裕がない場合、現在の公共交通機関の利用だけでは困難な場合も考えられるため、今後は公共交通機関の運行等の見直しや改善、その他の移動手段の確保などが重要になります。

推 進 施 策

- (18) 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進
- (19) 高齢者福祉サービスの推進
- (20) 移動手段の充実

(18) 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

【具体的な事業】

具体的な内容は、「第7期那須塩原市障害福祉計画・第3期那須塩原市障害児福祉計画」で掲載しています。（107ページ以降を参照）

(19) 高齢者福祉サービスの推進

【具体的な事業】

① 高齢者福祉サービス

主担当課： 高齢福祉課

目指す姿	心身の障害等がある高齢者などが、住み慣れた地域で自立し、安定した在宅生活を送ることができる
内 容	<p>心身の障害等がある高齢者など一定の要件を満たす者に対し、次の事業を実施します。なお、状況の変化に合わせ、事業の内容を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 高齢者配食サービス事業 定期的に自宅を訪問し栄養バランスのとれた食事を提供し、安否確認を実施します。 • 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 寝具類の衛生管理が困難な高齢者に対し、衛生生活確保のため、クリーニング料金を助成します。 • 緊急通報システム事業 緊急通報システムを貸与し、日常生活の相談や緊急事態に迅速に対応します。 • 高齢者等救急医療情報キット給付事業 医療情報や緊急情報を保管できる救急情報キットを給付します。
関連計画等	第9期那須塩原市高齢者福祉計画

(20) 移動手段の充実

【具体的な事業】

① タクシー利用助成券の交付

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	日常生活の利便と社会参加
内 容	<p>障害のある人がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。障害のある人の日常生活の利便と社会参加の促進が図られるよう、障害のある人の福祉の増進に寄与することを目的とし、助成券を配布します。</p>

② 地域生活支援事業(移動支援事業)

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	自立した生活と社会参加の促進
内 容	社会生活上必要不可欠な外出又は社会参加のための外出時に、支援が必要な障害者等に対する移動の支援を行います。

③ 自動車改造費助成事業

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	身体障害のある人の移動手段の充実による社会参加促進
内 容	身体障害者が自ら所有し、運転する自動車の改造をする場合に、改造に要する経費を助成することで社会参加の促進を図ります。

④ 交通空白地域の解消に向けたゆータク再編及び利便性向上

主担当課： 生活課

目指す姿	交通空白地域の解消による移動制約者（自家用車を利用できない人など）の移動手段の確保 ※交通空白地域…鉄道駅やバス停が遠く、交通機関の利用が難しい地域
内 容	既存の「ゆータク」の運行内容及び運行区域の見直しを伴う再編や、一定の料金で特定の区域、区間を移動できる新たな交通サービスの導入について検討します。
関連計画等	第2次那須塩原市地域公共交通計画

⑤ ユニバーサルデザインタクシーの導入促進

主担当課： 生活課

目指す姿	車いす使用者、ベビーカー利用者、妊娠している人、身体の不自由な人、高齢者など、誰もがタクシーを利用しやすい環境
内 容	市内のタクシー事業者に対し、国や県と連携した車両導入補助を実施することで、ユニバーサルデザインタクシーの普及を促進します。 ※ユニバーサルデザインタクシー…車内空間が広く、ドアの手すりや車いすに乗ったまま乗車できるスロープなどを備えており、一般利用のほか障害のある人などでも利用しやすい工夫が施されているタクシー

⑥ おもいやり駐車スペース

主担当課： 社会福祉課

関係課： 子育て相談課、その他関係課

目指す姿	駐車スペースの確保による障害のある方などの外出時の負担軽減
内 容	<p>不特定多数の方が利用する施設から協力の申出があった駐車スペースを、障害のある人など用に「おもいやり駐車スペース」として確保するとともに、障害のある人などに対して「おもいやり駐車スペース利用証」を交付し、車いすなどを使用するため車の乗り降りの際にドアを広く開ける必要がある人や、歩行が困難なため建物に近い位置へ駐車する必要がある人を支援します。また、引き続き利用証の適切な利用について周知を図ります。</p>

施策の方針 4 保健・医療・福祉・教育の連携体制の強化

方 向 性

障害に関わる保健・医療・福祉・教育が一体となって支援へつなげられるよう、連携体制を強化します。

上記の連携体制の強化により、特に市独自の取組である「発達支援システム」について、利用者と支援・サービスの提供者の双方に向けた周知と利便性の向上を図るとともに、学校をはじめとする身近な相談体制の充実による発達や障害の早期発見・早期対応につなげます。

また、健康診査やフレイル予防などの健康づくりへの取組を推進します。

現状と課題

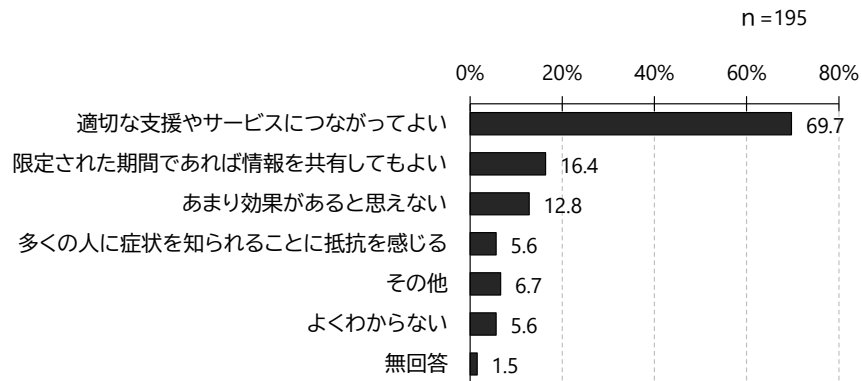
障害者及び障害児の保護者は、保健センターや医療機関、市役所、福祉事業所、保育園、学校などに障害の特性や状況を何度も説明したり、多くの必要書類を作成している現状があります。

本市が独自に取り組む「発達支援システム」は、障害の有無にかかわらず、支援を必要とする子どものそれぞれのライフステージで、切れ目のない一貫した支援が受けられるよう情報をつないでいます。各機関が、当人への支援に必要な情報を共有し、一貫した支援を継続的に行えるようにするとともに、支援を必要とする子どもがより適切な支援が受けられるなど、有効性の高い取組を進めています。

市民アンケート調査結果をみると、「発達支援システム」により関係機関が連携し、子どもの支援内容に関する情報を共有することについて、18歳未満の障害児の保護者では7割弱が適切な支援やサービスにつながってよいと回答しており、高い期待がうかがえます。

また、健康で安心して暮らせるまちづくりの観点から、医療体制や健康づくりへの取組では、経済的な負担の軽減や医療機関等に受診しやすい環境づくりを目的とした支援として、各種医療制度の充実や定期的な健診をはじめ、ライフステージに応じた健康づくりへの取組の充実が求められます。

問 「発達支援システム」により、子ども・子育て総合センター、保育園・幼稚園等、学校、医療機関、事業所、保健センター等が連携し、子どもの支援内容に関する情報を共有することについて



資料：市民アンケート調査結果（令和4（2022）年度実施）

推進施策

- (21) 発達支援システムの推進【重点施策】
- (22) 保健・医療・福祉・教育の連携による相談・早期治療・療育体制の構築
- (23) 医療体制の充実
- (24) ライフステージに応じた健康づくりの推進
- (25) ニューノーマル環境の整備

(21) 発達支援システムの推進 【重点施策】

【具体的な事業】

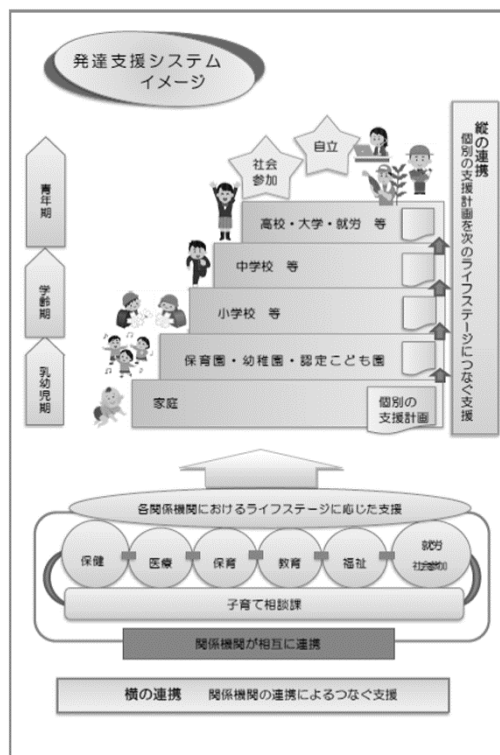
① つなぐ支援の体制整備

主担当課： 子育て相談課

目指す姿	早期から適切な支援が受けられるよう関係機関と連携して環境を整え、さらに適切な支援をつないでいくことにより、将来の子どもの社会参加や自立が可能になることを目指す		
内 容	発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、各ライフステージで関係機関から提供される個別の指導計画を含む個別の支援計画を次のライフステージで支援を行う関係機関に切れ目なくつないでいく「縦の連携」と、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関と連携する「横の連携」により、一貫した支援を提供します。		
関連計画等	第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン 第3期那須塩原市発達支援システム推進計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和8年度)
	発達支援システムのつなぐ支援を利用してよかったと思う利用者の割合	45%	64%

発達支援システムとは

発達に支援が必要な0～20歳までの子どもとその保護者に対して、乳幼児期から学齢期、青年期の各ライフステージにおいて関係機関から提供される個別の支援計画を次のライフステージで支援を行う関係機関に切れ目なく引き継いでいく「縦の連携」による支援と、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関がそれぞれの役割において支援を行い、かつ相互に連携し合うことで、よりニーズに合った適切な支援を提供する「横の連携」による支援により、一貫した支援を提供するための仕組みです。



(22) 保健・医療・福祉・教育の連携による相談・早期治療・療育体制の構築

【具体的な事業】

① 乳幼児健康診査(4か月児健康診査・10か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳児歯科検診・3歳児健康診査)

主担当課： 子育て相談課

目指す姿	疾病や障害を早期に発見し、早期治療・早期療育につなぐ機会として受診率の向上を目指す		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病、障害の早期発見及び支援 ・子どもの健やかな成長を促すための育児支援 ・虐待の早期発見及び支援 		
関連計画等	第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン 第3期那須塩原市発達支援システム推進計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	健診未受診者の把握率	100%	100%

② 育児相談

主担当課： 子育て相談課

目指す姿	子どもの健やかな成長を促すとともに、保護者が安心して育児ができるよう支援する
内容	乳児の発育・発達・栄養・育児等に関する相談及び支援を行います。
関連計画等	第3期那須塩原市発達支援システム推進計画

③ 精神発達相談

主担当課： 子育て相談課

目指す姿	子どもの健やかな成長を促すとともに、保護者が安心して育児ができるよう支援する
内容	乳幼児健康診査及び育児相談等において、精神発達・情緒・行動面等で要支援となった乳幼児とその保護者に対して、心理相談員による相談指導を実施します。 また、子どものよりよい成長に向け、必要な支援につなぎます。
関連計画等	第3期那須塩原市発達支援システム推進計画

④ 運動発達相談

主担当課： 子育て相談課

目指す姿	子どもの健やかな成長を促すとともに、保護者が安心して育児ができるよう支援する
内 容	乳幼児健康診査・育児相談等において、運動機能や発達面で要支援となった乳幼児とその保護者に対して、作業療法士による相談指導を実施します。 また、子どものよりよい成長に向け、必要な支援につなぎます。
関連計画等	第3期那須塩原市発達支援システム推進計画

⑤ 5歳児発達相談事業

主担当課： 子育て相談課

関係課： 保育課、学校教育課

目指す姿	子どもが、その特性に合った適切な発達支援が受けられるよう支援する
内 容	就学前に非定型発達（遅れ・歪み・偏り等）児を早期に把握し、関係機関が連携し、保護者を含めた継続的な相談支援を実施します。 また、子どものよりよい成長に向け、適切な支援につなぎます。
関連計画等	第3期那須塩原市発達支援システム推進計画

成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	年度内に5歳に達する子どものスクリーニング実施率	100%	100%

⑥ 年長児巡回相談

主担当課： 子育て相談課

目指す姿	子どもの気になる行動に対し、幼稚園、認定こども園、保育園、小中学校等で適切な早期支援を行い、二次障害を予防する
内 容	幼稚園、認定こども園、保育園において、年長児の集団での様子を観察し、発達の状況や特性の見立てを行い、支援が必要な子どもへの適切な支援を検討し、早期対応を促します。
関連計画等	第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン 第3期那須塩原市発達支援システム推進計画

成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和8年度)
	年長児が在籍する市内幼稚園、認定こども園、保育園での実施率	100%	100%

⑦ わかば相談(就学相談)

主担当課： 子育て相談課 関係課： 学校教育課

目指す姿	子どもが可能性を十分に発揮し、のびのびとした小学校生活を送ることができる
内 容	学校における特別支援教育についての情報提供を行うとともに、どのような環境があるのかなど、小学校就学に向けた相談に応じ、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図ります。
関連計画等	第3期那須塩原市発達支援システム推進計画

⑧ 小中学校等における支援体制の充実

主担当課： 学校教育課 関係課： 子育て相談課

目指す姿	障害のある児童生徒の支援体制
内 容	<p>障害の早期発見から速やかに療育へ移行できる体制の整備に努め、障害のある児童生徒ができるだけ早い段階で適切な支援が受けられるよう、医療・教育等関係機関との連携を深め、療育体制の充実を図ります。</p> <p>学校、市、関係機関が連携し、先の見通しが持てるよう必要な情報提供に努めます。</p> <p>家庭・保育園等における子どもの様子を記載した「発達支援リレーシート」を活用し引継ぎをすることで、学校生活における支援の充実を図ります。</p>

⑨ 自殺対策事業

主担当課： 社会福祉課 関係課： 健康増進課

目指す姿	自殺予防と心のケア体制の充実
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みや困難を抱える人が身近なところで専門家と相談できる機会を提供し、悩みなどの軽減を図ります。 ・市民や支援者などを対象として、ゲートキーパー養成講座を開催し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるゲートキーパーを養成します。 ・携帯電話やパソコンなどからアクセスして、心の状態をチェックした上で相談窓口などが案内されるコンテンツを提供し、相談窓口等への接触機会を増やし、自殺予防を推進します。
関連計画等	那須塩原市自殺対策計画

(23) 医療体制の充実

【具体的な事業】

① 重度心身障害者医療費助成制度

主担当課： 子育て支援課 関係課： 社会福祉課

目指す姿	重度心身障害者の経済的な不安を解消し、安心して医療機関を受診することができる環境づくり
内 容	保険診療自己負担分のうち、高額療養費及び付加給付を除いた分を申請に基づき、次の受給資格者に助成します。 <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1級、2級の人・療育手帳A1、A2の人・知的障害者で知能指数が35以下の人・身体障害者手帳3級、4級で知能指数が50以下と判定された人・精神障害者保健福祉手帳1級の人

② 自立支援医療(育成医療)

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	身体障害の除去・軽減による福祉向上
内 容	自立支援医療(育成医療)制度は、18歳未満の身体障害児及び治療を行わなければ将来障害を残すと認められる児童の身体の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。原則として医療費の1割を負担することになりますが、本市においては、1割の自己負担分を3歳未満及び住民税非課税世帯は自己負担額0円、それ以外は医療機関ごとに月上限額を500円とすることにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

③ 自立支援医療(更生医療)

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	身体障害の除去・軽減による福祉向上
内 容	自立支援医療(更生医療)制度は、18歳以上の身体障害者手帳所持者の身体の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。原則として医療費の1割を負担することになりますが、本市においては、1割の自己負担分を全額助成することにより、障害者及び扶養者の経済的負担の軽減を図ります。

(24) ライフステージに応じた健康づくりの推進

【具体的な事業】

① 妊娠・乳幼児期の健康づくり				
主担当課：		子育て相談課	関係課：	健康増進課
目指す姿	子どもの健やかな成長を支援する			
内 容	妊娠中から出産や育児に関する正しい知識の普及を図り、安心して出産や育児に臨むことができるよう支援します。			
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)	
	妊娠中から出産にかけて安心して過ごすことができた人の割合	85.9%	89.0%以上	
関連計画等	第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン			

② 健康診査・がん検診の実施			
主担当課：		健康増進課	
目指す姿	自覚症状が少なく気づかないうちに進行する生活習慣病を発見する		
内 容	<p>障害の原因となる疾病の予防や早期発見のため、健康診査を実施し受診率の向上を目指します。</p> <p>生活習慣病重症化予防や特定保健指導などの個別アプローチを実施します。</p> <p>特定健康診査・後期高齢者健康診査・がん検診の受診率向上のための市民啓発活動を推進します。</p>		
関連計画等	第4期那須塩原市健康いきいき21プラン		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	特定健康診査受診率	39.3%	48.0%

③ フレイル予防・介護予防

主担当課： 高齢福祉課

目指す姿	高齢者自らが介護予防（フレイル予防を含む）、重度化予防に取り組むことができる		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職等による介護予防教室「元気もりもり講座」を開催します。 ・シニアセンターにおいて、筋力トレーニング事業を実施し、身体機能の向上、運動習慣の定着を図ります。 ・シニアセンターの指定管理者による介護予防のための自主事業の実施を支援します。 ・住民主体の介護予防のための通いの場の立上げ、継続を支援します。 ・住民主体の介護予防のための通いの場で取り組むことができる体操や、実施団体に対する健康に関する知識の普及啓発に取り組みます。 ・介護予防の知識を学び、周囲に広めるリーダーとなる介護予防サポーターを養成します。 		
関連計画等	第9期那須塩原市高齢者福祉計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和8年度)
	介護予防サポーター養成者数 (累計)	128人	245人

(25) ニューノーマル環境の整備

【具体的な事業】

① 新感染症に係る対策

主担当課： 健康増進課、社会福祉課 関係課： 高齢福祉課、子育て支援課

目指す姿	感染症予防と流行への対応
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人やその家族、支援現場の声を受け止め、新感染症等の流行状況に合わせて、必要な事業を重点的・機動的に実施します。 ・感染予防物資の備蓄や職員の相互派遣体制の継続など、感染症対策の取組を進めます。

施策の方針 5 文化・芸術・スポーツ活動の促進

方向性

障害者が文化・芸術・スポーツに触れ、関わりやすくなるような環境づくりを推進します。
 また、障害者スポーツ大会をはじめとして、障害者が積極的にスポーツ活動に参加し、身体を動かし、多くの人や地域と交流できる機会づくりを創出します。
 さらに、スポーツ活動とともに、地域で取り組む文化・芸術活動などを通じた障害者の社会参加による「地域共生社会の実現」を促進する機会につなげます。

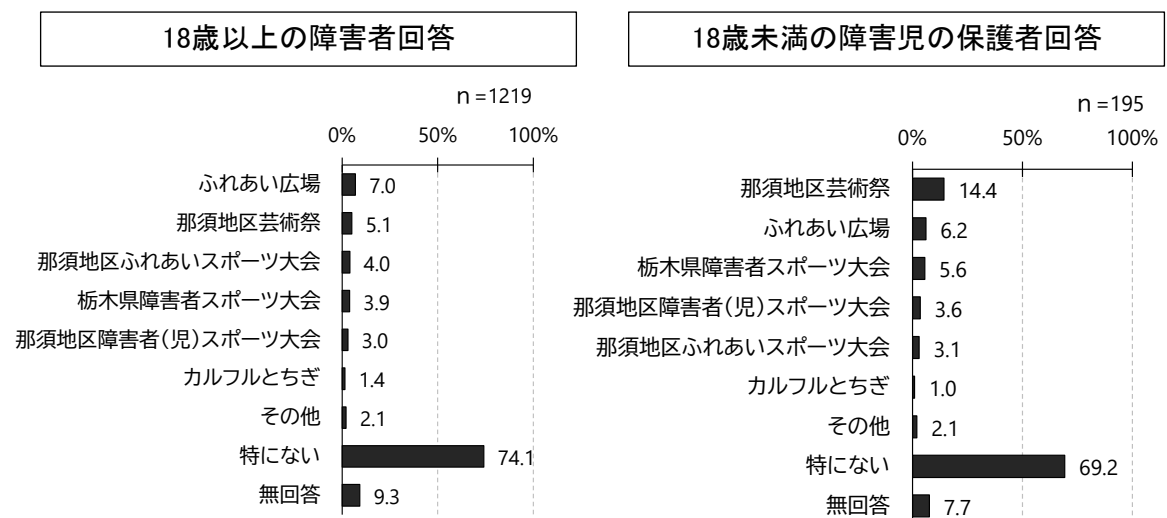
現状と課題

障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう、様々な支援や整備を進めることが「地域共生社会の実現」に向かう重要な取組ですが、参加できる体制や環境づくり、周知が十分ではない場合がまだまだ多くあり、参加しにくい現状も見受けられます。

市民アンケート調査結果をみると、県や市が取り組んでいるスポーツ・文化芸術に関する取組で、参加しているもの、又は参加したいもの（障害児は保護者が参加させたいと思うもの）があるかどうかについて、18歳以上の障害者及び18歳未満の障害児の保護者のいずれも7割前後が特にないと回答しており、いずれのイベントでも参加状況又は参加希望が低いことがうかがえます。

参加のしやすさや取組内容の周知の工夫などを行い、障害者が“まずは参加してみたい”、“関わってみたい”と思えるよう取組を推進していく必要があります。

問 県や市が取り組んでいるスポーツ・文化芸術に関する取組で、参加しているもの、又は参加したいもの（障害児は保護者が参加させたいと思うもの）はあるか



資料：市民アンケート調査結果（令和4（2022）年度実施）

推進施策

- (26) 文化・芸術活動の推進
- (27) スポーツ活動の推進

(26) 文化・芸術活動の推進

【具体的な事業】

① 障害者作品展示機会の提供

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	障害のある人の社会参加促進
内 容	障害者週間などにおいて、市有施設を利用し、障害のある人が作品を展示できる機会を設けます。

(27) スポーツ活動の推進

【具体的な事業】

① 障害者スポーツ大会参加支援

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	健康の保持・増進を図るとともに、自立と社会参加を促進する
内 容	那須地区3市町で共同開催している、身体に障害のある人を対象とした「那須地区障害者(児)スポーツレクリエーション大会」、知的に障害のある人を対象とした「那須地区ふれあいスポーツ大会」、栃木県等が主催する「栃木県障害者スポーツ大会」への参加を支援します。

② 障害者スポーツの普及促進・スポーツイベント等への参加支援

主担当課： スポーツ振興課 関係課： 社会福祉課

目指す姿	障害の有無にかかわらず、スポーツを通じた市民の相互理解を促進する
内 容	障害の有無にかかわらず、ボッチャ競技などの障害者スポーツやスポーツイベントなどに触れる機会をつくり、参加者の相互の理解促進を図ります。 ＜情報紹介＞令和4年に行われた「いちご一会とちぎ大会」において、本市でボッチャ競技が行われました。
関連計画等	第2期那須塩原市スポーツ推進基本計画

基本目標 3

那須塩原市で安全に安心して暮らしていく

施策の方針 1 防災・防犯体制の充実

方 向 性

大地震や暴風雨、土砂崩れなどの災害時において、支援を要する障害者をはじめ、すべての障害者が安全に避難できるよう、平時から市、地域、家庭、個人で備えられることを整備・周知し、防災訓練をはじめとした地域での防災対策に障害者も参加できるよう、呼びかけや参加方法の工夫に努めます。また、障害者の特性に応じた避難所の整備や命の危険に関わる備えの徹底を目指します。

防犯対策としては、消費者被害をはじめとした様々な犯罪・事故への予備知識や予防措置への啓発活動に取り組み、犯罪や事故に巻き込まれない安全・安心なまちづくりを推進します。

現状と課題

阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模地震をはじめ、全国での台風や洪水、土砂崩れなどの被害から、障害者への避難支援、避難所対応は検討・改善されてきました。

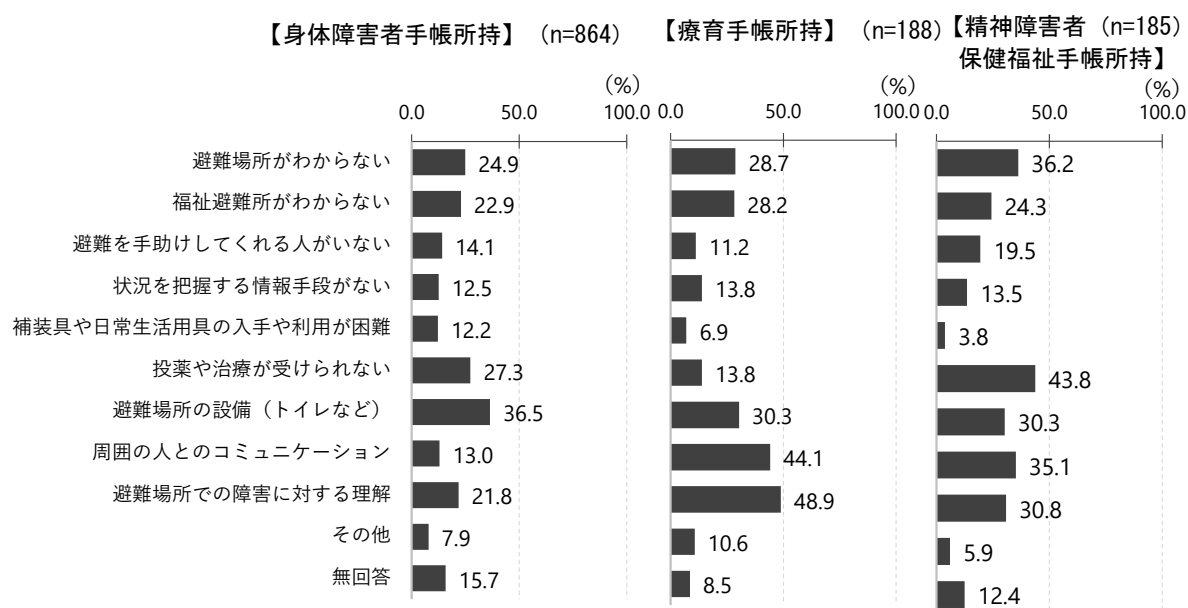
しかし、障害には様々な症状があり、個人によっても大きく異なることから、障害者の特性や災害時の不安、困りごとなどを事前に把握し、避難方法から防災対策、避難所での支援や補助などで必要となるものをあらかじめ備えていく必要があります。

市民アンケート調査結果をみると、18歳以上の障害者の災害時（地震や風水害等）に不安を感じていることとして、身体障害者手帳所持者では、避難場所の設備（トイレなど）が、療育手帳所持者では、避難場所での障害に対する理解が、精神障害者保健福祉手帳所持者では、投薬や治療が受けられないとの回答が、それぞれで特に多くなっており、障害によって重要な対応が異なってくるのがわかります。

また、防犯の観点からは、これまでの消費者問題や詐欺などへの啓発に取り組むとともに、インターネットの普及による“ネット犯罪”などの新しい犯罪に対する障害者への周知・啓発の取組も求められます。

問 災害時(地震や風水害等)に不安を感じていることについて

障害手帳種別の集計結果



推進施策

- (28) 防災体制の強化
- (29) 防犯体制の強化

(28) 防災体制の強化

【具体的な事業】

① 避難行動要支援者支援事業

主担当課： 社会福祉課 関係課： 危機管理室

目指す姿	地域互助力の向上及び地域共生の意識啓発		
内 容	災害時に自力での避難が困難な人（避難行動要支援者）の避難支援及び安否確認並びに平時の見守り活動を行うため、あらかじめ自治会、民生委員等の支援者と要支援者名簿を共有しておくことにより、地域互助力の向上及び地域共生の意識啓発を図ります。あわせて、制度の認知度を向上させる取組を継続するとともに、個別計画の作成を支援します。		
関連計画等	那須塩原市地域防災計画 第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和9年度)
	自治会との協定数	177件	186件
	個別計画作成に取り組む自治会数	146自治会	152自治会

② 防災情報伝達システムの整備の推進

主担当課： 危機管理室

目指す姿	誰一人取り残すことなく災害情報を伝達し、障害のある人やスマートフォン等の操作が苦手な人なども必要な情報を取得できる環境		
内 容	本市の地域特性に適した防災情報伝達システム（みるメールやSNSなどと連携可能）の整備の推進に当たり、障害のある人やスマートフォン等の操作が苦手な人でも必要な情報を取得できるよう、屋外放送や屋内で放送を聞くことのできる防災ラジオを貸与しています。 また、障害者支援団体に対する防災講話などを通して、防災意識の向上と防災ラジオの普及啓発に努めています。		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	防災ラジオの貸与台数	988台	5,000台

③ 地区防災計画の策定支援

主担当課： 危機管理室

目指す姿	地域の自発的な防災意識の啓発及び向上
内 容	災害対策基本法における自助及び共助に関する規定に基づき、県と連携し、地域における自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を支援するとともに、地域の避難経路の確保を図ります。

④ 福祉避難所環境の充実

主担当課： 危機管理室 関係課： 社会福祉課、生涯学習課

目指す姿	障害のある人などの要支援者が、災害発生時にも安心して避難生活を送ることができる		
内 容	福祉避難所におけるバリアフリー化の推進、障害特性等に応じて必要となるコミュニケーションボードなどの備品・器材の配備、電源の確保を進め、良好な環境づくりに取り組みます。		
関連計画等	那須塩原市地域防災計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	障害特性に応じて必要となる備品、器材等を備えた福祉避難所の数	—	市内すべての福祉避難所（15公設公民館）

(29) 防犯体制の強化

【具体的な事業】

① 防犯等啓発事業

主担当課： 生活課

目指す姿	安心して暮らすことができる犯罪のない明るいまちづくり
内 容	防犯等の意識高揚のため、啓発活動を実施します。

② 消費生活相談・啓発事業

主担当課： 生活課

目指す姿	安心して消費生活を送ることができる環境及び相談体制の整備
内 容	消費生活に関する相談業務を行うとともに、消費生活におけるトラブルを防止するための情報提供及び啓発活動を行います。

施策の方針 2 障害のある人にもやさしいまちづくり

方向性

障害者が暮らしやすい、利用しやすいまちづくりを目指し、市内の道路、施設、設備などについて、必要に応じて計画的にユニバーサルデザイン化や、バリアフリー化による整備を推進します。

また、障害者が安全・安心な生活を送れるよう必要かつ最も重要性の高い取組として、住宅の確保及び整備を推進します。

現状と課題

障害者が暮らしやすいまちづくりとして、道路や建築物のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン化が進められてきた経緯は比較的長く、そのはじまりは、平成6（1994）年9月に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」いわゆる“ハートビル法”です。その後、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆる“バリアフリー法”が平成18（2006）年12月に施行されたのを期に、平成20年（2008）3月には「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が閣議決定され、その名称や取組は全国で発展していきました。

そして、東京オリンピック・パラリンピック2020の開催に向けて新たに平成29（2017）年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が閣議決定され、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりは全国で推進され、現在は、東京オリンピック・パラリンピック2020のレガシー継承を掲げ、「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を引き続き発展させるよう理解促進に継続して取り組むこととしています。

本市においても、中長期的な整備事業として計画的に取り組んでおり、引き続き、各整備事業の推進が求められます。

また、福祉分野のすべてにおいて、住宅の確保は重要な取組ですが、障害の分野では、特に車いすでも暮らせる住居への改修をはじめ、それぞれの障害の状態や一人ひとりの特性に応じた住まいの確保が求められるため、一人ひとりのニーズを把握し、利用者が望む住まいの確保への支援を推進していく必要があります。

推進施策

(30) ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりの推進

(31) 住まいの確保及び住みやすい住環境の整備

(30) ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりの推進

【具体的な事業】

① 那須塩原市新庁舎建設事業

主担当課： 那須塩原駅周辺整備室 関係課： 社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子育て支援課、市民課、その他関係課

目指す姿	誰もが快適で安全に利用できる庁舎
内 容	新庁舎の建設に向け、機能的な窓口環境の整備、バリアフリー及びユニバーサルデザインの積極的な導入を図ります。

② 学校施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

主担当課： 教育総務課

目指す姿	障害のある人などが快適に利用できる学校
内 容	避難所としても利用される地域拠点として、長寿命化改修の実施に合わせて、スロープ等による段差の解消、手すりの設置などにより、学校施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図ります。
関連計画等	那須塩原市教育施設長寿命化計画

③ 生涯学習関連施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

主担当課： 生涯学習課

目指す姿	多様化・高度化する学習ニーズへの対応、バリアフリーやユニバーサルデザインの採用など、市民の声を取り入れながら、障害のある人にとっても利用しやすい生涯学習関連施設の整備機能充実を図る		
内 容	公民館や図書館、博物館、文化会館等の計画的改修と充実を行います。		
関連計画等	第3期那須塩原市生涯学習推進プラン		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	トイレをバリアフリー化した 公民館の割合	60%	100%

④ 自治公民館のバリアフリー化(施設整備費等補助金の交付)

主担当課： 市民協働推進課

目指す姿	障害のある人などが地域活動へ参加しやすい環境づくりや生きがいづくりへの支援		
内 容	市内自治公民館の整備を行い、社会教育及び自治活動の振興を図ることを目的とした自治公民館施設整備費等補助金(バリアフリー化事業)を交付することにより、障害のある人や高齢者向けのスロープや手すりを設置するなど、自治公民館のバリアフリー化の促進を図ります。		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	制度を活用した自治公民館の割合	30.9%	35.6%

⑤ 公園施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

主担当課： 都市整備課

目指す姿	誰もが使いやすく、誰もが遊べる公園		
内 容	都市公園全体のリニューアル等の検討を行い、園路や駐車場などの施設やトイレのバリアフリー化を行います。 遊具類は、更新時期にかかわらずインクルーシブ遊具への改修を行います。		
関連計画等	第2期那須塩原市公園施設長寿命化計画		

⑥ 黒磯駅東西連絡通路エレベーター設置事業

主担当課： 都市整備課、道路課

目指す姿	歩行空間のバリアフリー化を行うことで、誰もが安心して外出ができる		
内 容	黒磯駅にある東西連絡通路の西口にエレベーターを設置します。		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和11年度)
	黒磯駅東西連絡通路のエレベーター設置数	1基 (東口)	2基 (東口・西口)

⑦ 安全な歩道の整備

主担当課： 道路課、都市整備課 関係課： 那須塩原駅周辺整備室、
都市計画課、学校教育課

目指す姿	歩道の段差などが障害のある人の通行に妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進する		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路安全対策プログラムによるカラー舗装整備 ・道路改良工事による歩道整備 		
関連計画等	第2次那須塩原市総合計画後期基本計画		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和9年度)
	歩行者に係る交通事故発生率	13.3%	8.3%

⑧ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく特定施設のバリアフリー化の推進

主担当課： 建築指導課

目指す姿	不特定多数の人が利用する特定施設の建築主及び設計者のバリアフリー化に対する意識向上により、基準不適合の特定施設の割合を減少させる		
内 容	すべての人が安全・安心に施設を利用できるよう、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、特定施設のバリアフリー化の推進及び普及の促進を図ります。		
成果指標	指標内容	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和9年度)
	特定施設の基準適合割合	18%	20%

(31) 住まいの確保及び住みやすい住環境の整備

【具体的な事業】

① 介護保険住宅改修費給付事業

主担当課： 高齢福祉課

目指す姿	介護が必要になっても、住み慣れた家で自立した生活を送ることができる
内 容	障害のある人などが要支援認定又は要介護認定を受けた場合に、在宅介護を重視し、自立を支援する観点から、段差の解消や手すりの設置などの住宅改修費の一部を、障害福祉サービスに優先し、介護給付の対象として給付します。
関連計画等	第9期那須塩原市高齢者福祉計画

② 地域生活支援事業(住宅改修)

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	住宅環境の整備
内 容	障害のある人の日常生活における、移動等を円滑にするための用具の設置に伴う改修費用を給付します。

③ 重度身体障害者住宅改造費助成事業

主担当課： 社会福祉課

目指す姿	住宅環境の整備
内 容	在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にするため、住宅設備を改造する経費の一部を助成することにより、重度身体障害者の生活環境整備の促進を図ります。

④ 市営住宅のバリアフリー化

主担当課： 都市整備課

目指す姿	障害のある人などが安全で快適な自立した生活を送ることができる
内 容	障害のある人などに対応するため、段差解消、手すりの設置などのバリアフリー化を推進します。
関連計画等	那須塩原市市営住宅長寿命化計画

第2編

第7期
那須塩原市障害福祉計画・

第3期
那須塩原市障害児福祉計画

第1章 計画の概要と 成果目標

1

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の

基本的な考え方

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

『障害福祉計画』は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく『市町村障害福祉計画』として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

また、『障害児福祉計画』は児童福祉法第33条の20に基づく『市町村障害児福祉計画』として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』では、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度から令和5年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

(2) 計画の内容

① 記載すべき事項

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』では、国の基本指針に基づき以下の8点について、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8年度を目標年度として成果目標を設定します。

【国の基本指針に基づく成果目標】

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 発達障害者等に対する支援(任意)
- (7) 相談支援体制の充実・強化等
- (8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

③ 障害福祉サービス等及び障害児のサービスの見込量と確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等及び障害児のサービスの種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

④ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

2

国の基本指針に基づく成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

国の基本指針

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

県の目標値

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所定員の1.4%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 真に入所支援を必要としている障害者を考慮するため、令和4年度末時点の施設入所定員の現状維持を基本とする。

市の目標値設定の考え方

- 令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数108人の6%以上に当たる7人が、グループホームを利用する等により地域生活へ移行することを目指します。
- 施設入所者については、地域生活へ移行する方がいる一方で、施設入所のニーズも一定数あることから、令和8年度末の施設入所者数が、令和4年度末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。
- 地域生活支援拠点等の整備や地域移行の受け皿となる障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、那須塩原市地域自立支援協議会等を活用し、地域移行を進めるために必要な地域の相談支援体制の構築に向けて検討を進めます。
- 施設入所者の状況を丁寧に把握し、地域移行を希望する施設入所者に対して、相談支援事業者等と連携し、必要な支援を行います。

<<<成果目標>>>

指標名	基準値 (令和4年度)	目標数値 (令和8年度)
地域生活への移行者数	1人	7人
施設入所者数	108人	104人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

国の基本指針

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

県の目標値

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を331.7日以上とすることを基本とする。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

市の目標値設定の考え方

- 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置付けた那須塩原市地域自立支援協議会を活用し、退院後の精神障害のある人が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保に努めるとともに、医療機関とも連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークの在り方について、検討していきます。

<<<成果目標>>>

指標名	基準値 (令和4年度)	目標数値 (令和8年度)
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	2回

(3) 地域生活支援の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）の機能の充実を図ります。

国の基本指針

- 令和8年度末までに各市町村又は圏域において地域生活支援拠点を1つ以上整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- 強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める。

県の目標値

- 令和5年度末までに、17市町が単独で、また、芳賀郡の4町が共同で整備したことで、6圏域21市町で18か所の地域生活支援拠点等が整備された。地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に資するよう、地域における現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行うことで、市町区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備する。ただし、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能とする。
- 各市町又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

市の目標値設定の考え方

- 令和3年度に開始した那須塩原市地域生活支援拠点事業が有する機能を更に充実させ、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制として整備するため、那須塩原市地域自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討をし、適切なコーディネーターの配置整備を推進します。

<<<成果目標>>>

指標名	基準値 (令和4年度)	目標数値 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	1回
コーディネーターの配置人数	0人	1人

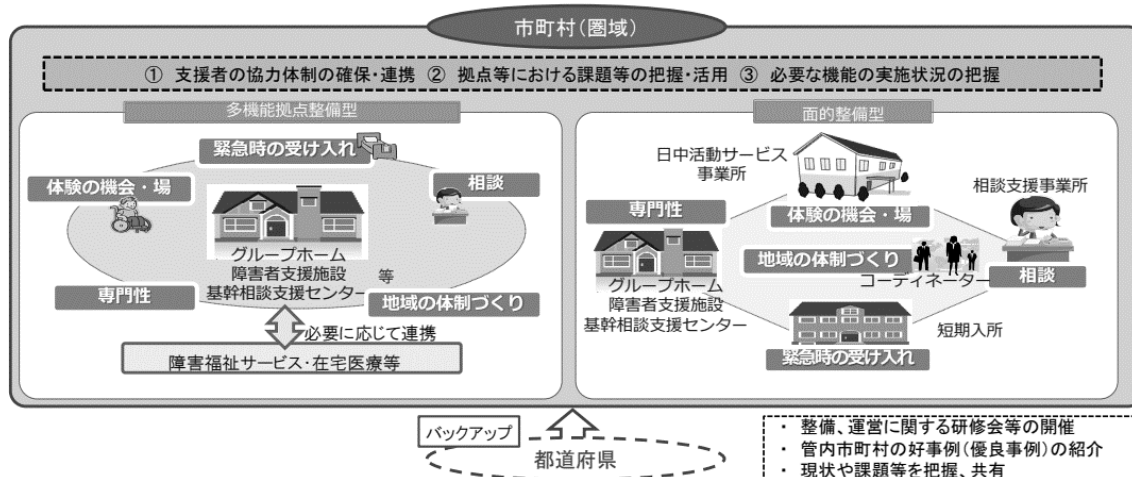
■地域生活支援拠点等の整備イメージ図

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(資料) 厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

国の基本指針

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3年度実績の就労移行支援事業を1.31倍以上、就労継続支援A型事業を1.29倍以上、就労継続支援B型事業を1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上を目指すこととする。
- 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 令和8年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

県の目標値

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を直近3か年の平均実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ直近3か年の平均実績の就労移行支援事業を1.31倍以上、就労継続支援A型事業を1.29倍以上、就労継続支援B型事業を1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上を目指すこととする。
- 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 令和8年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

市の目標値設定の考え方

- 一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、令和8年度に令和3年度実績（21人）の1.3倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目標とします。
- 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績（18人）の1.3倍以上とすることを目指します。
- 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績（A型1人、B型2人）の1.3倍以上とすることを目指します。
- 令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が5割以上となることを目標とします。
- 令和8年度において、令和3年度実績の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。
- 令和8年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上となることを目標とします。

<<<成果目標>>>

指標名	基準値 (令和3年度)	目標数値 (令和8年度)
一般就労への移行者数（全体）	21人	28人
一般就労への移行者数（就労移行支援事業）	18人	24人
一般就労への移行者数（就労継続支援A型事業）	1人	2人
一般就労への移行者数（就労継続支援B型事業）	2人	3人
就労移行支援事業利用者の5割以上が一般就労へ移行した就労移行支援事業所	—	5割以上
就労定着支援事業所の利用者数	9人	13人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	—	2割5分以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する体制を構築するとともに、障害の度合いにかかわらず、すべての障害のある児童が地域で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

また、障害のある児童がより地域社会に参加しやすくなるために必要な支援や工夫を検討する体制を整備します。

国の基本指針

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。

県の目標値

- 児童発達支援センターを各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じ、圏域での体制確保も可能とする。
- 地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制を確保することも可能とする。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制を確保することも可能とする。
- 各圏域、各市町に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

市の目標値設定の考え方

- 市内にある児童発達支援センターとの連携強化に努めます。
- 那須塩原市地域自立支援協議会を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することを検討します。
- 市内の児童発達支援事業所において、重症心身障害児を支援する事業所の確保を目指します。また、市内の放課後等デイサービスにおいて、重症心身障害児を支援する事業所の維持に努めます。
- 市では、既に地域自立支援協議会において医療的ケア児等支援のための協議の場を設置しており、医療的ケア児等支援コーディネーターを2名以上配置し、医療的ケア児等を支援する体制を整備しています。
- 今後、栃木県医療的ケア児等支援センター（くくるん）をはじめ、保健・医療・福祉・教育関係機関、障害福祉サービス提供事業所等と連携し、医療的ケア児等を支援する体制の強化を図ります。

<<<成果目標>>>

指標名	基準値 (令和4年度)	目標数値 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	1 か所設置	1 か所設置
障害児の地域社会への参加・包容方法の検討に向けた那須塩原市地域自立支援協議会の開催	2回	2回
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	事業所なし	1 事業所確保
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 事業所確保	1 事業所確保

(6) 発達障害者等に対する支援

発達障害のある人（主に児童）等の早期発見・早期支援には、発達障害のある人（主に児童）等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントプログラム等に対する支援体制を確保することが重要になります。

国の基本指針

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むことを基本とする。

市の目標値設定の考え方

- 本市では、ペアレントトレーニング等の支援プログラムを実施していませんが、今後、関係課との連携による実施を検討するとともに、県による支援プログラムについて周知を図ります。

<<<成果目標>>>

指標名	基準値 (令和4年度)	目標数値 (令和8年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	0人	2人

(7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保します。

国の基本指針

- 令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うことを基本とする。

県の目標値

- 地域の相談支援体制の強化を図る基幹相談支援センターを各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じ、複数市町による共同設置も可能とする。
- 各市町の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化する。国の基本指針に即して目標を設定し、県の協議会においては、各市町の協議会で明らかになった課題や取組等を把握し各市町と情報共有を図ることにより、市町の協議会の活性化を促進していく。

市の目標値設定の考え方

- 基幹相談支援センターの設置に向け、引き続き検討を行っていきます。
- 那須塩原市地域自立支援協議会を活用し、事業所等と協働・連携しながら個別事例の検討を通じた各種障害福祉サービスの提供について協議し、障害のある人、一人ひとりに対する適切なサービスの提供の確保と充実に努めるとともに、協議会の体制を強化します。

<<<成果目標>>>

指標名	基準値 (令和4年度)	目標数値 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	検討	1か所設置
個別事例の検討や適切なサービス確保と充実に向けた那須塩原市地域自立支援協議会の開催	2回	2回
協議会の専門部会の設置数	3部会	3部会
専門部会の実施回数	28回/年	28回/年

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、サービス事業者が増加している中、より一層事業者が利用者に対して必要とするサービスを適切に提供することができるよう障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

国の基本指針

- 令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

県の目標値

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

市の目標値設定の考え方

- 県や那須地区において実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加を通し、事業者に対して必要な情報提供や適切な指導を実施し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築に努めます。

<<<成果目標>>>

指標名	基準値 (令和4年度)	目標数値 (令和8年度)
那須地区障害福祉従事者等連絡会の開催回数	3回	3回

第2章

サービス等の見込量と 確保方策

1

障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

『第7期障害福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

【表中の単位】

○人日／月：(実利用人数)×(1人当たり月平均利用日数)

○時間／月：(実利用人数)×(1人当たり月平均利用時間)

○人／月：1月当たりの12か月平均実利用人数

○人／年：1年当たりの実利用人数

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や掃除、洗濯、買物の援助、通院介助等を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (時間／月)	2,097	2,462	2,643	2,838	3,047	3,272
利用人数 (人／月)	170	187	206	229	254	282

過去3か年で利用量、利用人数ともに増加傾向です。利用者の高齢化、地域生活に移行する人や精神障害のある人の利用希望が増えていることを踏まえ、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○在宅での多様なニーズに対応する中で、できないことを補うだけでなく、一人ひとりに応じた自立生活の実現を図る観点から1対1のきめ細かな支援をしています。家事援助や通院等介助では、介護保険で対応できない部分の利用希望もみられます。

○事業者・従事者の連携や研修の場の創出、相談支援や医療など多職種の連携等により、地域として提供体制確保の支援に努めます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常に介護が必要な人に、ヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介助、外出時の移動支援などを総合的に行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (時間/月)	335	125	327	327	327	327
利用人数 (人/月)	1	1	2	2	2	2

過去3か年で利用量は増減がみられ、利用人数は大きく変動していません。引き続き、家族等の介助者の高齢化や在宅生活を希望する人の利用を見込み、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○夜間・深夜も含めた長時間の利用を想定し、単身の在宅生活の選択を広げる重要なサービスです。見守りから医療的ケアまで一人ひとりの必要に応じた支援に継続して対応できるよう、居宅介護と同様、提供体制確保に努めます。

③ 行動援護

知的又は精神に障害のある人で行動に著しい困難のある人に、行動する際の危険回避に必要な支援、外出時の移動支援を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (時間/月)	0	0	16	16	16	16
利用人数 (人/月)	0	0	2	2	2	2

令和3、4年度の利用はありませんが、令和2年度以前の利用状況を踏まえて令和5年の利用を見込み、以降同程度の利用を想定して各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○行動障害のある人の外出を1対1で支援し、地域生活の幅を広げる重要なサービスであり活用が望まれます。利用者や相談支援事業者への周知に努めます。

④ 重度障害者等包括支援

意思疎通に著しい困難があり重度の障害で常に介護が必要な人に、居宅や通所の障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般の支援を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

過去3か年で利用者はおらず、今のところ見込みは想定していません。

見込量確保のための方策

○重度の障害のある人の地域生活のニーズはあり、一人ひとりの希望する暮らしを包括的に支援できる体制の実現に努めます。

⑤ 同行援護

視覚障害のある人で移動が著しく困難な人に、外出時に同行して、移動に必要な情報提供や移動の援護を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (時間/月)	447	482	520	550	582	616
利用人数 (人/月)	37	41	45	48	50	52

過去3か年で利用量、利用人数ともに増加傾向にあります。これを踏まえ、今後の3か年も増加の傾向があるものとして利用量、利用人数を見込量として算定しました。

見込量確保のための方策

○視覚障害のある人の外出を保障する重要なサービスであり、一層の活用が見込まれます。

○居宅介護等事業者との連携を進め、提供体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	17	16	17	17	17	17

過去3か年で利用人数に増減はみられません。今後も同程度の利用を想定して各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○提供している事業者は少ないですが、新たな利用者が急速に増える見込みが少ないため、現在の提供体制の維持に努めます。

② 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	5,401	5,542	5,687	5,835	5,987	6,144
利用人数 (人/月)	284	294	304	318	332	346

過去3か年の利用量、利用人数ともに増加傾向にあります。利用者の高齢化、地域生活移行の目標等を踏まえ、今後の3か年の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○一人ひとりの利用者の状態や希望に応じて、生産活動を行う人から、医療的なケアを必要とする人まで、幅広いニーズに応えるサービスです。就労系のサービスから切り替えて日中ゆるやかに過ごしたい人や、リハビリや入浴の機会を確保したい人などの受け皿としても期待されます。

○高齢化や人口減少に対応した地域資源の確保に向け、共生型サービス提供事業所の拡充など、身近な地域において、各事業所の特色を生かしたきめ細かな提供体制の確保を図ります。

③ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

福祉型短期入所

利用量 (人日/月)	765	724	746	768	791	815
利用人数 (人/月)	70	72	75	79	82	86

福祉型短期入所(強化)

利用量 (人日/月)	81	94	110	127	148	172
利用人数 (人/月)	7	9	14	19	23	28

医療型短期入所

利用量 (人日/月)	20	22	26	31	36	43
利用人数 (人/月)	3	5	8	11	14	17

▼福祉型短期入所と医療型短期入所の合計

利用量 (人日/月)	866	840	882	926	975	1,030
利用人数 (人/月)	80	86	97	109	119	131

過去3か年では、利用量は新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり、やや減少傾向にありますが、利用者数は増加しています。地域移行を推進していくことなどを考慮し、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○緊急的な利用に備えて支給決定を受ける人が多いのに対し、定員に空きがなく実際の利用日数は限られていたり、様々な理由で利用が長期に及ぶ人もいます。また、たん吸引や経管栄養をはじめとする医療的ケアに対応できる事業所が少なく、医療型短期入所の受け皿の確保が課題です。地域生活の安心感を生むために、いつでも誰でも利用しやすい提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	109	108	107	106	105	104

過去3か年で利用人数はやや減少傾向にあります。地域生活移行や施設入所者数削減の目標があることを踏まえ、利用を希望する人に対して適切なサービス提供を行いながら、今後もやや減少する傾向を想定して各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○入所している人たちの高齢化が進んでおり、介護サービスが必要な人には本人や家族の意思や利益を尊重した上で、高齢者施設や介護保険サービスへの円滑な移行を支援します。また、新たに入所する人についても、本人の希望する暮らしを実現することを基本に、きめ細かな配慮のある支援ができるよう、施設及び相談支援事業者と連携して提供体制の確保に努めます。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	92	105	120	136	155	176

過去3か年の利用人数は増加傾向にあります。地域生活移行や施設入所者数削減の目標等を踏まえ、今後3か年の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○親亡き後をはじめ、自宅で生活が難しい人でも、施設に入所することなく地域で暮らすための重要なサービスです。一方、指定基準や人材確保、経営面等の問題から、新たな整備が進みづらい状況もあります。

○グループホーム入居が最終目標でなくアパート等での生活を見据える人もおり、利用者のニーズは多様です。一人ひとりの希望する暮らしが実現するよう、事業者・従事者の連携、相談支援事業者や他のサービスとの協力も含めた提供体制確保に努めます。

(4) 訓練系・就労系サービス

① 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、地域生活に必要なリハビリテーションなど身体機能の維持・回復のための訓練を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

過去3か年で利用者はおらず、今のところ見込みは想定していません。

見込量確保のための方策

- 標準利用期間1年6か月に加え、1年に限って延長も可能ですが、利用期間終了後を見据え中長期の支援の見通しを持った利用プランの作成が重要といえます。
- 地域生活・在宅生活との連動、医療分野の見立てや他の通所サービスとの連携を意識しながら、利用を希望する人がいる場合には、身体機能の維持・向上が図られるような提供体制の確保に努めます。

② 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、地域生活に必要な生活能力の維持・向上のための訓練を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	81	65	81	81	81	81
利用人数 (人/月)	4	3	4	4	4	4

過去3か年の利用量は増減していますが、利用人数に大きな変動はありません。継続的な利用を希望する人のニーズを踏まえ、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 原則2年の標準利用期間の中で、多様な生活環境、場面に応じたきめ細かな支援により生活能力の維持・向上を図り、地域生活の幅を広げる役割が期待されます。
- サービス提供事業者及び相談支援事業者との連携を図り、一人ひとりの希望する暮らしに即した着実なサービス提供に努めます。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	606	489	505	520	536	551
利用人数 (人/月)	37	31	32	33	34	35

過去3か年で利用量、利用人数ともに変動しています。就労移行に関する各種目標の達成を踏まえ、令和2年度以前の傾向も踏まえた令和5年度の見込量を算出し、令和6年度以降の利用量は増加傾向で推移すると見込み、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○一般就労に結びつけるための個々の事業所の活動と、自立支援協議会における就労支援の取組を活性化し、一人ひとりの希望にかなう提供体制の確保を図ります。

④ 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、雇用による就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	1,211	1,398	1,614	1,688	1,766	1,847
利用人数 (人/月)	71	81	92	105	120	137

過去3か年で利用量、利用者数はともに増加傾向にあります。就労移行に関する各種目標の達成や、潜在的な就労希望者は少なくないことを踏まえ、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○一般就労と同等に働ける場であると同時に、状況によっては一般就労へのステップとして、一人ひとりに応じた支援が受けられるサービスです。

○利用者は、このサービスの目的よりも事業所自体の仕事内容や賃金等を踏まえ、働く場として利用を希望する人が多くみられます。利用者への丁寧な説明と、より多くの人がこのサービスを選びやすくなるよう、事業者や各方面との連携した提供体制の充実を図ります。

⑤ 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	4,061	4,141	4,223	4,306	4,391	4,477
利用人数 (人/月)	214	225	237	249	262	275

過去3か年の利用量、利用人数はともに増加傾向にあります。今後、介助者の高齢化などにより、自立や居場所が必要になる利用者が増加することを想定するとともに、一般就労に移行する各種目標の達成に向けて、今後3か年の利用量を見込みました。

見込量確保のための方策

- 特別支援学校卒業後の進路先としての希望や、個々のペースに応じた柔軟な働き方の選択、その先の希望する働き方に向けたステップとしての利用など、多様なニーズに応じています。
- 農業など地域性を生かした活動内容を通じて、一人ひとりの役割や自己肯定感、地域資源としての事業所の存在感が高まることも期待されます。
- 一人ひとりの希望を実現する個別支援の充実を図るよう、サービス提供事業者及び相談支援事業者との連携に努めます。

⑥ 就労定着支援

就労移行支援等の障害福祉サービスの利用後、一般就労に移行した人に就労に伴う環境変化による生活面の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/月)	9	11	13	16	20	25

過去3か年の利用実績はやや増加傾向にあり、今後も周知や理解が広がれば利用も増えていくことを想定して、今後3か年の利用量を見込みました。

見込量確保のための方策

- 生活リズムや体調管理をはじめ、働くことの基盤となる日常生活で生じる様々な課題にきめ細かく対応するものです。事業者には、一人ひとりに応じた関わりや、就労先の企業・関係機関との緊密な連携が望まれます。
- 今後も利用者のニーズを的確に把握し、事業所と連携して提供体制の充実を図ります。

⑦ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)				0	6	12

令和7年10月までを目途に開始される新しいサービスです。就労を希望する人がまず利用するサービスとなるため、利用量は多くなることが想定されますが、実施する事業所数を予測し、令和7年度からの利用を見込みました。

見込量確保のための方策

- 現在も障害者の就労を支援するサービスとして就労移行支援や就労継続支援A型・B型などがありますが、利用申請段階からいずれかのサービスを選択しなければならず、利用者とのマッチングが必ずしも十分ではありませんでした。
- 障害者本人と支援側がともに強みや課題をあらかじめ整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系福祉サービスにつながるができます。
- 新規サービスの内容周知に努め、事業者と連携し、提供体制の整備を図ります。

(5) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービス（訪問系・日中活動系・居住系）や地域相談支援を利用する人に、その心身の状況や環境、意向を踏まえたサービス等利用計画の作成や一定期間ごとの見直し、関係機関との連絡調整等を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	875	927	961	997	1,034	1,073

過去3か年で利用者数は増加しています。今後3か年の各福祉サービスの利用見込み等を踏まえ、各年度の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 利用者数が増加する一方で、計画相談支援を提供できる相談支援事業所や相談支援専門員が不足していることから、人材の確保を図るとともに、事業所の協働による連携強化や提供体制の確保に努めます。
- 那須塩原市地域自立支援協議会の相談支援部会にて相談支援専門員研修を実施するなど、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、関係機関との意見交換を行うなど、連携体制の強化を図ります。

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院などで暮らす人に、住居の確保や障害福祉サービス事業所への同行など地域生活に移行するための支援を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	1	0	1	1	1	1

施設からの地域移行目標を踏まえ、今後3か年の利用量を見込みました。

見込量確保のための方策

- 施設や病院から地域生活への橋渡しを担う重要なサービスです。地域移行の推進には、移行後の生活に安心感が持てるような地域づくりが必要であるほか、施設や病院、地域の支援関係者の意識が重要であることから、地域の支援関係者に活用のイメージが広がるよう周知に取り組むとともに、更なる施設や病院、地域の支援関係者への情報発信や連携に努めます。

③ 地域定着支援

地域生活に移行した人やひとり暮らしになった人などに、一定期間、常時の連絡体制を確保し、その障害によって生じる緊急の相談や訪問などの支援を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	1	0	1	1	1	1

地域移行支援の利用者数に対して不足のない量として今後3か年の利用量を見込みました。

見込量確保のための方策

- 新たに単身生活を始める人など、在宅生活の不安解消や緊急的な支援を必要とする人に地域生活の安心を確保するサービスです。地域移行支援と同様、地域の支援関係者に活用のイメージが広がるよう周知に努めます。
- このサービスが夜間や休日、緊急時の支援機能を着実に果たすとともに、緊急の状況を生まないような日ごろの支援体制が重要です。自立生活援助をはじめ、あらゆるサービスが地域定着支援であるという意識のもと、一人ひとりの希望する暮らしを支えていける地域生活支援体制の構築に努めます。

2

障害児福祉サービスの見込量と確保のための方策

『第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1) 障害児通所支援

① 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する児童等の心身の状況や環境、意向を踏まえた障害児支援利用計画の作成や一定期間ごとの見直し、関係機関との連絡調整等を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	385	532	552	572	592	612

過去3か年で利用人数は大きく増加しています。障害や発達に課題がある子どもが増えていることを踏まえ、今後3か年の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 利用者数が増加する一方で、障害児相談支援を提供できる相談支援事業所や相談支援専門員が不足していることから、人材の確保を図るとともに、事業所の協働による連携強化や提供体制の確保に努めます。
- 那須塩原市地域自立支援協議会の相談支援部会にて相談支援専門員研修を実施するなど、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、関係機関との意見交換を行うなど、連携体制の強化を図ります。

② 児童発達支援

障害のある子ども（未就学児）を対象に、日常生活の基本的な動作や知識、集団生活への適応などを獲得するための個別・集団の療育を行う、ライフステージを通じた切れ目のない支援の入口を担うサービスです。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	1,130	1,348	1,608	1,774	2,036	2,336
利用人数 (人/年)	117	143	164	188	216	248

過去3か年で利用量、利用人数ともに大きく増加しています。障害や発達に課題がある子どもが増えていることを踏まえ、今後3か年の見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○必要な支援や配慮が切れ目なく提供されるよう、サービス提供事業者及び相談支援事業者のほか、保健・医療・教育などの関係機関との連携を図るとともに、提供体制の確保に努めます。

③ 放課後等デイサービス

学校へ通う障害のある子どもに、放課後や長期休業などにおいて、生活能力や社会性を獲得するための訓練や地域社会との交流などの支援を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	3,403	3,817	3,506	4,990	5,705	6,523
利用人数 (人/年)	242	293	335	383	438	501

過去3か年で利用量、利用人数ともに大きく増加しています。今後3か年の利用は、この伸び率や障害児支援の提供体制の整備目標を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 子どもの出生数が減少する中、放課後等デイサービスの利用希望者数は一貫して増加しており、事業所の新設や定員増により提供体制の拡充が図られていますが、その一方で、現場の業務が多忙化していることもあり、一人ひとりに応じた丁寧な関わりや支援の専門性の確保に努めます。
- 事業所だけで取組を完結することなく、その成果を学校等の現場や家庭に還元していくことが重要です。また、学校等や家庭の困り感を早期に受け止め、その子に応じた関わりをともに考えていけるような相談支援体制も必要です。サービス提供事業者及び相談支援事業者を中心として、各関係機関の連携の強化に努めます。

④ 保育所等訪問支援

障害のある子どもが通う保育所等（小学校含む）を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応に必要な、保育所等の先生方の支援や連携強化など専門的な支援を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	14	18	19	20	21	22
利用人数 (人/年)	12	18	14	15	16	17

過去3か年で利用量は増加しており、利用人数は年により差があります。今後3か年の利用は、この伸び率や障害児支援の提供体制の整備目標を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 保育園・幼稚園のほか、学校や放課後児童クラブ（学童保育）への訪問も可能であり、障害のある子どもが、地域でほかの子どもたちと同じ環境の中で過ごせるよう、障害児支援の専門性を地域の様々な現場に広げていく意味があります。
- 地域の保育や教育の現場が、様々な特性や障害のある子どもにとって過ごしやすい場所となるよう、制度の周知を図るほか、サービス提供事業者及び相談支援事業者、保健・医療・教育などの関係機関との連携に努めます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害などにより外出が著しく困難な子どものため、居宅を訪問して専門的な発達支援を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

過去3か年で利用はありませんでした。今後、利用希望がある場合には、適切な支援を提供します。

見込量確保のための方策

- 重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子どもなど、直ちに集団での支援が望ましいとはいえない子どもたちにも、在宅でその子に応じた日常生活動作や知的技能などの成長発達の機会を保障する重要なサービスです。
- 通所支援の利用や教育機会の保障など社会との関わりに向けたステップとしても活用が期待されます。サービス提供事業者の確保に向けて福祉・保健・医療の関係機関も含めた連携に努めます。

3

地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

市町村地域生活支援事業は、相談支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター機能強化事業などの必須事業と、任意のその他事業からなり、地域の特性や利用者の状況に応じたきめ細かい事業を行うこととされています。

障害のある人の地域での暮らしを支援する中で、解決すべきどのような課題があるか、地域自立支援協議会において協議し、必要なサービスの創出や改善を図ることが重要となります。

① 相談支援事業

障害のある人などの福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

本市では主に社会福祉法人等の民間事業者に委託して実施しており、「那須塩原市障害者相談支援センター」、「地域生活支援センターゆずり葉」及び「栃木県北地区手話通訳派遣協会」にて相談を受け付けています。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 (箇所)	3	3	3	3	3	3

継続的な利用を希望する人のニーズを踏まえ、実施箇所数を維持します。

見込量確保のための方策

- 本市では「那須塩原市地域自立支援協議会」を平成19年度に設置しており、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業・商工団体、障害福祉関係機関、障害当事者団体、地域ケアに関する学識経験者等を構成員としています。この協議会には、下部組織として「相談支援部会」、「事業所部会」、「当事者部会」が設置されています。「相談支援部会」で地域の個別課題を発掘し、「事業所部会」で具体的な解決手法の検討を行い、「当事者部会」で自立して行動するための方策を検討しています。これらの活動を充実発展させていくためには、相談支援事業の質の維持・向上が必要となります。
- 「那須塩原市地域自立支援協議会」と「相談支援事業」を一体的に展開させていくことにより相談支援事業の充実を図るとともに、より多くの方に活用されるよう引き続き周知活動にも努めていきます。
- より密度の高い支援を必要とする事例や、相談内容が多岐にわたるなど、現在の相談支援体制では十分な対応ができない状況になりつつあります。これらに対応するため、現在の委託相談体制を維持しつつ、地域の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置についても引き続き検討を行います。

② 意思疎通支援事業

聴覚機能、言語機能及び音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者等を派遣します。

手話通訳者派遣事業については、「栃木県北地区手話通訳派遣協会」が相談支援事業と併せて実施しています。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(ア)手話通訳者派遣事業

利用人数 (人/年)	23	26	29	31	33	35
---------------	----	----	----	----	----	----

(イ)要約筆記者派遣事業

利用人数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
---------------	---	---	---	---	---	---

手話通訳者派遣事業では、過去3か年の利用実績が増加しています。今後3か年の利用は、この伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

要約筆記者派遣事業では、過去3か年で利用はありませんでした。今後、利用希望がある場合には、適切な支援を提供します。

見込量確保のための方策

- 手話通訳者の登録を促進するため、手話奉仕員養成講座等事業を実施します。
- 要約筆記者派遣は、個人利用についての周知が不十分であるとも考えられるため、市の広報誌等による積極的な周知を行います。

③ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害、知的障害、精神障害のある人などで、日常生活をしやすくするための用具を必要とする人に対して、購入費用を給付します。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(ア) 介護・訓練支援用具

利用件数 (件)	12	1	12	12	12	12
利用人数 (人/年)	8	1	8	8	8	8

(イ) 自立生活支援用具

利用件数 (件)	15	13	16	15	15	14
利用人数 (人/年)	15	13	15	15	15	14

(ウ) 在宅療養等支援用具

利用件数 (件)	17	20	24	25	26	27
利用人数 (人/年)	15	19	24	25	26	27

(エ) 情報・意思疎通支援用具

利用件数 (件)	38	24	32	33	34	36
利用人数 (人/年)	22	22	22	23	23	24

(オ) 排せつ管理支援用具

利用件数 (件)	3,557	3,681	3,809	3,872	3,936	4,000
利用人数 (人/年)	342	355	368	379	390	401

(カ) 住宅改修

利用件数 (件)	6	2	5	6	7	8
利用人数 (人/年)	6	2	5	6	7	8

日常生活用具給付については、用具ごとに耐用年数が異なることから、年度ごとの実績値に差がある状況ですが、近年の利用状況を勘案して見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 障害者手帳所持者数の推移をみると、今後も給付対象者は横ばい又は増加するものと思われることから、事業の効率的な運用が必要になります。
- 用具についての情報収集や、利用者及び関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り適切な給付に努めます。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人が地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、マンツーマンによる「個別支援型」の外出支援を実施します。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 (箇所/年)	9	10	11	12	13	14
利用件数 (件/年)	2,419	3,275	4,434	5,611	7,100	8,985
延べ利用時間数 (時間)	2,368	3,523	5,241	6,922	9,143	12,075
利用人数 (人/年)	93	116	145	175	212	256

過去3か年の利用実績は、年々増加傾向にあります。今後3か年の利用はこの伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

- 障害のある人の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、今後もサービス提供体制の確保を図ります。

⑤ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人が通所して創作的活動や生産活動を行う機会を提供するために、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域生活支援の促進を図ります。

基礎的事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行うとともに、本事業の機能強化を図るため、「地域活動支援センターⅠ型」、「地域活動支援センターⅡ型」、「地域活動支援センターⅢ型」の類型を設け、次の事業を実施します。

(ア) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型

地域の障害のある人のための援護対策として実施する通所による援護事業です。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(ア) 地域活動支援センターⅠ型

実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
利用人数 (人/年)	162	145	142	155	170	185

(イ) 地域活動支援センターⅡ型

実施箇所数 (箇所)	6	6	6	6	6	6
利用人数 (人/年)	38	26	36	35	35	34

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型

実施箇所数 (箇所)	2	2	2	2	2	2
利用人数 (人/年)	20	21	22	22	22	22

過去3か年の利用実績は、いずれもやや増減変動がみられますが、各センターとも居場所づくりの意味合いが強い事業であることを勘案し、現在の箇所数を維持するために、今後3か年の利用は過去の利用実績から平均値を令和5年度の見込値に

設定し、それまでの伸び率で見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

(ア)地域活動支援センターⅠ型

○本市民が利用している地域活動支援センターⅠ型については、主に精神障害がある人にとっての相談の場であり、かつ、交流の場です。

近隣市町には、精神障害がある人を対象とした相談交流施設がないため、本市が地域活動支援センターⅠ型として委託している「地域生活支援センターゆずり葉」は本市だけではなく近隣市町にとっても重要な役割を担っています。今後も現在の箇所数を維持し、事業内容の更なる充実に努めます。

(イ)地域活動支援センターⅡ型

○障害者総合支援法に基づく生活介護サービスを利用するための障害支援区分要件を満たさない人を主な対象として、現在の箇所数を維持し、事業の推進に努めます。

(ウ)地域活動支援センターⅢ型

○本市民が利用している地域活動支援センターⅢ型サービス提供事業所は、本市の「ふれあいの森」、大田原市の「すずらん作業所」があります。

本市の「ふれあいの森」については、市が指定管理制度を活用して管理運営している施設ですが、民間事業所で受入れが困難な場合のセーフティネットとしての役割も担っていきます。

⑥ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害又は精神障害のある人で、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

具体的には、知的障害又は精神障害のある人で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、成年後見制度の市長申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

⑦ 日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要と認められる障害のある人の日中時間における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

具体的には、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設において障害のある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用件数 (件/年)	7,164	8,754	1,0697	12,486	14,574	17,011
利用人数 (人/年)	143	139	135	138	142	146

過去3か年の利用実績は、実施事業所の増加に伴い利用件数も年々増加しています。近年の利用状況を勘案すると、継続的に増加するものと見込まれ、今後3か年の利用はこの伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○障害のある人の日中活動の場として確保し、保護者や介護者のニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

⑧ 訪問入浴サービス事業

自宅において入浴することが困難な在宅の身体に障害のある人に対して、訪問入浴車による家庭での入浴サービスを行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	6	6	6	6	7	7

過去3か年の利用実績は、横ばいの傾向にあります。今後も、同様の推移をするものと見込まれ、今後3か年の利用はこの傾向を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要な事業であるため、保護者や介護者のニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

⑨ 自動車改造費用助成事業

重度の身体障害のある人が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造費用について助成します。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	3	4	5	6	7	8

過去3か年の利用実績は、増加傾向にあります。近年の利用状況を勘案し、今後3か年の利用はこの伸び率を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要な事業であるため、保護者や介護者のニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

⑩ 生活サポート事業

日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障を来すおそれのある人に対して、ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	2	7	3	4	4	5

近年の利用状況を勘案し、今後3か年の利用はこの状況を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○障害のある人が地域で生活するために必要なセーフティネット事業の位置付けとして、今後も事業を展開します。

⑪ 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする人を除く。）を対象に、現に住居を求めている障害のある人に対し低額な料金を居宅やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

年度	実績値		見込値	計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用人数 (人/年)	1	1	1	1	1	1

過去3か年の利用実績は、横ばいの傾向にあります。今後も同様の推移をするものと見込まれ、今後3か年の利用はこの傾向を踏まえ、見込量を算定しました。

見込量確保のための方策

○利用実績は少ないものの、障害のある人が地域に移行するために必要な事業であり、今後も事業を展開します。

資料編

1 委員等名簿

那須塩原市障害者計画等策定委員会委員等名簿

委員長：谷口 敬道 副委員長：菊地 達美 (敬称略・順不同) (※：R5.10～委嘱)

番号	氏名	区分	組織・団体等の名称
1	松本 和重	サービス事業者	社会福祉法人 太陽の里福祉会
2	菊地 達美	サービス事業者	社会福祉法人 あいのかわ福祉会
3	後藤 健一	サービス事業者	社会福祉法人 清幸会(セルフあじさい)
4	室井 勝吉	障害者関係団体	那須塩原市身体障害者福祉会
5	鈴木 弘義 星野 幸夫(※)	障害者関係団体	那須塩原市聴覚障害者協会
6	和泉 育志	障害者関係団体	那須塩原市心身障害児者父母の会
7	星 理加	障害者関係団体	那須塩原市心身障害児者父母の会
8	君島 紀子	障害者関係団体	那須塩原市心身障害児者父母の会
9	渡辺 晃紀	保健関係者	栃木県県北健康福祉センター
10	高野 謙二	医療関係者	黒磯那須地区医師会
11	小関 邦彦	医療関係者	西那須野塩原地区医師会
12	谷口 敬道	大学等	国際医療福祉大学 成田保健医療学部 作業療法学科
13	谷口 照子	教育関係団体	栃木県立那須特別支援学校
14	内村 恵美子	教育関係団体	那須塩原市小中学校長会
15	松本 和彦	雇用関係団体	黒磯公共職業安定所
16	大倉 太喜生	雇用関係団体	西那須野商工会
17	印南 昭久	雇用関係団体	那須塩原市商工会
18	高野 由光	学識経験者	那須塩原市社会福祉協議会
19	大森 利男	学識経験者	那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会

2 用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながる技術

アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申出をしない人々に対して、積極的に働きかけて必要な人に必要なサービスと情報を届けること

アクセシブルな電子書籍

デジタイズ図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等、視覚障害者等が利用しやすい書籍で、パソコン、スマートフォン、タブレットや、Kindleのような専用読書端末により読書をする

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと

インクルーシブ教育

すべての子どもの多様なニーズに対応できるよう、すべての子どもを包含する教育。障害のある子どももいない子どもと一緒に教育を受けることで、「共生社会」の実現を目指す

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと

オーディオブック

書籍等の文章を読み上げ、又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ

か行

きょうだい

病気や障害のある兄弟姉妹をもつ子どものこと。「きょうだい」は、ケアが必要な兄弟姉妹を直接的にケアする身体的・心理的負担に加え、その後の人生にも影響する孤独や辛さを抱え込みやすい傾向があるといわれており、社会問題とされている。兄、弟、姉、妹のどれを指しても差し支えない表現であることからひらがな表記としている

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと

コーホート要因法

年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法

コミュニケーションボード

知的障害者、自閉症、聴覚障害者のコミュニケーション支援を目的として作成された図版。指さして用いることが想定されている

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み

さ行

情報アクセシビリティ

アクセシビリティ（Accessibility）は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障害者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやウェブページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方

スクールカウンセラー

心理についての専門性を持ち、学校において、児童生徒が抱える様々な課題について解決のための助言や指導などを行う者

ソーシャルインクルージョン

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念

た行

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと

デイジー図書

デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格で、視覚障害等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された

デジタルトランスフォーメーション（DX）

デジタルテクノロジーを使用して、ビジネスプロセス・文化・顧客体験を新たに創造して、変わり続けるビジネスや市場の要求を満たすプロセスのこと

は行

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる

BCP（業務継続計画）

Business Continuity Planの略で、大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと

フリースペース

障害者やその家族、高齢者、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所であり交流の場

フレイル

加齢により心身の機能が低下してきた「健康と要介護の間」の状態。予防や治療を行うことで、より健康な状態に戻ることが可能となる

ホームページアクセシビリティ

ウェブアクセシビリティともいい、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることをいう

ま行

みるメール

無料登録制で、電子メールで市民に防災情報などの緊急情報や、イベント情報などの地域情報を伝える那須塩原市のメール配信サービス

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることでのことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある

ゆータク

タクシー車両を用いた予約型乗合交通で、「ゆータク」という愛称で地域住民の生活を支える交通として運行している

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

第4期那須塩原市障害者計画
第7期那須塩原市障害福祉計画
第3期那須塩原市障害児福祉計画

令和6(2024)年 3月
那須塩原市 保健福祉部 社会福祉課
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2
電話 0287-62-7026 (直通) FAX 0287-63-8911
e-mail shakaifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp